

陳情項目と参考資料

1. 陳情書	1
2. アンケート	8
3. 要請項目のポイント	22
4. 介護保障に関する資料	56
①各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数	56
②介護保険料と保険料段階数／国が示す保険料段階の倍率・対象者・所得基準	58
③第8期介護保険料段階と倍率と所得金額	60
④準備基金残高・未取崩額・保険料引き下げ可能額・引下げ後保険料等一覧	62
⑤介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧	63
⑥収入減を理由とした介護保険料減免の実施状況	64
⑦介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧	66
⑧総合事業訪問サービス利用者数の推移・通所サービスの利用期間制限等)	67
⑨特別養護老人ホームの待機者数	70
⑩住宅改修・福祉用具の受領委任払い制度の実施状況	72
⑪介護認定者の障害者控除の認定状況一覧	74
5. 国保に関する資料	76
①国保料(税) 平均保険料・一般会計繰入額などの市町村別一覧	76
②全国知事会・全国市長会・全国町村会の国保に関する要望	77
③国保料(税)の低所得の減免実施状況	78
④国保料(税)の収入減の減免制度実施状況	80
⑤国保資格証明書・短期保険証の交付状況一覧	82
⑥国保の短期保険証の実態(留め置き、未交付含む)	83
⑦国保の滞納者差押え状況	84
⑧国保の納税緩和措置(徴収猶予・換価の猶予・滞納処分停止)	86
6. 生活保護に関する資料	88
①生活保護の相談・申請・保護開始件数と受給件数について	88
②札幌市作成ポスター:生活保護の申請は国民の権利です	89
③生活保護の扶養照会・車の保有について	90
④生活保護担当職員数および担当受給者数について	91
7. 福祉医療制度に関する資料	92
①子ども医療費助成制度の実施状況	92
②精神障害者医療費助成制度 市町村実施状況一覧表	94
③後期高齢者福祉医療費給付制度の実施状況(ひとり暮らし・ひとり暮らし以外)	95
8. 子育て支援に関する資料	97
①就学援助の受給者数・予算額	97
②就学援助の対象基準・所得基準額・申請等について	98
③就学援助の支給項目	100
④学校給食費への自治体独自補助	102
⑤保育施設等給食費への自治体独自補助	103
⑥保育施設数	104
9. 障害者・児施策に関する資料	105
10. 任意予防接種に関する資料	106
11. 健診・検診に関する資料	109
12. 国および愛知県への意見書(案)	111
13. 要望事項の実施状況チェックシート	117
14. コース表	118
15. 愛知自治体キャラバンとは? 要望事項を実現した市町村割合の推移	119

2022年愛知自治体キャラバン 実施要領

※要請団の集合時間は、1つ目の自治体は30分前、2つ目以降の自治体は15分前に会場1階ロビーにお集まりください。

キャラバン参加者のみなさんへ

1. 参加者受付名簿 … 「参加者受付名簿」にお名前・団体名をご記入ください。
2. 独自の陳情書 … 各団体独自の陳情書を提出する場合は、団長又は事務局長にお知らせください。陳情書の提出のみで当日の回答は求めませんので、後日、各団体で交渉をお願いします。
3. 「感想用紙」 … 懇談終了後、別紙の「感想用紙」をご記入の上、団長又は事務局長にお渡しください。後日提出する場合は、社保協あてにFAXをお願いします。(FAX番号 052-889-6931)

団長・事務局長のみなさんへ

1. 参加者への依頼
 - ①「参加者受付名簿」の空欄に市町村名を記入し、参加者に名前・団体名記入を依頼してください。
 - ②記録係を決めて「記録用紙」を記入してもらうように依頼してください。
2. 陳情書と請願書の取扱い
 - ①正式な陳情書又は請願書を、当局と議会にそれぞれ提出してください。
 - ②提出前に、印字した首長名と議長名に間違いがないか確認し、間違っている場合は、予備の陳情書・請願書に正しい名前を記入して提出してください。
 - ③議会提出分の陳情書か請願書の区分(P118 参照)は、昨年と同じ形式で準備しています。請願書の場合は、紹介議員となっていていただく共産党議員に手渡ししてください。なお、昨年と異なる提出をする場合は、予備の陳情書・請願書をご利用ください。
3. 配布資料
 - ①当日の配布資料(冊子)は、当局(議会)と要請団参加者との共通資料です。
 - ②自治体からの文書回答・アンケート回答は、市町村ごとに要請団参加者に配布してください。
4. 懇談の留意点
 - ①懇談の時間は1時間(愛知県・名古屋市は120分、一宮市・稲沢市・瀬戸市・東海市・豊田市・岡崎市・西尾市・豊橋市・東三河広域連合は90分)です。
 - ②自己紹介は少人数の場合に限ってください。発言する前に、名前・団体名を名乗ってから発言するようにしてください。
 - ③文書回答・アンケート回答があることを前提に、最初から懇談に入ってください。
5. 資料などのとりまとめ
 - ①団長又は事務局長は、次の資料を「回収袋」に入れ、保険医協会事務局に渡してください。
 - ②各自治体別の回収袋:1)自治体側の出席者名簿、2)記録用紙、3)提出を求めた資料(懇談当日に配布された場合)
 - ③1日分まとめた回収袋:1)受付名簿、2)参加者感想用紙

自治体当局・議会関係者のみなさんへ

1. 当日の出席者名簿
 - ①当日出席者のお名前と役職名を、お渡しください。

2022年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のくらし福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナ「第7波」の新規感染は、これまでに経験したことのない爆発的な拡大が起こっており、国民は感染への不安や経済の落ち込み、行動自粛や生活困窮など深刻な事態となっています。さらに、昨今の物価高騰は、「年金は下がり」「賃金が上がらない」日本の国民生活に追い打ちをかけています。

また、ロシアの国連憲章違反のウクライナ侵攻後、残虐な戦争行為の中止、紛争解決は憲法9条に基づく平和外交で解決を求める世論が広まっています、

しかし、6月7日閣議決定された2022年「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)は、物価上昇や企業成長を重視するアベノミクスを踏襲した上、更に5年以内の防衛予算倍増を念頭に「防衛力を抜本的に強化する」方針を打ち出しました。国民が切実に求める賃金増ではなく、資産所得倍増として国民の預貯金を元本割れリスクをはらむ資産運用などに投げ込むよう促しています。

医療・社会保障についても、病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化等様々な負担増を盛り込んだ「改革工程表」を継承し、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の下、医療・社会保障の脆さが露呈していますが、医療・社会保障抑制を続ける方針です。防衛費増加と社会保障予算の縮小で国民には多大な負担増となり、国民生活の改善・向上には繋がりません。

地域住民の命とくらしを守る自治体におかれましては、住民生活の実態と要望から対策を講じていただきますよう、以下の要望事項を提出いたします。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。
- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないください。
- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
- ③福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。
- ④多くの高齢者が参加できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。

(3)基盤整備

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的行い、入所希望者に対して適用してください。

(4)高齢者福祉施策の充実

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。
- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。
- ★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

★(5)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。
- ②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

★(6)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。
- ②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

(3)傷病手当金

- ①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。
- ②新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

★(4)資格証明書・短期保険証・差押え

- ①資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。
- ②保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(5)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。
- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(6)高額療養費の申請手続を簡素化

- ①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

3. 税の徴収、滞納問題への対応

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ、差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

4. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ①生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。
- ★②生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。
- ★③扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。
- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。
- ★⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。
- ⑥窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

- ⑦単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。
- ②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。
- ③生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。
- ④生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。

5. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。
- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。
- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

6. 子育て支援

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。
- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。
- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。
- ③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。
- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。

(4)保育施策の抜本的拡充

- ★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。
- ★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。
- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。
- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

7. 障害者・児施策

★(1)グループホーム・入所施設の拡充

- ①障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で複数配置できるように補助してください。
- ②地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。
- ③ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。

(2)障害福祉サービスの支給時間

- ①暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

(3)障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費

- ①障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。
- ②障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。配偶者も対象から除くようにしてください。

★(4)65歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題

- ①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(5)障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成

- ①独自の人材確保の施策をすすめてください。
- ②地域生活支援事業の単価を引き上げてください。
- ③福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。

(6)災害時の障害者・児の避難対策

- ①福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人(高齢者や妊婦など)が避難できるようにしてください。
- ②災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてください。

8. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯

状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

9. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

10. 地域の保健・医療

①保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

②地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

2. 愛知県に対する意見書

(1)福祉医療制度

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください
- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

(4)地域の医療介護

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。
- ②地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにしてください。

以上

貴自治体名

懇談日時 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分
懇談会場 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2022年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課() 電話() FAX()
メールアドレス()

(1) 各年度別の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。

年度	取り崩した準備基金	新たに積み立てた準備基金	年度末の準備基金残高
2018年度	円	円	円
2019年度	円	円	円
2020年度	円	円	円
2021年度	円	円	円

(2) 介護保険料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は () ある () ない

① 低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

() ある () ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2022年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

・保険料の全額免除はありますか。 () ない () ある

・資産保有による制限はありますか。 () ない () ある

・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () ない () ある

・申請は必要ですか。 () 必要 () 不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

② 収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ関係の減免は除く)

() ある () ない

2) ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

--

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

4) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2020年度	2021年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数		
	保険料滞納者延べ件数		
保険給付の制限	償還払い人数		
	保険給付の一時差し止め人数		
	3割負担人数		
財産差押え	差押え実人数		
	差押え件数合計		

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある ()ない

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ある → 実施年月()年()月 ()ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2022年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

2)訪問介護利用料の助成割合 ()

3)居宅サービス利用料の助成割合 ()

4)施設サービス利用料の助成割合 ()

5)利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。()人()年()月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

()把握している → 入所者数()人 待機者数()人 ()年()月現在)
()把握していない

③特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を)

()自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

()行政区内の施設から情報を定期的に得ている

()当該施設に任せており、対応はしていない

(6) 施設サービス基盤整備

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第8期(～2023年度)		2021年度			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	()	()	()	()	()	()
介護老人保健施設	()	()	()	()	()	()
認知症グループホーム	()	()	()	()	()	()
特定施設入居者生活介護事業所	()	()	()	()	()	()

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2022年3月末現在)

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅		
住宅型有料老人ホーム		

(7)介護施設の夜勤形態について

①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム					
介護老人保健施設					
グループホーム					
小規模多機能					
看護小規模多機能					
短期入所					

②上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロアー・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含みます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム				
介護老人保健施設				
グループホーム				
小規模多機能				
看護小規模多機能				
短期入所				

(8)総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。()人

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2022年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2021年	2022年	2021年度	2022年
現行の訪問介護相当の訪問介護				
生活支援型訪問A(緩和した基準)				
現行の通所介護相当の通所介護				
通所型サービスA(緩和した基準)				
通所型サービスC(短期集中予防)				

(9)次期(第9期)介護保険事業計画策定委員会

①計画策定委員会の公開 ()公開している ()公開していない

②計画策定委員の公募枠 ()ある → 公募枠()人 ()ない

(10)高齢者福祉施策

①サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額

②住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度 (該当に○印を付し、実績などをご記入ください)

質問項目	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2021年度実績
住宅改修					件
福祉用具					件
高額介護サービス					件

③加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか？すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

() 予定がある () 年 () 月から

() 実施中

事業名	対象者	助成額	2021年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

(11)介護認定者の障害者控除の認定について

①認定書の発行枚数実績は → 2020年度()枚、2021年度()枚

②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

() 申請書を送付している → 2020年度()件、2021年度()件

() 認定書を送付している → 2020年度()件、2021年度()件

() 自動的には送付していない

③認定書の発行の要件(複数回答可)

() 要支援2以上は基本的に該当する

() 要介護1以上は基本的に該当する

() 障害高齢者自立度()以上は基本的に該当する → 要介護要件 ()ある ()なし

※要介護要件がある場合は、()以上

() 認知症高齢者自立度()以上は基本的に該当する → 要介護要件 ()ある ()なし

※要介護要件がある場合は、()以上

() その他、次のような基準で判断している()

2. 国民健康保険 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

(1)国保保険料(税)等について

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定 義	2021年度	2022年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× ()%	× ()%
	資産割	固定資産税額	× ()%	× ()%
	均等割	加入者1人につき	円	円
	平等割	1世帯につき	円	円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			円	円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 円	円
※2021年は予算・決算、2022年は予算			決算 円	円

②モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No.	モデルケース	2021年度	2022年度
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、 所得200万円(妻の年収0) (2割軽減世帯)	円	円
2	夫婦世帯(70歳代)、所得80万円(妻の年収0) (5割軽減世帯)	円	円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 (7割軽減世帯)	円	円
4	単身世帯(70歳代)、所得100万円 (軽減なし世帯)	円	円

(注)資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度

①市町村独自の低所得者減免 → 2021年4月以降の変更は ()ある ()ない

1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く
()ある ()ない

2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

--

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ある ()ない
※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ関係の減免は除く)

→ 2021年4月以降の変更は ()ある ()ない

1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。
()ある ()ない

2) ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

前年合計所得
当年合計所得見込額
当年合計所得見込額の減少割合
減免割合 所得割額の 最小()割～最高()割

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

③コロナ関係の収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

1) 減免基準(2022年度)

()国基準と同じ ()国基準を拡大→拡大内容()

2) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

④市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。
()ある ()ない

2) ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) コロナ関係の傷病手当金の適用実績

質問項目	2020年度	2021年度
申請件数	件	件
決定件数	件	件
金額実績	円	円

(4) 国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2021年6月1日	2022年6月1日
被保険者数		
世帯数		
滞納世帯数		
資格証明書交付世帯数		
短期保険証交付世帯数		
留め置き世帯数(※1)		
未交付・未更新世帯数(※2)		

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

(5) 資格証明書（2022年6月1日現在）→ 2021年4月以降の変更は（ ）ある （ ）ない

① 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- ☐ 国の基準どおり実施している
- ☐ 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
- ☐ 高校生世代以下の子どものいる世帯
- ☐ 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
- ☐ 病弱者のいる世帯
- ☐ 次の場合は、交付対象から除外している

--

② 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

--

(6) 短期保険証

① 有効期間別（交付時から有効期限が切れるまで）の交付数（2022年6月1日現在）

※ 資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内（ ）人 ・2カ月（ ）人 ・3カ月（ ）人 ・4カ月（ ）人
・5カ月（ ）人 ・6カ月（ ）人 ・1年（ ）人 ・その他（ ）人

② 短期保険証発行の基準をご記入ください。→ 2021年4月以降の変更は（ ）ある （ ）ない

--

(7) 保険料(税)滞納者への差押え等

① 差押えの基準をご記入ください。→ 2021年4月以降の変更は（ ）ある （ ）ない

--

② 以下の件数をご記入ください。

質問項目		2020年度	2021年度
予告通知書の発行			
差押え	差押え世帯数		
	差押え件数合計		
	件数内訳		
	不動産		
	預貯金		
	生命保険(内学資保険)		
	その他		

競売による現金化			
徴収の猶予	申請件数		
	許可件数		
換価の猶予	申請件数		
	許可件数		
	職権件数		
滞納処分の停止	適用件数		
	件数内訳	無資力	
		生活保護	
		生活困窮	
		所在不明	
		その他	

(8) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度を実施していますか。

() 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2020年度	2021年度
一部負担金の相談件数	件	件
一部負担金の申請件数	件	件
一部負担金減免の延べ件数	件	件
一部負担金減免の金額実績	円	円

(9) 高額療養費の支給申請手続きの簡素化

① 70～74歳 () 簡素化済み () 年 月受診分から実施 () 検討中 () 予定ない

② 70歳未満 () 簡素化済み () 年 月受診分から実施 () 検討中 () 予定ない

(10) 国保運営協議会

① 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している

② 運営協議会委員の被保険者枠は () 人 そのうち、公募枠は () 人

3. 税の滞納について 担当課() 電話() FAX()
メールアドレス()

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目		2020年度	2021年度
徴収の猶予	申請件数		
	許可件数		
換価の猶予	申請件数		
	許可件数		
	職権件数		
滞納処分の停止	適用件数		
	件数内訳	無資力	
		生活保護	
		生活困窮	
		所在不明	

4. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護 担当課() 電話() FAX()
メールアドレス()

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)が2021年9月以降に改正された場合は、新しいパンフレットを添付してください。

①生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2020年度	2021年度
相談件数	件	件
申請件数	件	件
そのうち保護開始件数	件	件

②受給世帯数と人数

質問項目	2021年4月分	2022年4月分
受給世帯数	世帯	世帯
うち、外国人世帯数	世帯	世帯
受給人数	人	人
うち、外国人人数	人	人

③扶養照会

質問項目	2020年度	2021年度
新規申請のうち、扶養照会した世帯数	世帯	世帯
そのうち、金銭的援助が受けられるようになった世帯数	世帯	世帯

④世帯類型別被保護実世帯数(2022年4月分)

	合計	高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障害世帯	その他
世帯数						
構成比	100%	%	%	%	%	%

⑤車の保有(2021年度)

2021年度 保有世帯数	世帯
--------------	----

【保有理由の内訳】

障害者の通勤・通院等	世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の居住者の通勤	世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の勤務先に通勤	世帯
深夜勤務等の業務従事者の通勤	世帯
その他()	世帯

⑥エアコン設置状況

	2020年度	2021年度
生活保護世帯の内、設置件数・設置率	件(%)	件(%)

※以下は市のみお答えください

⑦生活保護担当職員

1) ケースワーカーの人数(内女性人数)

	正規職員数(内女性)	生保担当の 平均在任年数	非正規職員数(内女性)
2021年4月現在	人(人)	年 カ月	人(人)
2022年4月現在	人(人)	年 カ月	人(人)

2) 社会福祉主事の資格がない職員数(2022年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員	非正規職員
	人	人

3) 1ケースワーカー当たりの担当受給者

	1ケースワーカー当たりの担当受給者数
	世帯数 人数
2021年4月現在	世帯 人
2022年4月現在	世帯 人

4) 専門職としての採用(2022年4月現在)

専門職としての採用がありますか。()あり ()なし

(2)生活困窮者支援 担当課()電話()FAX()

メールアドレス()

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。コロナ禍での対応で作ったパンフレットもあればあわせて添付ください。

①実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援				
住居確保一時金窓口				
一時生活支援				
就労準備支援				
就労訓練				
家計改善支援				
子どもの学習・生活支援				
町村の相談支援		-		-
その他()				

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営＋委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください。

②実施状況

	2020年	2021年
新規相談受付件数		
プラン作成件数		
就労支援件数		
住居確保給付金新規決定		
住居確保一時金再給付		
一時生活支援		
就労準備支援		
就労訓練		
家計改善支援		
子どもの学習・生活支援		
町村の相談支援		-
その他()		

5. 福祉医療など 担当課()電話()FAX()

メールアドレス()

(1)福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2021年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。

※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度			
障害者医療費助成制度			
精神障害者医療費助成制度			
ひとり親医療費助成制度			
後期高齢者福祉医療費給付制度			
妊産婦医療費助成制度			

(2)前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)

(改定内容)

6. 子育て支援策 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

(1)「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画

①貧困対策計画の有無について ()ある(年 月策定) ()ない

※子ども子育て支援総合計画などに含むものも「ある」としてください。

②自立支援給付金事業について ()実施(年 月実施) ()未実施

2021年度実績 ()件 給付額()円

2022年度予算 ()件 給付額()円

③日常生活支援事業について ()実施(年 月実施) ()未実施

2021年度実績 ()件 給付額()円

2022年度予算 ()件 給付額()円

④教育・学習支援について ()実施(年 月実施) ()未実施

2021年度実績 ()カ所()人 実施時期()

2022年度予算 ()カ所()人 実施時期()

⑤「無料塾」、「こども食堂」への支援について

1)「無料塾」への支援 ()実施(年 月実施) ()未実施

2021年度実績 ()カ所()人、2022年度予算 ()カ所()人

支援方法()

2)「こども食堂」への支援 ()実施(年 月実施) ()未実施

2021年度実績 ()カ所()人、2022年度予算 ()カ所()人

支援方法()

(2)就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2021年度	2022年度
受給者数	人	人
受給割合	%	%
支給額	円	円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2022年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2021年4月以降の変更は ()ある ()ない

生活保護基準額の()倍・金額()円

③就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) … ()円

・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

④申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目 → 2021年4月以降の変更は ()ある ()ない

()学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 ()通学用品費 ()通学費

()修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 ()給食費

()校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの)

()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()オンライン学習通信費

()その他()

⑥日本スポーツ振興センター掛け金

()就学援助の対象としている

()すべての児童の掛け金を公費助成している

()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3) 給食費の補助・減免（就学援助家庭への減免は除く）

①学校給食費に市町村独自の補助・減免を行っていますか。（例：半額補助、第2子以降無料など）

→ 2021年4月以降の変更は（ ）ある（ ）ない

（ ）徴収していない（ ）補助・減免を行っている（ ）検討中（ ）行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

--

②保育施設等の給食費に国基準を上回る市町村独自の補助・減免を行っていますか。

→ 2021年4月以降の変更は（ ）ある（ ）ない

（ ）徴収していない（ ）補助・減免を行っている（ ）検討中（ ）行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

--

(4) 保育

①保育施設の数（2022年4月1日現在）

保育施設の種類		施設数
認可保育所 ※保育所型認定こども園・ へき地保育所を含む	公立	
	私立	
認定こども園	幼保連携型	
	幼稚園型	
	保育所型（認可保育所と重複）	
	地方裁量型	
地域型保育事業	家庭的保育事業	
	小規模保育事業A型	
	小規模保育事業B型	
	小規模保育事業C型	
	事業所内保育所事業	
	居宅訪問型保育事業	
認可外保育施設	全体数	
	指導監督基準を満たさない施設	
	企業主導型保育事業	

②0歳児の入所児童数

※①でご回答のすべての施設の合計人数をご記入ください。

2019年4月1日の0歳児入所児童数（ ）人 うち認可外施設への入所児童数（ ）人

2022年4月1日の0歳児入所児童数（ ）人 うち認可外施設への入所児童数（ ）人

③公立保育施設等の統廃合・民営化・民間委託等の計画がありますか。

※2021年8月以降の新たな計画についてご記入ください。

（ ）ある（ ）ない（ ）検討中

1)ある場合、その計画等の名称と公表時期（複数ある場合はすべて記載をお願いします。）

（ ）（ ）年（ ）月公表

（ ）（ ）年（ ）月公表

2)ある場合、その計画等は自治体のホームページに掲載していますか。

（ ）している（ ）していない → していない場合、内容のわかるものを添付してください。

3)検討中の場合、具体的な内容をご記入ください。

--

- ④認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)の实地調査・監査等を行っていますか。
☐ 独自で実施している ☐ 県の実地調査に同行している ☐ 行っていない
☐ 管内に該当する施設がない
 ※行っている場合、指導監督基準を満たしていない施設の主な理由をご記入ください。

- ⑤企業主導型保育事業について市町村独自で立入りや面談を実施するなど実態を把握していますか。
☐ している ☐ していない ☐ 管内に該当する施設がない
 ※している場合、具体的な方法をご記入ください。

7. 障害者施策 担当課()電話()FAX()
 メールアドレス()

(1)入所施設(2022年7月時点)

- ・入所施設設置数 ()カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 ()人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年同月比()%
- ・()入所待機者数は把握していない

(2)グループホーム(2022年7月時点)

①グループホーム設置数()カ所 対前年比()%

②共同生活援助支給決定数 人 対前年比()%

③障害者グループホームの体制について

- 1)夜勤体制をとっているところ GH ()カ所
- 2)宿直体制をとっているところ GH ()カ所
- 3)夜間通報体制をとっているところ ()カ所
- 4)夜勤体制を複数でおこなっているところ ()カ所

④県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。

- ☐ ある → ある場合どんな補助ですか()
☐ ない

(3)障害福祉サービスの支給決定基準

①支給基準を定めていますか。()定めている ()定めていない

②「定めている」と答えた自治体は、以下にご回答ください。

- 1)支給基準作成に際し、障害当事者もしくは障害関係団体に意見を求めましたか。
☐ 意見を求め基準に反映させた ☐ 意見を求めたが基準に反映していない
☐ 意見は求めなかった
- 2)サービス等利用計画が支給基準を超える支給量となっている場合の対応は
☐ 計画のまま認定審査会に意見を求める ☐ 支給基準内に計画を修正させる
☐ その他(その内容)
- 3)支給基準を超える支給決定件数(2022年7月時点) ()件

(4)訪問系各サービスの支給状況(2022年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護				
重度訪問介護				

地域生活支援事業

移動支援				
------	--	--	--	--

※最多支給時間は2022年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(5) 短期入所（2022年7月時点）

- ・短期入所支給者数（ ）人、昨年同月比（ ）%、最多支給日数（ ）日、
平均支給日数（ ）日
年間180日以上利用可（短期入所）とする支給者数（ ）人

(6) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

→ 2021年4月以降の変更は（ ）ある（ ）ない

（ ）介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時

（ ）何らかの条件を設けている。

（ ）要支援の該当者は、上乗せができない。

（ ）障害者手帳所持者（肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る）

（ ）介護保険の要介護度が要介護5の者

（ ）介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

--

(7) 高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数

2021年度支給者総数	2022年度支給予定者総数	前年度比（小数点1位まで）
人	人	%

(8) 防災などに関わることについて

①地域での防災計画を立てる会議に、障害当事者あるいは関係団体の参加がありますか。

（ ）ある（ ）ない

②防災訓練に、地域の住民と障害当事者が参加し、共同で訓練をする機会がありますか。

（ ）ある（ ）ない

8. 任意予防接種の助成 担当課（ ）電話（ ）FAX（ ）
メールアドレス（ ）

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
おたふくかぜ		円	円	
带状疱疹		円	円	
子どものインフルエンザ		円	円	
麻しん(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

①高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)		円	円	
高齢者用肺炎球菌(任意)		円	円	

②2回目の任意予防接種を実施していますか。

（ ）実施している → （ ）1回目を助成していない人が対象 （ ）1回目を助成した人も対象

（ ）実施していない （ ）検討中

9. 健診事業 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

--

10. 地域の保健・医療 担当課()電話()FAX()
メールアドレス()

(1) 2019年(コロナ以前)と比べ、保健所・保健センターの保健師等スタッフ数に変化がありますか。

()ある ()ない

※ある場合、その職種と増減の人数をご記入ください。

職種() ()人 増・減

(2) 地域の公立公的病院の病床数の変更予定 ()ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

--

(3) 自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策がありますか ()ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

--

【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2021年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ患者負担増の計画中止を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	年 月 日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書	年 月 日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑥障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	年 月 日
	⑦コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険への支援を求める意見書	年 月 日
	③コロナ感染症に係る医療・介護・福祉等への支援を求める意見書	年 月 日

※2021年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。

2022 年愛知自治体キャラバン 要請項目のポイント

※四角で囲んだ網掛け部分が、要請項目です。

★印が懇談の重点項目です

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。(P56～62参照)

現在の第8期介護保険事業計画における愛知県内の平均保険料(基準額月額)は5,732円で、第7期(2018-2020)から206円(3.7%)の引き上げとなった。県内で一番高いのは前期に続いて名古屋市の6,642円、一番低いのは今回据え置いた小牧市の4,309円である。

保険料を支払う65歳以上の加入者にとって、介護保険がスタートした第1期(2000-2002)の平均保険料2,737円と比べ2倍を超える負担増となっており、その生活状況を考えると2年後の第9期まで待たずに可能な限り保険料を引き下げることが求められている。

その財源として優先して活用すべきなのが介護給付費準備基金である。各市町村の2020年度基金残高と第8期保険料策定にあてた取崩額を調査した自治体キャラバンのアンケート結果によると、未取崩額を活用すれば保険料を月500円以上引き下げることができる自治体が13市町村(24%)に及ぶことが明らかになっている。そのほか、活用可能な剰余金(繰越金)がある場合は同様の考え方で保険料引き下げに活用をすべきである。

また、加入者が無理なく払える保険料に少しでも近づけるためには、所得に応じて保険料段階を多段階化し、所得の高い層の保険料率を引き上げる一方、低所得者の保険料率を引き下げることで応能負担の機能を強めることが必要である。

保険料段階はすでに国が示す基準＝9段階よりも、県内の全自治体が多段階を採用している。最高は17段階(高浜市・津島市)、最少は10段階(北名古屋市・豊山町)である。平均保険料(基準額)に対して最高段階の倍率がもっとも高いのは2.65倍(岡崎市・東郷町)、最高限度額の最高は2,000万円(大口町)である。

たとえば、協会けんぽの医療保険における保険料段階は50段階に設定されている。また、その最高保険料と最低保険料との差は24倍だが、県内の介護保険料の差は最大でも12.5倍(刈谷市・安城市)、最低では5.7倍(豊山町)という状況である。

なお、国が示す低所得者(第1段階～第3段階)の軽減倍率をさらに引き下げている自治体は下表のとおり多い。

【低所得段階を「国基準より下げている自治体」】

- ① 第1段階(0.3倍未満)……0.2倍＝碧南市・刈谷市・安城市・知立市・尾張旭市・みよし市・幸田町(7市町村)、0.2倍<0.3倍＝11市町村……**合計 18市町村(33%)**
- ② 第2段階(0.5倍未満)……0.35倍＝安城市・尾張旭市・愛西市・東郷町(4市町村)、0.35倍<0.5倍＝21市町村……**合計 25市町村(46%)**
- ③ 第3段階(0.7倍未満)……0.55倍＝津島市、0.55倍<0.7倍……14市町村……**合計 15市町村(28%)**

介護保険料の滞納者数は余り減少していない。軽減が行われても払えない世帯が多くあることが推察される。特に第1段階・第2段階については軽減ではなく、免除を求めたい。

★②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

(P64～65参照)

国は新型コロナウイルス感染症対策として、感染症の影響で収入が減少した世帯の保険料減免制度の整備を求め、県内全ての自治体が減免制度を実施した。2020年度の減免実績は4,607件2億8482万円で、従前からの収入減を理由にした減免制度より件数で28倍、金額で96倍あり、優れた制度であることが明らかになった。

しかし、前年所得がゼロやマイナスの場合に制度の対象とならない不合理があり、早急に遡及して是正を求めたい。

【コロナ感染症の影響による収入減少の減免制度(要件・減免額)】

要件: 次の条件をすべて満たす場合

- ① 主たる生計維持者 2021年中の収入(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)のいずれかが前年と比べ3割以上減少する見込み
- ② 減少が見込まれる収入(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)に係る所得以外の前年所得が400万円以下

減免額

- ② 事業等の廃止・失業もしくは前年合計所得金額が210万円以下…減免割合＝対象保険料額の全額
- ③ 前年合計所得金額が210万円超…減免割合＝対象保険料額の10分の8

また、新型コロナウイルス感染症以外でも収入減少は起こりうることから、コロナ減免の収入要件を参考に「新型コロナウイルス感染症の影響」に限定せずに現行制度を拡充すべきである。

なお、2020年度の既存の制度は県内全体として前年度よりも15件、約46万円増加した。とくに名古屋市は、運動が実り2021年度かなり改善されたが、まだ不十分である。もっとも対象が広い岡崎市は「前年合計所得500万円以下かつ当年見込み所得が10分の7以下」を対象にしている。

★③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(P63参照)

介護保険料の低所得者への減免は前年と変わらず29市町村(54%)での実施となっている。減免実績はやや減少傾向にある。市町村の保険料単独減免については、厚生労働省が禁止を指導する三原則、(1)保険料の全額免除、(2)資産状況を把握せず収入のみに着目した一律の減免、(3)保険料減免に対する一般財源の繰り入れ——が足かせとなっている。しかし、これは強制されるものではなく、なお減免を実施している市町村が県内でも4市町村ある。

市町村として厚労省に対して「三原則」指導方針を撤廃するよう求めるとともに、すでに減免制度を実施している市町村は対象を拡大し、まだ制度そのものが無い市町村は加入者の生活に寄り添って何らかの減免制度を創設することを求めたい。

★④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(P66参照)

介護利用料の減免を実施している市町村は2015年度以降ほぼ横ばい。2020年度は前年度と変わらず実施自治体は20市町村(37%)である。

減免実績は、6,983件、4,753万円で、前年と比べ、件数は110件、金額は1.7万円増加した。

利用料減免内容では、武豊町が住民税非課税世帯の居宅サービス利用料を一般会計の繰入で2分の1に軽減し、実績も多く、大変優れた施策だといえる。一方、これまで優れた制度を

実施してきた江南市は対象者の利用料負担 10%を 5%にしていたものを、2021 年度から 8%負担に引き上げてしまった。

利用料負担が利用者と家族に重くのしかかっており、すべての自治体で減免制度の実施・拡充が求められる。

【具体例】

○武豊町:住民税非課税世帯は、居宅サービスの利用者負担 10%を 5%に軽減

○江南市:住民税非課税世帯は、訪問介護の利用者負担 10%を 8%に軽減

★⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

2021 年 8 月から介護施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院)に入所またはショートステイを利用している低所得者(住民税非課税世帯)の食費、居住費の負担を減らす補助制度(補足給付)が縮小された。内容の大きな柱は、①利用者の持っている預貯金の上限額を引き下げて一定の預貯金がある人は補助制度から除外する、②住民税非課税世帯内での区分を細分化し、年収 120 万円以上のランクになると食事代を 2 倍以上、月額約 2 万 2 千円も引き上げる、というもの。

① では、利用している施設によって年間約 30 万円～80 万円もの引上げになる。

② では、名古屋市の資料によると、市内介護施設入所者のおよそ 3 割が引き上げになる。

マスメディアも「介護施設の利用料、大幅増 月最大 6.8 万円低所得者向け補助縮小対象 27 万人見込み」(「朝日新聞」2021 年 8 月 15 日付)などと報道している。

その記事によると、「厚生労働省によれば、補助を利用する人は約 100 万人(2018 年度末時点)。今回の見直しで約 27 万人の負担が増えるの見込まれている。2020 年度と 2021 年度の予算を比べると、国費ベースで約 100 億円が削減できる」としている。

低所得である対象者のうち 3 割弱の人から新たに負担を強い、100 億円の国の予算を削減するという施策は「弱者イジメ」とおり越し、弱者への「虐待」にほかならない。

今こそ国の悪政から住民の生命と暮らしを守る自治体の出番である。

市町村として独自に介護施設の食費、居住費の補助制度を創設し、低所得者の負担を減らすべきである。そして、さらに居宅サービス・地域密着型サービスの類型になる介護付き有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護や認知症グループホームなどを利用している低所得者も補助の対象として拡大するよう求めたい。

★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

現在も厳密には回数制限は行われていないが、訪問介護の生活援助中心型サービスを厚生労働大臣が定める回数以上にケアプランで位置付ける場合には、その必要性をケアプランに記載するとともに、市町村に届け出ることが必要とされている。

届け出を必要とすることで、現場が委縮し、回数を抑制することになれば、さらなる回数の制限につながりかねない。実際、回数の基準を、給付実績を元に要介護度別の「全国平均利用回数+2 標準偏差」とするということからも抑制が抑制を生む悪循環となる構造となっている。

現在、必要なサービスであるかの検証、多職種で知恵を出し合うなどの仕組みは取り入れられていることでもある。実際、厚労省が示したデータでも、生活援助の利用回数 90 回以上の利

利用者に対し、具体的な利用状況を保険者が調査した結果、48 件中 46 件が必要に応じて利用されているケースであった。現場の手間の増加、ケアマネによるサービスの自主規制、利用者の生活の質の低下などを危惧する声も上がるこの届け出制度を行わないことを求めたい。月日数等の違いもあることを考慮し、緩和した届出基準を設定している自治体も見受けられる。届け出不要が難しい場合でも、届出基準の緩和を求めたい。

★②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

(P67～69 参照)

総合事業について、自治体キャラバンのアンケートによると、対象となる要支援者は増えているにもかかわらず訪問介護サービスは減少する傾向にある。その理由として、「参入する事業者がない」という問題が指摘されている。基準緩和型サービスの報酬は従来型の 7～8 割にとどまり、自治体ごとに異なる単価設定や利用者のキャンセル時の報酬の問題、最低賃金上昇に報酬引き上げが追い付いていないことなどが事業者の事業継続に影を落としている。一般財源を投入し総合事業の事業者の経営が成り立つ報酬設定にするなど、現行相当レベルのサービスを提供しても事業が継続できる対応を求めたい。

★③福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。

介護保険がスタートした当初、福祉用具の貸与は要支援・要介護者であれば対象となっていたが、制度改定により 2006 年度から車椅子や特殊寝台など 5 項目については原則として要介護 2 以上でなければ利用できなくなってしまった。そのため、リハビリなどの努力をして要介護度が下がり対象外となった場合に貸与を継続するためには、「例外」として認められることが必要となっている。ところが、その条件を満たしているかどうかの判断を担う市町村によっては、手続きが繁雑で面倒になっているところがあると聞く。福祉用具が必要かどうかは利用者を担当するケアマネジャーの判断を尊重し、できるだけ簡単に貸与が継続できるようにすべきである。

★④多くの高齢者が参加できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。

その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。

県内市町村の第 8 期介護保険事業計画などをまとめた「第 8 期愛知県高齢者福祉保健医療計画」(以下、「県計画」)によると、少子高齢化のもとで 2020 年 191 万人(高齢化率 25.4%)だった県内の高齢者数は今後も増え続け、20 年後の 2040 年には 224 万人(高齢化率 31.6%)に達すると推計されている。要支援・要介護の人も 20 年間で 10 万人以上増えると推計されており、介護保険サービスのいっそうの拡充が求められている。

一方、2040 年時点でも要介護者等に至っていない高齢者の割合は約 8 割に及ぶと予測されている。こうした高齢者の心身の健康状態は心身ともに元気な状態から、コロナ禍のもとで孤立、フレイル寸前、あるいは要支援予備軍といえる状態の人など、さまざまである。

それに対し、自治体は高齢者のそれぞれの状態に応じた多様なメニューの提供やきめ細かい対応をすることによって、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援する

ことが求められている。その際、地域包括支援センターや保健センター、福祉会館などの公共の場や人材を活用し、介護予防・日常生活支援総合事業を含めて介護予防事業をいっそう充実・拡充することが求められている。

そのために、一般財源を投入して必要な事業費を確保すべきである。

(3) 基盤整備

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
- ②特別養護老人ホームに要介護 1・2 の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。(P70～71 参照)

①待機者の解消

愛知県内の特別養護老人ホームなど介護保険施設の基盤整備は極めて深刻な状況である。

特別養護老人ホームの要介護 3 以上の待機者数は徐々に減ってはいるが、それでも、把握している要介護 1、2 の待機者数を合わせると県内にはまだ 1 万人を超える待機者がいる。

にもかかわらず、市町村の第8期介護保険事業計画での特養の整備目標は極めて少なく、自治体キャラバンのアンケートでは県内合計で 1,168 人分と待機者数の 10 分の 1 程度しか整備の見込みがない。今後、団塊の世代が 75 歳を超える 2025 年や高齢者人口が増加し続ける 2040 年に向けて要介護認定者もまた増え続けるとの予測がされているにもかかわらず、第 7 期計画の整備目標と比べて約 6 割という減速状態に陥っている。

介護老人保健施設の整備状況はさらに深刻で、第 8 期計画で増える見込みがあるのは豊田市の 17 人だけ(県計画ではゼロ)という状況である。

そのほか、2023 年度末に制度として廃止が決まっている介護療養型医療施設の介護医療院への転換は県計画ではほぼ同数が移行する見通しとなっているが、計画どおりにすすむかどうかは不透明である。

基盤整備が進んでいない大きな理由として人材不足が指摘されている。そして、その原因として介護労働者が働き続けられない労働環境の不十分さと低い賃金の問題が挙げられている。十分な労働環境と賃金を保障するためには介護保険から支払われる介護報酬の底上げが必要だが、逆にその抑制策が妨げになっている。

そのため、市町村が施設の開設に向けて募集をしても手をあげる事業者がいない、という事態が生まれている。

「社会保障制度改革国民会議」報告(2013 年)の路線にもとづく「施設から在宅へ」という介護保険 2015 年改革が錦の御旗となっている。

しかし、「在宅」と言っても介護離職をする人は一向に減らず、最近ではヤングケアラーの問題が浮き彫りになっている。伝統的な「家族介護力」が低下するもとで、施設に入れなかったがために、余儀なく在宅療養を選ばざるを得ない人がすでに存在する。

こうした状況のもとで、高齢者の「住宅」と位置づけられる「サービス付き高齢者向け住宅」(サ高住)や、「住宅型有料老人ホーム」の整備に市町村の目が向けられている。しかし、こうした所に住むことができるのは、経済的に比較的余裕のある高齢者だけである。

国を先頭とした公的責任のもとで特養など介護保険施設の抜本的な整備強化が求められて

いる。

②要介護 1・2 の方が入所できる「特例入所」

2016 年度時点で 5,843 人いた要介護 1・2 の待機者は「把握していない」自治体が三分の一に及んでいることもあって 1,478 人の把握にとどまっている。各市町村は、実態を正確に把握すべきである。また、要介護 2 以下の「特例入所」の制度を周知する必要がある。特別養護老人ホームの入所は要介護 1・2 についても、下記のように「居宅に置いて日常生活を営むことが困難なことについてやむをえない事由」があれば「特例入所」が認められる。

要介護待機者を「把握しない」のでは、特例対象者であるかの確認もできない。さらに、十分に周知されておらず、積極的な広報が求められる。また、参議院の付帯決議は「軽度の要介護者に対しては、個々の事情を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホームへの入所が認められるよう、適切な措置を講ずること」としている。入所希望者の居宅での日常生活状況での困難を積極的に受け止め、待機者と家族に必要な介護を把握し、提供していくことを求めたい。

【要介護 1・2 でも特養に入所が認められる事由(いずれかに該当すれば可)】

- ①認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められない。

(4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

サロンや認知症カフェなど、いわゆる「たまり場事業」に対する助成は全市町村が行っている。その担い手は、町内会や地域ボランティア、NPO 法人など様々だが、地域住民が主体的に運営している所が多い。一方、市町村から補助金を出していないところも見受けられる。コロナ禍のもとでも住民が孤立せず、身近な生活範囲で緩やかな繋がりを持つことがフレイルや介護予防に有効との科学的知見もある。自治体が更なる助成を実施・拡充するよう求めたい。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。 (P72～73 参照)

介護サービスを利用して在宅で過ごすにあたっては、住宅改修や福祉用具の貸与・購入、介護サービスなどが必要となり、その費用が自己負担限度額を超えることも想定される。

そうした時に、受領委任払い制度があれば、超過分を利用者が支払わずに済み、利用者の一時的な負担を軽減することができる。住宅改修費、福祉用具とも要望に応じて実施する自治体が増えていることは望ましい。さらに、すべての市町村で実施することを求めたい。

住宅改修費の受領委任払い制度は 2021 年度に 2 市町村増えて 46 市町村(85%)となり、未実施は東三河広域連合(8 市町村)のみ、実績は 17,225 件となった。

福祉用具の受領委任払い制度は 2021 年度に 2 市町村増えて 43 市町村(80%)となり、未実施は犬山市、小牧市、みよし市、東三河広域連合の 11 市町村のみ、実績は 21,878 件となっ

た。

【住宅改修費の受領委任払い制度を実施していない 8 自治体】

東三河広域連合(8 市町村)

【福祉用具の受領委任払い制度を実施していない 11 自治体】

犬山市、小牧市、みよし市、東三河広域連合(8 市町村)

一方、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施しているのは県内では豊田市のみ。その豊田市も 2014 年度以降は実績無しの状況が続いている。全国では 184 保険者(12%)の実績(2020 年調査)があり、県内市町村でも広がるよう求めたい。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

加齢性難聴は日常生活、コミュニケーションを困難にし、鬱や認知症の要因となる危険性も指摘されている。補聴器の使用は加齢性難聴者の生活を支える有効な手段となるが、日本での使用率は欧米諸国と比べてきわめて低い。

補聴器購入助成制度の創設を求める声は日増しに高まっており、2022 年 7 月末現在、全国で 104 自治体が補聴器の現物給付及び購入費助成を開始(2022 年度実施予定を含む)している。また、2021 年 9 月末時点で神奈川、兵庫など 6 県議会をはじめ 186 自治体が公的補助制度の創設を求める意見書を採択している。

制度の内容を見ると、住民税非課税世帯を対象に 2 万円～5 万円程度を助成する自治体が多いが、3 割を超す 37 自治体は所得制限なしで実施している。東京都新宿区、江東区、栃木県宇都宮市、足利市など補聴器を現物で給付する自治体もある。

愛知県内では設楽町に加え、新たに犬山市、稲沢市で助成制度を開始した。

【愛知県内の補聴器助成実施状況】

自治体名	対象年齢	対象要件・補助金額	開始年月
犬山市	65 歳以上	両耳の聴力レベルが 30～69 デシベル 住民税非課税世帯 購入費用の半額(上限 20,000 円)	2021 年 4 月
稲沢市	70 歳以上	両耳の聴力レベルが 50～70 デシベル(指定医の意見書) 住民税非課税世帯 購入費用の半額(上限 30,000 円)	2021 年 10 月
設楽町	65 歳以上	医師による意見書を得ることができる者 1 回限り 3 分の 2 以内で 50,000 円を上限 補聴器の修理または調整等に要した費用は、耐用年数期間中各年 1 回限り 10,000 円を限度に補助	2020 年 4 月

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

介護の現場は慢性的な人手不足が続いており、労働環境に深刻な影響を与えている。厚生労働省の調査「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計について」では、2025 年までに約 38 万人の介護人材が不足するとしている。介護現場の低賃金・過重労働は介護職員の離職を

招き、2007 年には離職率が 21.6%にまで達し、それ以降も 16～17%と高い水準で推移している。

質の高い介護サービスを確保するためには、介護職が働き続けられる労働環境の整備が必要である。介護労働者の賃金は全産業平均より約 8 万円も低くなっており、これが離職に拍車をかけている。介護報酬において、収入の柱となる基本報酬は、各種加算が創設されるなかで引き下げられており、基本報酬の大幅な引き上げが求められる。

2021 年度の自治体キャラバンで、「介護人材確保のための独自施策がある」と回答したのは 5 自治体(9%)に留まった。独自施策の内容としては「市内事業所に勤務する介護職員等の資格取得に係る補助金を支給(岡崎市)」、「介護職員初任者研修費の補助や主任介護支援専門員研修の補助の拡充(刈谷市・2021 年度～)」等であった。新潟県柏崎市では若い人材確保をはかるために夜勤する職員に 1 回 1,400 円を補助し(2019 年 4 月～)、月額 1 万円上積みとなり、処遇改善を行い人材確保につなげている。柏崎市のように自治体独自で処遇改善の施策を行い、介護職員の人材確保に努める必要がある。2022 年 10 月から新たに介護報酬に組み込まれた「介護職員等ベースアップ等支援加算」を未取得の事業所には申請の促し、援助が求められる。

★②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である 1 人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8 時間以上の長時間労働を是正してください。

介護施設の人員配置は法律・条令で定められており、特養や老健などの介護施設には人員基準は利用者 3 人に対して介護職員及び看護職員 1 人以上となっている(3 対 1 以上)。夜間の勤務では、日中以上に体制が脆弱になる。夜勤職員配置加算ではもう 1 人配置するだけの人件費には足らず、グループホーム等の小規模施設では 1 人夜勤が当たり前になっており、仮眠はおろか、休憩時間すら取れない。

夜勤時は、排泄介助はもちろん、徘徊のある方の介護や深夜に看取りを行う、急変等で緊急に通院を要する事態となることもあり、責任の重い仕事である。休憩場所・仮眠場所も備わっていない施設も少なくない。介護施設の約 7 割が、16 時間以上勤務する 2 交代制の夜勤シフトを取り入れており、2 交代制は増加する傾向にある。勤務を 8 時間以内に収めるなど過重な労働にならないよう、適正な職員数を配置し長時間労働にならない必要がある。

障害者施設で、1 人夜勤中に職員が急死して利用者が朝まで放置となってしまった事例も起きている。1 人夜勤では利用者も職員も守れないことは明らかであり、早急な改善が求められる。国の基準をクリアしているから問題はないとせず、複数配置できるよう自治体として財政支援を行うことを求める。

★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

(P74～75参照)

障害者手帳の所持に関わらず、要介護認定者を市町村長が税法上の障害者と認めれば障害者控除を受けることができる。実際、多くの市町村が要介護認定者を「障害者等に準ずる」とし、税法上の障害者控除の対象としている。

新たに障害者控除認定書を受けとった人が、障害者控除で、税と保険料の負担が 13 万 6,000 円(住民税 7.4 万円、所得税 4.3 万円、介護保険料 1.9 万円)軽減された例が生まれている。

瀬戸市では、すべての要介護認定者に障害者控除認定書を送付した 2014 年の障害者控除額実績が、前年より 9,170 万円増加(2013 年 6 億 2,736 万円→2014 年 7 億 1,906 万円)したことに示されるように、市民の恩恵は計り知れない。

要介護認定者への障害者控除認定書発行の要望を始めた 2002 年当時の認定書発行枚数(県合計)は 3,768 枚であったが、毎年増え続け、今では 68,000 枚を超えている。

「概ね要支援または要介護 1 以上に認定書発行」は、蒲郡市が増え 44 市町村(81%)に拡大した。なお、要介護 1 以上には「障害高齢者自立度 A 以上」または「認知症自立度Ⅱ以上」を含めて集約している。

「要介護者に自動的に認定書送付」は、蒲郡市が増えたが、瀬戸市が止めたため、28 市町村(52%)と変化がなかった。

瀬戸市の「要介護者への認定書送付の中止」は県内で初めてのことで、2019 年度に 5,277 枚発行した認定書が、2020 年度には 1,272 枚に激減した。今後は申請が必要となり、障害者控除を受けられる人が申請漏れで不利益を受ける人が多数生じないか心配される。直ちに認定書送付の復活を求めたい。

要介護認定者への障害者控除認定書発行の前進は、自治体キャラバンでの継続的な要請や地域住民の粘り強い働きかけ、自治体担当者の努力が生み出した貴重な成果だと言える。

未実施の市町村には、保険者が持つ要介護認定のデータをもとに、市町村長の判断により、すべての要介護認定者を障害者控除の対象とし、自動的に認定書を個別送付するように求めたい。

特に、名古屋市は、8 割を超える市町村が認めている「要介護認定者」も「高齢障害者自立度ランク A」も障害者控除の対象とせず、要介護認定者に対する認定書の発行割合が県内最低水準(1.6%)の状況にあり、即時改善を求めたい。

【障害者控除発行枚数の推移】

2002 年 3,768 枚 → 2005 年 7,155 枚 → 2010 年 29,955 枚 → 2015 年 50,017 枚 → 2020 年 68,131 枚

【概ね要支援または要介護 1 以上を発行条件としている市町村の推移】

2006 年 24% → 2010 年 69% → 2015 年 70% → 2016 年 72% → 2017 年 74% → 2018 年 76% → 2019 年 80% → 2020 年 81%

※要介護 1 以上には「障害高齢者自立度 A 以上」または「認知症自立度Ⅱ以上」を含む。

【要介護認定者に自動的に認定書を送付している市町村の推移】

2006 年 3% → 2010 年 21% → 2015 年 37% → 2016 年 43% → 2017 年 46% → 2018 年 50% → 2019 年 52% → 2020 年 52%

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①国保料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

(P76～77 参照)

所得に占める保険料割合(2019 年)は、国保 10.0%、協会けんぽ 7.5%、健保組合 5.8%、共済組合 5.8%となっており、国保が断トツに高い実態が変わっていない。

例えば 30 代夫婦と小学生 2 人の 4 人世帯の保険料は、愛知県の協会けんぽが 20 万円に対し、名古屋市国保が 35 万円と 2 倍近い差となっている。

国保の保険料が高くなった最大の原因は、1984 年に国保への国庫負担金を削減する制度改革にある。改悪前の国保財政に占める国庫支出金割合は 5 割近くだったが、今では 37%に減少している。そのため、同時期の平均保険料は 39,000 円から 91,000 円へと大幅に引き上がっている。

全国知事会は、国保の構造的な問題を解決するために、国に 1 兆円の公費投入の必要性を訴えている。1 兆円の公費投入がされれば、人头割ともいべき均等割・平等割保険料を廃止し、協会けんぽ並みの保険料にすることができる。

国保料(税)の引き下げは、国保加入者の切実な願いであり、国に国庫負担の増額を求めるとともに、市町村には基金の活用や法定外繰入の増額により、払うことのできる保険料(税)とするよう求めたい。

【国保に関する主なデータ】

○所得に占める保険料割合(全国平均・2019 年度)

国保 10.0%、協会けんぽ 7.5%、健保組合 5.8%、共済組合 5.8%

○名古屋市国保と協会けんぽの保険料比較(2021 年度)

【30 歳代夫婦と小学生 2 人の世帯、所得 276 万円(給与収入 400 万円)の場合】

名古屋市国保:35 万円、協会けんぽ:20 万円(本人負担分)

○国保財政に占める国庫支出金割合 1984 年 49.8% → 2022 年 37.1%

○国保の保険料はうなぎのぼり、平均所得は大幅減(全国平均)

・1 人当たり平均保険料 1984 年 39,020 円 → 2020 年 91,150 円(2.3 倍)

・加入世帯の平均所得 1984 年 179 万円 → 2019 年 136 万円(76%に減少)

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。

(P76～79 参照)

被用者保険よりも負担の大きい保険料(税)を少しでも軽減する上で、低所得世帯向けの保険料減免制度は、極めて有効な施策である。

次ページの S 市の経験では、2014 年度に低所得者向けに 2 割減免を導入したことで、2019 年度には所得 100 万円超 200 万円以下の世帯の収納率が 85%から 94%に向上している。保険料(税)の納入が困難で、収納率の低い(滞納者が多い)世帯に着目した「低所得世帯向け減免」の実施が、収納率の向上に寄与したものである。

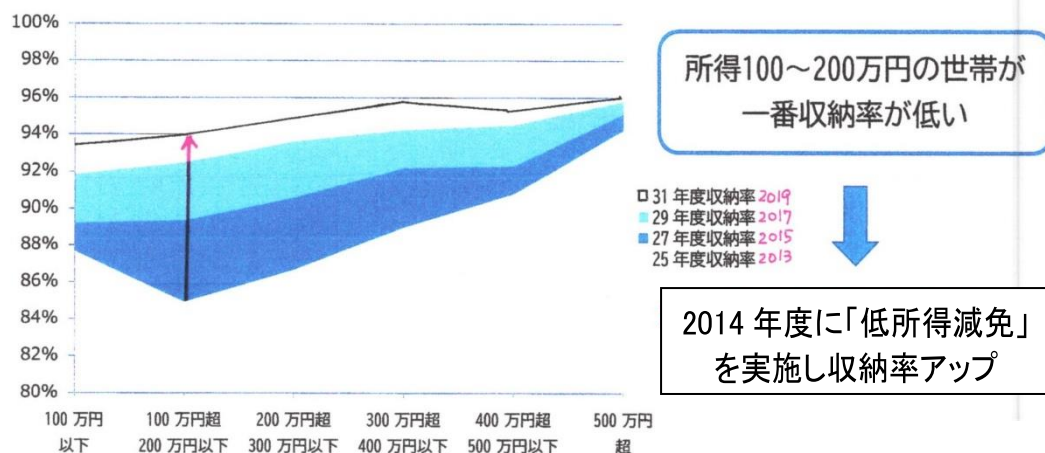
愛知県内の市町村では、25 市町村(46%)が低所得減免を実施している。とりわけ、国の法定減額(7 割・5 割・2 割)世帯に対して、さらなる独自減免を実施している市町村もあるが、すべ

ての市町村で、国の法定減額(7割・5割・2割)世帯など低所得世帯向けの独自減免の実施を求めたい。

なお、国は「所得の多寡や被保険者の年齢などにより保険料を一律に軽減している場合」は、「計画的に削減・解消すべき赤字」とみなし、低所得世帯向け減免、子どもの均等割減免の法定外繰入を事実上認めない取扱いを示しているが、これは全国知事会が指摘するように、「地方の実情に応じた取り組みを阻害するもの」(P77 参照)である。国および愛知県に対して、市町村独自の「低所得世帯向け減免」、「子どもの均等割減免」などは、「削減・解消すべき赤字」とみなさないように意見を上げることを求めたい。

「低所得世帯減免」による収納率向上実例(S市)

低所得世帯向け減免(2割減額世帯などの均等割・平等割を2割減免)
～2割減免導入で、所得100万円超200万円以下の収納率が85%→94%に向上～



【保険料減免の具体例】

- 名古屋市:国の均等割2割減額世帯に、障害者・寡婦(夫)・65歳以上の高齢者(世帯所得が多くても本人所得が45万円以下)がいると、その該当者の均等割を3割軽減。国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割を1人につき2,000円軽減。
- 一宮市:18歳未満・70歳以上・要介護4以上・身体障害1～4級・知的障害IQ50以下・精神障害1～2級などに該当する人の均等割を3割軽減。国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割・平等割を1割軽減。
- 知立市:国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割・平等割を1割軽減。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。(P76～77 参照)

国の制度改革で、就学前の子どもの均等割保険料の5割軽減が、2022年4月から実現した。これはキャラバン要請でも、「被用者保険などでは、扶養家族が増えても保険料は増えないが、国保では生まれたばかりの赤ちゃんにも均等割がかかる問題点」を指摘し、繰り返し子どもの均等割保険料の廃止を求めてきたこと、さらに全国知事会・市長会・町村会などの要望が、国を動かしたものと評価できる。

しかし、国の減免対象は就学前に限定し、しかも全額免除でなく半額減額に留まっており、18歳まで全額免除の制度への改善が求められる。全国知事会・市長会・町村会も、子どもの均等割減免については、対象年齢や負担割合の拡大を求めている。

愛知県内では、4市町で18歳までの減免制度が実施され、特に大府市は18歳までの子どもの8割減免に踏み切っている。

引き続き18歳までへの対象拡大と全額免除を国に求めるとともに、市町村に対し国制度に上乘せする独自減免を求めたい。

【子どもに対する均等割の減免を実施している自治体】

市町村	減 免 内 容	2020 年度実績
一宮市	18 歳未満までの均等割を 3 割減免	3,369 件
稲沢市	18 歳年度末までの均等割を 3 割減免	(2022 年度実施)
大府市	18 歳年度末までの均等割を 8 割減免 ※低所得者にかかる均等割・平等割の軽減措置を受けている世帯は、軽減後の均等割額から減額	875 件
設楽町	18 歳未満の均等割額を 5 割減免	65 件

※田原市は、就学前の子どもの均等割を3割減免していたが、国制度の実施に伴い2022年度から廃止。

★③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。
(P80～81 参照)

新型コロナウイルス感染症対策として、2020年2月から収入が前年比3割以上の減少が見込まれる場合の保険料(税)減免制度が実施され、2020年度は15,154件、約25億円の実績があった。

既存の収入減少を理由にした減免制度と比べると、前年所得は1,000万円以下、収入減少は3割以上で要件を満たし、多くの場合、所得割を含む保険料(税)全額免除となるため、既存制度より、件数で2倍、金額で5倍近い実績となっている。新型コロナウイルス感染拡大の影響は今後も続くと考えられるため制度の延長を求めたい。

なお、国のコロナ減免制度は、前年所得がゼロまたはマイナスの世帯は減免対象とならない制度上の不備があり、早急に遡及して是正を求めたい。

既存の収入減を理由にした保険料(税)減免制度は、設楽町、東栄町、豊根村が実施していない。また、制度があっても活用実績がゼロまたは1桁の市町村が26市町村(48%)もあるように、適用要件が極めて厳しい実態がある。

とりわけ前年収入の2分の1以上の減少を要件とする37市町村(69%)および前年所得300万円以下を要件とする23市町村(43%)では、活用が困難であり、コロナ特例減免の収入要件を参考に、直ちに改善を求めたい。

コロナ感染症の影響による収入減少の減免制度(要件・減免額)

要件: 次の条件をすべて満たす場合

- ①主たる生計維持者の 2021 年中の収入(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)のいずれかが前年と比べ 3 割以上減少する見込み
- ②主たる生計維持者の前年合計所得金額が 1,000 万円以下
- ③減少が見込まれる収入(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)に係る所得以外の前年所得が 400 万円以下

減免額

前年の合計所得金額	減免割合
300 万円以下	全部
400 万円以下	10 分の 8

550 万円以下	10 分の 6
750 万円以下	10 分の 4
1,000 万円以下	10 分の 2

※新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯は、全額免除される。

(3) 傷病手当金

- ①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。
- ②新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

国は、新型コロナウイルス感染症対策として、2020 年 1 月 1 日から新型コロナウイルス感染症に感染した人、または、発熱等の症状があり感染が疑われる人で、仕事ができなくなって 3 日を経過した日から就労を予定していた日数について傷病手当金を支給する制度を創設した。2020 年度の適用実績は、35 市町村(65%)175 人だった。

傷病手当金の対象について、国の基準には事業主が含まれていないが、東海市では事業主も対象とした。引き続きすべての自治体で対象とするよう求めたい。

全国市長会は「支給対象者の拡大や支給対象額の全額補助の継続」を求める提言を出している(2022 年 6 月 1 日)。新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても傷病手当金の支給対象とするよう引き続き求めたい。

★(4) 資格証明書・短期保険証・差押え

(P82～87 参照)

- ①資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

2022年6月1日現在の愛知県内の国保加入世帯919,275世帯のうち78,761世帯(8.6%)が保険料(税)を滞納し、短期保険証や資格証明書が発行される恐れがある。国は、コロナ感染症対策として資格証明書発行世帯に対して短期保険証を発行するか、資格証明書でも正規の保険証と見なして取り扱う措置を講じた。県内で資格証明書を発行している自治体は、2022年6月1日現在6市町村(11%)まで減少した。正規の保険証で安心して受診できるよう改善を求めたい。

横浜市は、2016年から資格証明書を発行せず、2019年8月から短期保険証の発行もやめた。担当課長は「現場職員の作業量が減って、相談や生活支援課との連携など、住民本位な働きがある仕事に集中して従事できるようになった」と述べている。

こうした中、名古屋市においても、2020年9月以降、資格証明書を発行しなくなったのは大きな成果である。名古屋市は、資格証明書を発行しなくなった理由を「資格証明書交付を目的化して滞納整理の進捗が見られない案件が散見されることや、他都市においても資格証明書によらない滞納整理に舵を切る事例が見られることを踏まえ、原則として全ての滞納世帯に短期保険証を交付する」と説明している。こうした経験を広げていくことが重要である。

資格証明書世帯で緊急時の短期保険証への切り替え基準については、「医師の診断書などによる緊急性や納付困難な事情が把握できれば～」(豊田市)、「医療費が高額かつ長期継続する状況になった場合～」(西尾市)、「過年度未納分1%以上納付し、今後の納税計画を立てれば～」(小牧市)などの条件をつけている市町村がある。緊急時でも10割負担を考えると受診

できない回答があった。一部負担金の減免制度の活用もふくめて、支払いの心配をすることなく受診できるよう改善を求めたい。

資格証明書世帯にあっても「病気などで一時的に支払いが困難」「受診の必要がある」場合は申し出によって短期保険証を交付することが2009年1月20日付厚労省国民健康保険課事務連絡「被保険者資格証明書に係る政府答弁書」で示されている。まず、医師の診断書などを求めず、医療を受ける権利を優先すべきである。

滞納世帯数に対して短期保険証の発行割合の多い自治体は、弥富市、大口町、大治町が全世帯に発行し、高浜市(88%)、あま市(68%)、安城市(59%)、幸田町(55%)、津島市(54%)、瀬戸市(52%)、豊田市(51%)と5割を超えて発行している。

★②保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。(P84～87 参照)

滞納世帯数は、前年よりもやや減少し、99,625 世帯となっている。

「納税の緩和制度」の活用は、「徴収の猶予申請」2,186件、「徴収の猶予許可」が2,183件、「換価の猶予申請」が106件、「換価の猶予許可」が106件、「職権の換価の猶予」が107件といずれも増加し、引き続き「納税の緩和制度」を広く案内するとともに積極的な制度の活用が求められている。

また、滞納処分の停止は、2019年度30,553件から、2020年度28,229件へと2,324件減少している。保険料(税)未納世帯の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などの迅速な実施を求めたい。

2020年度の滞納繰越分の収納率を4.57ポイント上昇させた横浜市の担当者が「コロナの影響を受けている方で徴収が困難と判断した場合、執行停止、欠損処理をする判断を迅速に実施した」と述べていることは教訓的である(国保新聞2022年4月20日)。

2015年1月30日東三河8市町村により、東三河広域連合が設立され、翌2016年から滞納整理業務を専門的に行う組織が業務を開始し、滞納金額が高額な事案などの徴収業務(毎年約千件)が広域連合に移管されている。

★③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(P84～87 参照)

差押え世帯数は、把握していない 21 市町村を除く 33 市町村の合計で、2019 年度 4,402 世帯から 2020 年度 3,214 世帯に減少している。件数は 2019 年度 18,724 件から 2020 年度 14,839 件に減少している。

国保料(税)滞納者への差押え件数

年度	愛知県	名古屋市
2016 年度	17,184	4,909
2017 年度	18,803	5,878
2018 年度	21,314	7,566
2019 年度	18,724	5,280
2020 年度	14,839	4,756

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

医療費一部負担金の減免制度を設けているのは52市町村(96%)となった。未整備は、東栄町、豊根村のみである。減免実績は2019年度49件、2020年度142件と少ない。生活保護基準を満たしていれば減免という対応がまだ少なく、災害や失業などによる収入減少を要件にしているなどの実情があり、「子ども低所得者減免」や「収入減の減免」など、情勢に対応した減免制度の実施・改善、HPや広報はもちろん、全世帯へのわかりやすい制度利用の案内の徹底が求められる。

(6)高額療養費の申請手続を簡素化

①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

国が70歳から74歳について2度目以降の申請を不要とする高額療養費の支給手続簡素化を通知(2017年3月31日付)したことを受けて、高額療養費の支給申請を「簡素化」したのは34市町村(63%)で、2020年の23市町村から11市町村増加、「検討中」も16市町村(30%)あり、さらなる改善が期待できる。

厚労省は2021年3月、市町村判断で70歳未満も簡素化できるよう国保法施行規則の省令を改正した。2021年度自治体キャラバンのアンケートでは、6市町村(11%)が実施、39市町村(72%)が検討中であった。高額療養費の申請簡素化は、被保険者の利便性向上、市町村の事務負担軽減、郵送費削減のメリットがあり、全市町村に70歳未満を含む74歳までの簡素化を求める。

3. 税の徴収、滞納問題への対応

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

2011年4月に設立された地方税滞納整理機構は、私たちの粘り強い運動のもと、2019年3月末で廃止となった。しかし、機構で徴収マニュアルを学んだ職員が自治体にもどり引き続き厳しい徴収を行っていることが報告されている。

税の滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに地方税法第15条(納税の緩和措置)①納税の猶予②換価の猶予③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免で対応すべきある。

2020年度の「徴収猶予」の申請は6,210件、許可6,187件、「換価の猶予」申請909件、許可909件、職権147件といずれも前年より激増した。また、滞納処分の停止の適用件数は、36,067件となっている。

これまで、徴税業務において、1998年2月10日の最高裁判決を盾に「預金」となれば「給与であっても全額差押え可能」という判断の実例が報告されている。

しかし、2013年11月27日「鳥取県児童手当差押え事件」に対する広島高等裁判所の判決では、「①当局が、差押え処分の時点で差押える口座に差押え禁止財産が振り込まれていることを認識しており、②口座に振り込まれた差押え禁止財産が、差押え禁止財産としての属性を失っていない場合(差押え処分の時点において口座の大部分が差押え禁止財産であり、差押

え処分が差押え禁止財産の入金直後である場合等)は、最高裁判決の例外に該当し、差押え処分が違法となる」とした。

進んだ判決を現場で定着させることが緊急に必要である。

さらに、下記の通り差押禁止財産が法律に定められており、運動の中で活用ができる。

しかし、「差押えているのは『預金』であり差押え禁止財産でない」との理由で明確に差押え禁止財産とわかるものの差押えが広がっている。これでは、市民の生活や事業を守る、手当金の意義を損なわないようにとの法律の趣旨から外れている。2019年9月には、生活困窮で所得税滞納をした市民に対する口座の給与差押えを「違法」とする大阪高裁判決が確定した。趣旨にそった法律の運用が求められている。

国税徴収法第48条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法153条2号では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのある」ときは、差押えを行ってはいけないとしている。憲法25条、国保法第1条の精神にそった対応が強く求められる。

2016年4月から納税者の申請による換価の猶予が新設されている。制度を知らせ積極的な活用が求められている。

滋賀県野洲市は、「困難な状況を丸ごと受け止め、心に寄り添って生活を支援するのが私たちの仕事」「税金を納めてもらう以前に市民の生活が健全でなければならない。市民の生活を壊してまで滞納整理をするのは本末転倒。生活を壊さず納付してもらうのが原理原則」と「債権管理条例(ようこそ滞納していただきました条例)」を制定して自治体あげて生活再建を支援している。

新型コロナウィル感染拡大の影響を受け収入減となっている人が増えている状況のもと、納税者の実情を尊重した徴収業務を求め、住民の相談をまるごと受け止め生活再建を支援する仕組みが各自治体に求められている。

【差押禁止財産】

- ① 一般的差押禁止財産(国税徴収法75条)
生活上、従事する労働・作業及び社会生活上欠くことのできない財産は、滞納者の承諾があっても差押えできない。
- ② 条件的差押禁止財産(国税徴収法78条)
- ③ 給与の差押禁止(国税徴収法76条)
- ④ 給与等の差押禁止の基礎となる金額(国税徴収法施行令34条)
滞納者の給与等 月10万円、その他親族1人につき月4.5万円
- ⑤ 社会保険制度に基づく給付の差押え禁止(国税徴収法77条)

4. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

- ① 生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

- ★② 生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。(P88～89 参照)

厚生労働省によると2022年4月の生活保護申請は1万9758件で前年同月と比べて、1.0%減少した。コロナ禍にあっても減少を続けているが、国民生活が改善しているとは到底思えない。

い。一方で、2022 年 5 月以降で受給世帯数は増加に再び転じており、受給者が減少しているのに、受給世帯数が増加しているということは、単身世帯の受給が増加していることにほかならない。これは、とくに高齢者世帯とその他世帯に顕著な傾向として表れている。

風水害などの異常気象やロシアのウクライナ軍事侵略などで物価高騰を招いているとともに、このような事態でも、減額される年金で生活できない単身高齢世帯が増加の一途をたどっている。さらに、世界を見渡せば日本だけ 1997 年以降賃金が上がらない国になっており、これまで保護とは無縁だった人が、コロナの影響によって生活保護を受給しないと生きていけない常態に追い込まれている世帯とみなければならない。依然として雇用情勢は改善の見通しが厳しく、今後の動向を注視しなければならない。

厚生労働省は 2020 年 5 月、都道府県などに通知を出し、本人の意思に反して他の自治体に行くように促すのは不適切だとして、相談を受けた機関が支援を徹底するよう求めている。愛知の窓口の事例「失業の男、コロナ禍で役所たらい回し」(2020 年 6 月中日)が掲載されたが、こうした「たらい回し」が絶対に行われないように要望する。

申請書を誰もがみえるところに置き、手続きしやすくし、申請は速やかに受理し基本的な生活を確保することを求めたい。2020 年 12 月に、厚生労働省が生活保護の積極的な利用を促す異例の呼びかけを始めた。「生活保護の申請は国民の権利です」「ためらわずにご相談ください」といったメッセージをウェブサイトに掲載し、申請を促している。SNSの活用とともに、SNSを利用できない人たちのためにも、公共施設などへの掲示や公報の強化を求めたい。

2022 年 4 月の生活保護受給者数(生活保護の被保護者調査・概数)

- 被保護実人員 2, 023, 665 人(対前年同月比 19, 758 人減少)
- 被保護世帯 1, 637, 490 世帯(対前年同月比 1, 297 世帯減少)
世帯別内訳高齢者世帯 55%うち単身世帯は 92. 3%
- 保護の申請件数 17, 758 件(対前年同月比 1, 407 件減少)
- 保護開始世帯数 15, 676 世帯(対前年同月比 1, 811 世帯減少)

★③扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。(P90 参照)

2021 年 3 月 30 日付厚労省事務連絡「『生活保護問答集について』の一部改正について」で、扶養照会に関して「『扶養義務の履行が期待できる』と判断される者に対して行うもの」と明記された。親族からの扶養の可能性を要保護者に聞き取るなかで、「要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行う」ことを福祉事務所に求め、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重する旨の規定が追加されたことは大きな変化である。キャラバンの懇談でも多くの自治体で「尊重する」と回答を得ている。

なお、2021 年のキャラバンアンケートで、「扶養照会により援助が受けられた世帯数」を初めて調査したところ、「精神的な援助が受けられた」と思われる回答を除くと、援助が受けられた世帯数は圧倒的に少ない実態が浮かび上がった。

生活保護を申請する際に、大きな障壁となっている「扶養照会」は、申請者の意向を尊重し、扶養照会を行わずに、速やかに保護を開始することを求めたい。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

住居のない人に対して、一人での住居生活が可能かどうかを検証するとして施設入所にしがちな実態がある。生活保護施設への入所でなく、居宅保護にし、居宅支援をすべきである。

厚労省は、昨年コロナ禍の関係で面接室や一時的な生活の場などの個室化を通知したが、実現されていない。生活保護施設はあいかわらず相部屋であり、相部屋の集団生活はイヤだと言う人が多く、生活保護申請をためらっている人が多い。それはプライバシーが守られず、トラブルも多いため、また野宿に戻ってしまうか、「貧困ビジネス」と言われる「無料低額宿泊所」に入る方がまだましだという状況になっている。生活保護施設の早急の個室化やアパートの用意が必要である。

★⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

2019 年 4 月以降に生活保護を利用し始めた人にエアコン設置が認められたが、2019 年 3 月以前からの利用者にも設置を求めたい。

毎年、最高気温が上がっており、電気代が上昇している。今年は特に、ウクライナ侵略を背景にしたエネルギー、食糧などの価格高騰で、生活保護利用者も暮らしが脅かされ、光熱費や生活必需品の高騰で家計を大きく圧迫している。今年も 35 度前後の日が続いたが、熱中症も部屋の中での発症が多く、死亡のニュースもある。生活保護者が電気代節約で命を落とすことのないよう夏期手当の支給は切実である。

⑥窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。(P91 参照)

憲法 25 条に規定する生存権である「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、利用者の尊厳を擁護するワーカーの力量の向上が求められる。よって、当たり前であるが、最低生活保障は必ずしも経済給付だけを意味するのではなく、自立助長を目的とする受給後の就労支援や自立に向けたきめ細やかな支援が必要で、ワーカーの専門性も、このような性格をもつ生活保護実践の総体に求められる価値・知識・技術を備えることである。しかし、福祉事務所の業務水準が低く、専門性が持てない形で仕事をさせられている。その背景にはいくつか要因があるが、縛りが弱まったものの「自治体の職員を減らせ」と国からの攻撃にさらされていて、その結果、生活保護世帯数の伸びに合わせて職員を増やすことができず、1 人当たりの受け持ち世帯数が非常に多く、忙しくて専門的な勉強をしている暇がない状況である。

アンケート結果でも経験(在籍)年数は、全体的に低く、2021 年度でいえば 3 年以上は名古屋市・春日井市、津島市、稲沢市、あま市、新城設楽の 5 市 1 福祉事務所に限られている。また、一人当たりの受給世帯数の基準を上回っている自治体は、名古屋市、津島市、岡崎市、豊田市、尾張旭市、豊川市の 6 市もある。

研修の充実では、通年の研修会に加え、福祉課全員に対する人権尊重意識の徹底と態度の資質向上、外部講師による研修の実施、福祉相談センターの管理職(次長、係長、班長等)研修の実施が必要である。また町村と福祉相談センターとの役割分担の明確化と医療機関との連携強化が必要である。

生活保護予算を削るために「ケースワーカー」の外部委託の動きは、2022 年 3 月に厚労省の補助事業で設置された「生活保護業務の負担軽減に関する研究会」(有識者や自治体職員で

構成)が報告書をまとめ、委託範囲の一部拡大が可能との考え方を提示し、「申請窓口での初期対応」などの委託は避けるべきだが、「自立に向けた助言・支援の業務」や専門機関と連携しての「利用者宅への定期訪問」は対象になり得ると報告している。しかし、「定期訪問は実態を把握して給付の程度を決める重要業務」であり、「最後のセーフティーネットの生活保護業務は公的責任で行うべき」で、福祉の需要があるからこそ、専門職としての正規のケースワーカーの確保こそ必要である。この報告書は、現場を破壊するものであり、外部委託の中止を求めたい。

⑦単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

女性の人権を保障するうえでも、少なからず女性に対する相談や家庭訪問などは、女性のケースワーカーの同席が当然の権利として認められなければならない。母子世帯は言うに及ばず、高齢世帯でも男女の平均寿命から、女性比率が当然高いので女性職員の配置を増やすことが求められる。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

支援が必要な人の中には、気力の減退、地域社会からの孤立、行政機関への心理的な抵抗感等、自ら窓口に出向くことが難しい人も多く、支援が必要な人の把握に努められたい。自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできることが重要である。

②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。

新型コロナ禍において、住居確保給付金などの相談件数が増加している。相談件数の増加に対応できるよう職員の増員と相談員は専門職の配置を求める。

③生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。

生活保護が受けられる人が、本人の意思に反して自立相談支援に追いやるべきでないようにされたい。要保護者は速やかに生活保護が受けられるよう、また生活保護を自立した世帯のフォローができるよう連携ができる体制を作る必要がある。子どもの学習生活支援事業など任意事業について、積極的に取り組まれない。

④生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。

コロナ禍で仕事を失ったり廃業を余儀なくされたりして、生活の基盤を取り戻すことができない人たちが依然として多くいる。生活福祉資金の特例貸付、生活困窮者自立支援金について、実施期間を延長すること。

償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮者にならない様に配慮を求めたい。また、国に要望するよう求めたい。

5. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。(P92～96 参照)

愛知県は「福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭・高齢者の医療費助成)」の一部負担金導入については県民の猛反発により、2013 年に実質的に断念した一方、所得制限については「研究は引き続き深める」としている。今後、県が一部負担金や所得制限について再び検討・提案することがないよう、監視していく必要がある。

県内の市町村からは、「市町村の現状に県が追いついていない」「財源論としてではなく必要な福祉施策として制度の持続を」など県制度の拡充を求める声も多く出されている。

子ども医療費助成制度等の福祉医療制度を現物給付で実施している市町村に対する国保の国庫補助金削減(ペナルティー)は、2018 年度から未就学児までを対象に廃止されているが、全国市長会など地方三団体は年齢・対象者に拘わらず廃止すべきとしている。

国が医療制度改悪を推し進める中、自治体が県民の命と健康を守る防波堤の役割を果たすため、引き続き福祉医療制度の存続・拡充が求められる。

★②子どもの医療費無料制度を 18 歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。(P92～93 参照)

愛知県内でも近年、「医療機関窓口での自己負担額がなくなることで、子育てをする家庭における安定と、次世代を担う子どもの健全な育成及び資質の向上、更に医療に係る経済的な負担を軽減することができる」とし、対象年齢の拡大が相次いでいる。

子どもが安心して医療機関に受診できるようにすることは最大の子育て支援策と言える。

愛知県内ではすべての市町村が愛知県の補助基準(通院:義務教育就学前、入院:中学卒業まで)より独自に拡大して実施している。

なかでも、「通院・入院とも 18 歳年度末まで無料(予定を含む)」にしているのは 20 市町村(37%)に広がっている。また、18 歳年度末までの入院医療費は県内の 45 市町村(83%)が無料へと飛躍的に拡大し、未実施は 9 市町(17%)のみとなった。

一方、愛知県内では唯一半田市だけが中学校卒業までの通院の窓口負担無料を実施せず、中学生に1割負担を課している。昨年まで自己負担を導入していた半田市・犬山市・愛西市のうち、犬山市と愛西市は自己負担を撤廃したが、新たに大府市が対象年齢の拡大にあわせて拡大部分(中卒後 18 歳年度末まで)に自己負担を導入した。医療が必要な子どもに受診抑制が働かないよう、自己負担をなくすことが求められている。

また、津島市(入院・通院とも)と長久手市(入院のみ)の中学卒業後 18 歳年度末までに所得制限が導入されており、親の所得で、受けられる医療に格差を設けることは問題である。

さらに、中学校卒業後の対象拡大分について、「償還払い」としている市町村が、通院で 3 町村(6%)、入院で 28 市町村(52%)あるのは問題であり、「現物給付(窓口無料)」を求めたい。

すべての市町村に、通院・入院とも自己負担・所得制限がなく、現物給付(窓口無料)での 18 歳年度末までの医療費無料制度の実施を求めたい。

愛知県の対象範囲は、都道府県の制度としては全国的にみて高い基準であるが、県内の市町村の水準には大きな後れをとっている。通院・入院とも 18 歳年度末までの対象年齢引き上げ

に向け、当面直ちに通院の中学校卒業までの引き上げを求めたい。

それと同時に、国の制度として子どもの医療費無料制度の創設が待ったなしの課題となっている。国制度としての 18 歳までの医療費無料制度の創設を求めたい。

なお、子どもに対する入院時食事療養費に対する助成は東栄町と北名古屋市が実施している。静岡県では、県内 35 市町のうち 26 市町で助成を行っており、愛知県でも助成創設が求められる。

【「入院・通院とも 18 歳年度末まで医療費無料」を実施している 20 自治体】—予定を含む—

名古屋市・蒲郡市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・東海市・岩倉市・愛西市・北名古屋市・弥富市・東郷町・豊山町・扶桑町・蟹江町・飛島村・南知多町・設楽町・東栄町・豊根村

【「18 歳年度末まで入院医療費無料」を実施していない 9 自治体】

一宮市・津島市・常滑市・高浜市・長久手市・大治町・阿久比町・東浦町・美浜町

【「中学校卒業までの医療費無料」を実施していない自治体】

半田市

★③精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。(P94 参照)

愛知県内ではすべての自治体が精神障害者手帳 1・2 級所持者について、愛知県制度(精神疾患における入・通院が対象)を拡大し、入・通院とも全疾患を対象に助成を実施している。

一方、自立支援医療(精神通院医療)対象者については、48 市町村(89%)で精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても、通院の精神疾患に係る自己負担部分を無料としている。無料としていないのは 6 自治体(11%)のみである。

精神医療は、経済負担が病状にもたらす影響も大きいことを考慮し、すべての市町村で上記対象を実現すると同時に、愛知県制度の拡充が求められる。

【自立支援医療(精神通院)対象者を無料にしていない 6 自治体】

名古屋市・岡崎市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料にしてください。(P95～96参照)

後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金)は、高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度で、高齢者に大変喜ばれている制度である。

愛知県は県内各市町村の反対を押し切って、2008 年 4 月 1 日から「ひとり暮らし非課税高齢者」を対象から除外する制度改悪を行ったが、40 市町村(74%)が「ひとり暮らし非課税高齢者」を独自に継続している点は高く評価できる。しかし、2021 年度にも 3 自治体が「ひとり暮らし非課税高齢者」への独自助成を終了するなど、県が制度を改悪した影響は計り知れない。

愛知県に「ひとり暮らし非課税高齢者」を対象に戻すよう求めるとともに、対象からの除外や、縮小した市町村は、従来の水準に戻すことを求めたい。

さらに、1 人暮らしに限らず非課税世帯の後期高齢者の医療費負担を無料にするなど、高齢者が安心して医療にかかれるように、対象者の拡大が求められる。

(参考)後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)とは？

後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)は、寝たきり・認知症・障害者・ひとり暮らし非課税者などの高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度。

名古屋市

後期高齢者医療の対象者または70歳以上の人で、次のいずれかに当てはまる人

- ①3カ月以上寝たきりで、本人所得が特別障害者手当の範囲の人
- ②3カ月以上認知症で、本人所得が特別障害者手当の範囲の人
- ③障害者医療・ひとり親家庭医療などの受給要件に当てはまる人

名古屋市以外

後期高齢者医療の対象者で、次のいずれかに当てはまる人

- ①ひとり暮らしの高齢者で、市町村民税非課税世帯の人
※この対象者は、愛知県の補助基準からは外されたが、40市町村(74%)が継続
- ②3カ月以上寝たきりで、市町村民税非課税世帯の人
- ③3カ月以上認知症で、市町村民税非課税世帯の人
- ④障害者医療・ひとり親家庭医療などの受給要件に当てはまる人
※上記以外についても、市町村独自に対象者を広げている場合がある。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

妊産婦医療費助成制度については、妊娠中に様々な合併症を発症するリスクが高まることなどから、日本産婦人科医会も創設を要望している。

愛知県内では東海市・東浦町・武豊町・設楽町の4市町(7%)が実施している。設楽町では、母子手帳交付月の初日から出産(流産を含む)翌月末日まで全疾病を対象に助成を行っている。全国では、岩手県・栃木県・茨城県・富山県が県として助成制度を実施しており、栃木県では、母子手帳交付月の初日から出産(流産を含む)した月の翌月末日まで全疾病を対象に助成している。

妊産婦医療費助成制度については、国や県単位での実施も求められるが、妊産婦が安心して子どもを産み、育てられる環境を早期に実現するためにも、国や県での検討状況に関わらず各自治体での創設が求められる。

【妊産婦医療費助成制度を実施している4自治体】

東海市・東浦町・武豊町・設楽町

6. 子育て支援

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

厚労省公表の「子どもの貧困率」(中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合)は2018年時点での13.5%、前回2015年の13.9%から大きな改善は見られず、子どもの7人に1人が貧困状態にある。母子家庭など大人1人で子どもを育てる世帯の貧困率は48.1%に上り、生活が苦しい実態が浮かんでいる。

政府は2021年2～3月に中学2年生とその保護者を対象に、初の子どもの貧困に関する実態調査を行い、結果を12月に公表した。それによると貧困世帯の4割近く、ひとり親世帯では3割が「食料が買えない経験があった」としている。子どもが大学進学を目指す割合も低く、ひとり親世帯など貧困世帯の子どもが、生活や教育面で影響を受けている実態が浮き彫りになり、コロ

ナ禍で一層追い打ちをかけていると報告した。自治体に対し「実情把握や支援強化への取り組みを求める」としている。

また、毎月2,300超の世帯を支援している「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」が、2020年8月にシングルマザー調査結果を発表したが、「コロナ拡大によって低所得世帯の子どもたちに出現しているのは絶対的な貧困。ひとり親世帯140万世帯のうち、少なくとも約10%の14万世帯は、子どもが十分に食べて体重を増やせる状況ではないと推測される」と報告している。

2019年「子どもの貧困対策推進法」改定により、市町村で「子どもの貧困対策」を「年次計画」も持って策定を急ぐよう要請したことで、2018年度は3市(6%)であった計画が、2020年度24市町村(44%)、2021年度31市町村(57%)に増えた。また4市町村が「子ども子育て支援総合計画」の次期改定時に「子どもの貧困対策年次計画」を盛り込むとしているが、年次計画を持った対策は喫緊の課題である。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

全市が対象である自立支援給付金事業の未実施は弥富市だけとなった。町村は東浦町だけが実施している。

全市町村が対象である日常生活支援事業は 28 市町村(52%)に留まっている。これは親が病気などの事由により、一時的に生活援助などが必要な場合に家庭生活支援員の派遣等を行う事業で、利用が少ないことも見受けられるが先ず事業の実施が必要である。

③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

教育・学習支援事業は 2016 年度 17 市から 2021 年度で 34 市町村(63%)へと広がったが、コロナ禍にあり実施状況の把握が必要である。

「無料塾」への支援は、2021 年度は 10 市町(19%)で実施されているが、6 市は「教育・学習支援事業」も行っている。大口町・幸田町・東栄町・豊根村の 4 町村では無料塾のみ実施、教育・学習支援事業を補うものとなっている。

2021 年度の「こども食堂」への支援は、18 市町村(33%)となっているが、コロナ禍にあり実施状況の把握が必要である。

【無料塾を支援する 10 自治体】

名古屋市・豊橋市・瀬戸市・犬山市・尾張旭市・豊明市・大口町・幸田町・東栄町・豊根村

【子ども食堂を支援する 18 自治体】

名古屋市・豊橋市・瀬戸市・半田市・春日井市・津島市・豊田市・西尾市・蒲郡市・新城市・尾張旭市・愛西市・清須市・みよし市・豊山町・東浦町・武豊町・幸田町

(2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯としてください。

(P97~99 参照)

経済的理由により子どもの就学に格差が生じることは、教育の機会均等の理念から見て問題である。憲法26条は「義務教育はこれを無償とする」としているが、実態はさまざまな家庭負担があり、これを補足する制度が「就学援助制度」である。

しかし、愛知県の就学援助受給率(2020年度)は8.4%で、全国平均の半分程度に留まり、2021年度予算ではさらに8.3%に低下している。

2020年度実績で10%以上の市町村は18市町村(33%)に留まっている。これは支援の必要な子どもが少ないと言うだけでなく、就学援助の基準・申請・支給において、利用しやすい制度となっているかの問題もある。

就学援助の対象基準を生活保護基準額の1.4倍以下の世帯を対象とする要望に対して、1.5倍以下3市町、1.45倍以下1市、1.4倍以下1市で、要望を満たしているのは5市町村(9%)。相次ぐ生保基準の切り下げで、実質的に対象範囲が縮小していることも注意が必要である。同時に所得基準額の改善を求めたい。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

(P100～101 参照)

支援項目は、クラブ活動費・生徒会費・PTA会費は2010年度から対象となっているが、2021年度でクラブ活動費8市町村(15%)・生徒会費17市町村(31%)・PTA会費17市町村(31%)でなお少ない。アルバムなど卒業記念品等の支給は、2020年の15市町村(28%)から2021年には17市町村(31%)に広がった。また2020年度からオンライン学習通信費が追加されたが、実施は10市町村(19%)に留まっている。

国が示す項目をすべての市町村に実施するよう求めるとともに、支援項目をさらに増やすことも必要である。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

(P98～99 参照)

申請窓口は、市町村窓口と学校の両方を利用できるのが35市町村(65%)あるが、市町村窓口のみが13市町村(24%)、学校のみが6市(11%)となっている。より申請しやすいようにするために、申請窓口は市町村窓口・学校のどちらでも受け付けることが必要である。

また、年度途中でも申請できることを、周知徹底することが大切である。

★(3)子どもの給食費の無償化

キャラバンでは、学校給食無償化の要求を2010年から掲げ、実現を求めてきた。また、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、2019年からは保育給食無償化を要求に加えた。この少子化の時代にあって、生まれてくる子どもは、すべての住民にとっての財産である。どのような家庭に生まれた子どもであっても、成人するまで健やかな育ちが保障されることが、自治体の未来にとって重要である。住民全員ですべての子どもを育むための施策実施を求めたい。

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。

(P102 参照)

2018年7月文部科学省の発表によれば、公立小中学校の給食の無償化を実施しているのは、全国1,740市町村のうち、小・中学校とも実施が76市町村(4.4%)、小学校のみ4(0.2%)、中学校のみ2(0.1%)である。

愛知県内では、豊根村が小中学校給食費の完全無償化を実施するに留まっているが、豊橋

市では 2021 年 3 月議会でいったん市長提案が否決されたものの「引き続き議会の理解を求める」としている。また、大口町と東栄町が半額補助、安城市・岩倉市・扶桑町が第 3 子以降無償化、岡崎市が 4 月分を無償化など、なんらかの補助・減免の実施は 19 市町村(35%)となっている。

憲法第 26 条では、小中学校の義務教育は「無償」である。教育基本法では無償の対象は「授業料」とされ、学校給食法では食材料費は保護者負担と規定されているが、文科省の通達では自治体などが食材費を負担することは禁じないとされている。

2022 年度に入り、物価高騰やコロナ禍での家庭の負担軽減のため、食材費高騰分の公費負担(弥富市)や、1 食あたり 40 円値下げ(豊明市)など市町村独自の対応が始まった。また、時限的ではあるが、愛西市や津島市、犬山市、蒲郡市などでは一定期間の無償化を行っている。愛知県からも県内の各市町村へ公立小中学校等の給食費の支援を検討するよう通知された。今後もすべての自治体で、継続的な制度としての無償化実施、その第一歩としての補助・減免の実施・拡充、少なくとも食材料費高騰分の公費負担を求めたい。

【学校給食に独自補助をおこなう 19 市町村】

○完全無償化:豊根村

○半額補助:大口町、東栄町

○一部補助:岡崎市、津島市、碧南市、豊田市、安城市、岩倉市、豊明市、愛西市、あま市、長久手市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、設楽町

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。(P103 参照)

幼児教育・保育の無償化が始まったことに伴い、主食費＋副食費＝給食費が実費徴収の対象となった。本来、保育所で提供される給食は保育の一環として現物給付されてきたものであり、分離は不自然である。給食費の実費徴収化をテコに保育が福祉からサービスに変質させられようとしている現状に歯止めをかけるためにも、すべての自治体が無償化を実現すべきである。

保育給食費の無償化を実施しているのは新城市、東浦町、東栄町、豊根村の 4 市町村(7%)。設楽町は幼児副食費無償、愛西市は幼児副食費に 3,500 円を補助、豊川市は保護者負担 3,000 円、一宮市は 3 人以上入所世帯の児童全員の副食費無償化、西尾市、稲沢市、大口町は主食費を無償化したうえで副食費は国基準の減免を独自に拡大している。それらを含め、独自の補助・減免を実施しているのは 29 市町村(54%)がなんらかの手立てを取っている。

コロナ禍においては、10 市町村(19%)が時限的な無償化を実施した。また愛知県は、物価高騰を受け、民間の保育所などを対象に 2022 年 4 月から 9 月分の給食 1 食あたり 40 円を補助した。津島市、犬山市、蒲郡市などでは学校給食費と同様に時限的ではあるが、一定期間の無償化を行っている。恒久的な制度として各市町村が主体的に実現していくべきである。

【保育施設等の給食費が無償の 4 市町村】

新城市、東浦町、東栄町、豊根村

(4) 保育施策の抜本的拡充

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

県内では、公立保育所の統廃合・民間移管が急速にすすめられ、なんらかの計画があるのが 26 市町村(49%: 公立施設のない大治町を除く)、検討中の 6 市町村と合わせ 32 市町村(60%: 同)となる。また、計画策定済みの市町村のうち 24 市町村(45%: 同)が 2018 年度以降に最新の計画を公表している。

公立保育所運営費の財源の変化
国や県からの補助金があったところ(～2003年度)

国の補助金 1/2	都道府県の負担金 1/4	市町村の負担金 1/4
		基準財政需要額算入 ＝地方交付税措置
		市町村 1/4

「一般財源化」後(2004年度～)

市町村の負担金 3/4増加	市町村の負担金 1/4
税源移譲を受けたうえでさらに全額を基準財政需要額に算入 ＝補助金削減の代わりに新たに税収が増え、それでも足りない分は地方交付税措置	基準財政需要額算入 ＝地方交付税措置
市町村 4/4	

計画のある 26 市町村のうち 20 市町村(38%: 同)が地方交付税交付団体であり、さらに計画の中で民間移管の理由として三位一体改革等による財源上の問題を挙げているのが 18 市町村(34%: 同)ある。しかし、実際に懇談すると、市町村当局のほとんどが「運営費、施設整備費ともに地方財政計画の中で措置されている」事実を認識していた。財源を理由とした民間移管の推進が欺瞞であることは明らかである。

児童福祉法第 24 条第 1 項に定める市町村の保育実施責任を直接的に果たすのが公立保育施設である。公立保育施設の民間移管・統廃合をすすめることは、待機児童解消の点からも、コロナ禍でも明らかとなった地域の公立保育所の存在・役割から考えても、子どもの保育・保護者の就労を守る方向と逆行している。地域の社会資源の放棄でもあり、少子化や過疎化にいつそう拍車がかかる。見せかけの財源問題による欺瞞に満ちた移管計画は見直し、地域の在り方の問題として、保護者・地域住民とともに議論するべきである。

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引き上げるための具体的な施策を実施してください。(P104 参照)

2021 年の自治体キャラバンアンケートによると、愛知県内の認可外保育施設は 778 カ所(企業主導型保育含む)と、前年度より 175 カ所も増加している。さらに、その内指導監督基準さえ満たさない施設は 357 カ所にもものぼっている。

さらにアンケートでは、指導監督基準を満たしていない主な理由として、保育従事者・保育士の不足、安全対策や避難訓練の不備・未実施があげられるなど、子どもの命と安全に危険が及ぶ状態であることも明らかになっている。また、愛知県が公表している実地指導の結果では、重大な事故を招きかねない「うつ伏せ寝」の指摘などもある。ある自治体の監査担当者が「現地へ行って見なければわからないことは非常に多い」と述べるように、少なくとも実地指導での現状把握が不可欠である。

県内では、監査権限を持つ 7 市を含む 42 市町村(78%)が独自で、または県に同行する形で認可外保育施設の実態把握を行っているが、一度の実地指導にとどまらず、より近い距離間での、市町村の保育担当課によるアフターフォローが求められる。すべての子どもたちが、自治体の未来にとってかけがえのない子どもたちであり、住民全員にとっての宝である。通う施設によって子どもの命に格差が生じることのないよう、市町村が責任を持って策を講じることが必要である。

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。
(P104 参照)

現在、愛知県内の企業主導型保育事業は 226 カ所となっている。待機児童解消の名のもとに始まったが、内閣府直轄で自治体が指導・監査含め責任を負わないこと、配置基準も小規模保育事業B型を基本とし、認可保育所よりも低い基準での運営が認められているなど、国の制度設計自体に大きな問題がある制度となっている。

制度の開始以降、補助金の不正受給や突然の閉園なども相次ぎ、そのしわ寄せは子ども、保護者にいく事態となっている。指導・監査を委託されている「児童育成協会」のホームページ上にも公開されているが、愛知県内の事業所でも特別立ち入り調査により指導を受けている。しかし、通報や苦情がなければ恒常的な問題が見過ごされてしまっている状況もあり、「届け出施設」として、認可外保育施設同様、自治体の実態把握・巡回指導などを進める必要がある。

④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

保育施設は、人々のくらしを守り支えるため、度重なる感染再拡大の中でも通常どおり開所を続けている。現場では「密」を避けるよう様々に工夫して保育を行っているが、国の定める保育施設の保育士配置基準と面積基準では「密」を避けようがないというのが現場の実感である。

政府は少人数学級実現へ、2025 年度までに小学校の 1 学級の定員を 35 人以下に引き下げる。しかし、4～5 歳児の保育士配置基準と、保育室の面積基準は、70 年以上改善されていない。幼児教育・保育も同様に、日常的に「密」を避け、安全に保育を行えるよう、国の定める基準の抜本的な改善が求められる。

愛知県内の市町村では、34 市町村(63%)で国を上回る職員配置基準を実現しており、そのすべてで 1 歳児を対象としている。各市町村の努力とともに、県単独事業の 1 歳児保育実施費が有効に活用されている。3 歳児については、国が 2015 年の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて 15:1 への「加算」を実施し、公立施設に対しては地方財政計画の中で措置したが、愛知県内の市町村では碧南市・刈谷市・豊田市以外では実施されていない。2 歳児を対象にしているのは 5 市町村(9%)、3 歳児は上記を含め 6 市町村(11%)、4 歳児は 3 市町村(6%)、5 歳児は犬山市だけである。県の施策も含めた拡充が求められる。また、これらの基準は、10 市町においては公立施設のみの適用に留まっている。通う施設によって子どもの育ちに違いが生まれないよう公私間の格差なく実施されるべきである。

保育室の基準は、2 歳未満の乳児室(ほふくしない)が 1.65 平米／人、ほふく室が 3.3 平米／人、2 歳児以上の保育室または遊戯室が 1.98 平米／人である。遊ぶ、食べる、寝るが同じ保育室の中で行われており、生活の場としてふさわしい基準とは到底言えない。自治体独自で拡充し、少なくとも園庭やホールの必置を求めたい。

7. 障害者・児施策

★(1)グループホーム・入所施設の拡充

- ①障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で複数配置できるように補助してください。
- ②地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。
- ③ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。(P105 参照)

障害者権利条約のもと、障害があっても、誰もが住む場所を選択できる権利が保障されなければいけない。障害者本人の願いに応じ、24時間365日を通して暮らしを選択できる制度の実現が必要である。

日本では地域移行を名目に入所施設をなくし、グループホームの設置がすすめられてきた。しかしながら障害者の選択ができるわけではないことは、2021年度の自治体キャラバンアンケート結果でも明らかである。入所施設への待機者は回答のあったものだけで1,249人と未だに多くの入所施設への待機者がいる状況である。名古屋市では、2021年399人:107.8%と待機者数の改善が見られていない。それにもかかわらず、一昨年度に続き「新たな入所施設を整備することは想定しない」としている。グループホーム(共同生活援助)は身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者などが対象だが、支給決定数は8,277人と重度の知的障害者21,988人だけから見ても38%の決定者数でしかない。

2018年度に国は、障害者の重度化・高齢化に対応するとして「日中サービス支援型グループホーム」を設けたが、2020年度の文書回答で名古屋市だけが設置を盛り込む方向と回答している。2021年度は名古屋市と豊川市が言及したのみ。上記①の要望に対し、愛知県をはじめ全市町村からの回答がない。障害者の暮らしをどう考えるかが問われる。

そして暮らしの場で命をあずかる福祉施設だからこそ、複数配置の基準は必須である。2021年のキャラバンで要望では、愛知県からは16大都道府県障害福祉主管課長会議にて「障害者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえた検証を行い、所要の改善を図ること」等の申し入れをしている。2021年11月には、福祉施設で夜勤中に倒れ亡くなった職員もいたが、職員がいなければ利用をしている障害者の命にも関わる問題である。愛知県医労連と福祉保育労東海地本で取り組んだ「夜勤実態調査」(2021/9～2021/10)で、1人夜勤を体験したことのある職員が94%いることがわかっている。ヒヤリハット事例では、「コールが重なり、イライラして手をあげそうになった」と虐待にもつながりかねない声も寄せられ、複数配置で精神的・肉体的な負担軽減をしていかなければ、安心して施設利用をすることもできない。

愛知県では2022年3月28日に「愛知県ヤングケアラー実態調査」の結果が報告された。「世話をしている家族がいる」という回答では、全国平均を上回っているほか、インタビュー調査で「大変だったこと・辛かったこと」について「福祉の知識がないなか、世話を親のために福祉サービスの利用を考えるのが大変だった」(元ヤングケ

	世話をしている 家族がいる	やりたいけど、できていないこと (複数回答)
小学 5年生	16.7%【6人に1人】 (全国調査：なし)	・自分の時間が取れない 11.2% ・睡眠が十分に取れない 10.7% ・勉強する時間が取れない 7.3% ・友人と遊ぶことができない 7.3%
中学 2年生	11.3%【9人に1人】 (全国調査：5.7% (17人に1人))	・自分の時間が取れない 12.4% ・勉強する時間が取れない 9.0% ・睡眠が十分に取れない 8.7% ・友人と遊ぶことができない 8.3%
高校 2年生 (全日制)	7.1%【14人に1人】 (全国調査：4.1% (24人に1人))	・自分の時間が取れない 12.2% ・勉強する時間が取れない 9.4% ・睡眠が十分に取れない 7.7% ・友人と遊ぶことができない 7.5%

()は2020年度の全国調査結果 (愛知県ホームページより)

アラー) といった回答もみられ、障害者とその家族にとって「暮らしの場」の問題は深刻だ。ヤングケアラーの実態を自治体でも丁寧に把握し、24 時間 365 日、障害者とその家族を支える福祉サービスの拡充が求められる。

(2)障害福祉サービスの支給時間

- ①暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

居宅介護の愛知県内の主要市での平均支給時間は、名古屋：40 時間、岡崎：30 時間、豊田：45 時間と例年よりも微増している。一方、豊橋が 13.5 時間減、一宮が 18.1 時間減、春日井が 1.4 時間減となっている。一宮については、2021 年 1 月 1 日から導入された、一宮市独自の支給基準の影響だ。

支給者数は 17,533 人で、手帳所持者 355,744 人の 5%でしかなく、限られたものが限られた時間しか利用できていない現状だ。

移動支援では、平均支給時間が 10 時間未満の自治体が 21 自治体あり、外出も家族依存となっている実態は早急に解消されていかなければいけない。なお、自治体によっては、通園・通学・通所を認めている場合があるが、通園・通学・通所は障害者・児にとって社会参加に必要な不可欠なものであり、支給時間を大幅に増やす必要がある。また通勤への支援がされれば、就労の機会が増えることにつながる。余暇利用も認め、必要な時間数の支給が求められる。

居宅介護 年度ごとの主要市の支給者数と平均支給時間

年度	名古屋	豊橋	岡崎	豊田	一宮	春日井
17	6936人/ 38.4 h	557人 /23.5 h	872人 /29.6 h	453人 /33.1 h	512人 /34.6 h	469人 /25.1 h
18	7436人/ 38.4 h	711人 /36 h	868人 /48 h	444人 /34 h	893人 /24.5 h	492人 /17.7 h
19	7758人/ 38.9 h	894人 /30 h	850人 /33 h	480人 /40 h	945人 /31.5 h	535人 /17.3 h
20	8189人/ 39h	936人 /29.6h	837人 /29h	455人 /42h	1014人 /30.4h	559人 /19.4h
21	8742人/ 40h	991人 /16.1h	844人 /30h	458人 /45h	995人 /12.3h	598人 /18h

(3)障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費

- ①障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。
②障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。配偶者も対象から除くようにしてください。

本来、「福祉は現物給付」であり、福祉サービスを「益」としてとらえること自体が問題である。多くの障害者が低所得から利用料無料とはなっていることや利用上限額の設定はされているが、これらは「応能負担」ではなく「応益負担」の考え方が残ったままであり、原則 1 割負担の考え方は継続されたままである。

また障害福祉の利用をしている本人ではなく、家族の収入まで反映するような利用者負担の考え方は、本来の公的責任での社会福祉の後退と言わざるを得ない。国が改善しないあいだは、障害者・児の生活を守るために自治体として無償にするべきである。また障害者・児の食の支えも極めて重要な課題である。食育は保育・支援の一環として無償とすることが必要である。

★(4)65 歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題

- ①40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

障害も介護も当事者の意志にもとづいて利用申請する制度である。介護保険申請の強要や、申請をしないことを理由に障害福祉サービスを打ち切るなどの報復的な行政処分は違法行為であり、厚生労働省も同見解である。

障害保健福祉部回答(2021年8月2日 障全協の厚労省交渉の速記録より)

国の立場として一律に要介護認定をしないからと言って障害福祉サービスを打ち切ることは適切ではないとの立場から、「事務連絡」を発出して市町村にお示ししている。

また、厚生労働省は介護保険との適用関係通知で、介護保険サービスを一律に優先することとはせず、その人の利用意向やサービスの利用状況、関係事業所の意見を聴くなど継続して障害福祉サービスの利用が妥当かどうか、個別の状況に応じて判断するよう求めている。しかし、多くの自治体では迷うことなく「介護保険優先は法律で決まっていることです」と介護保険の利用申請を求めている。

介護保険サービスでは不足する支給量の上乗せに名古屋は「要介護認定後、希望するサービスの時間が不足する場合、介護保険の単位数を障害福祉サービスの単位数から差し引いた単位数を上限に支給決定。なお、要支援の者に上乗せはない」と回答。支給条件に「要介護 5」を上げたのは豊田市・西尾市・愛西市・豊山町・幸田町。これでは、障害福祉サービスの時間が確保されない。

(5)障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成

- ①独自の人材確保の施策をすすめてください。
- ②地域生活支援事業の単価を引き上げてください。
- ③福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。

障害福祉職場の人手不足は深刻な状況である。国の障害福祉制度で運営をしているが、未だに全産業平均との差が開いたままだ。2022年2月から政府主導で「処遇改善臨時特例金」があり、9000円程度の賃金引き上げ施策がすすめられたが、それでも公的価格評価検討委員会の中間まとめでは全産業平均との差があることを指摘せざるをえない状態である。

職員処遇を改善することなど、実効性のある人材確保施策をすすめないと人手不足は解消されない。また人材確保とあわせて人材が定着できる支援が必要だ。職員が安定して働く見通しがもてなければ、安定して福祉サービスは実施できず、障害者の暮らしを支えることは困難である。

自治体として、少なくとも地域生活支援事業の単価を引き上げる措置や、質の向上のために、必要な研修を自治体独自でももち、待遇改善と資質の向上による、魅力ある福祉職場の発信を求める。

(6)災害時の障害者・児の避難対策

- ①福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人(高齢者や妊婦など)が避難できるようにしてください。
- ②災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてください。

昨今の気候変動など、異常気象も起きているが、東南海大地震がいつ起こるかわからない状況である。東日本大震災や熊本大地震の際にも、障害者をうけいれる避難所が少なく、行き場

に困ってしまう事例がでていた。少なくとも福祉避難所を拡充することが求められる。

また、自治体に障害者の個別避難計画をたてる努力義務が課されているが、いまだに進んでいない状況がある。一般的な避難計画など立てられているが、個別避難計画を活かした地域に住む障害者やその家族も含め、避難訓練や防災計画など当事者抜きにしない取り組みが必要である。自治体としても、障害者が逃げ遅れることや、障害があっても避難所で過ごせる配慮など、必要な支援を考えていただきたい。

8. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

(P106 参照)

日本で定期接種となっていないワクチンのうち、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)は国ごとの予防接種計画に基づいて実施するようWHOが接種を勧告している。

流行性耳下腺炎ワクチンは、新たに稲沢市・東海市・大府市・豊明市が助成を開始し、22市町村(41%)が助成を行っている。日本耳鼻咽喉科学会の調査では、2015年・2016年の2年間で、少なくとも348人がおたふく風邪の合併症による難聴と診断されたと発表し、学会では定期接種化を求めている。なお、流行性耳下腺炎は2回のワクチン接種が望ましいとされている。大府市・豊明市・東栄町が新たに2回助成を開始し、2回の助成を行っている自治体は8市町村(15%)となった。より良い制度とするためにも2回接種の助成を求めたい。

子どもに対するインフルエンザワクチンは、新たに岡崎市・江南市・稲沢市・清須市・弥富市・幸田町が助成を開始し、19市町村(35%)が助成を行っている。子どもや障害者の健康を守るためにも、学級閉鎖や看病のため仕事を休まざるを得ない親の負担を減らすためにも、すべての自治体でインフルエンザの予防接種助成制度があることが望ましい。

带状疱疹ワクチンは、新たに蒲郡市・稲沢市・大府市・豊山町・飛島村が助成を開始し、7市町村(13%)が助成を行っている。带状疱疹は加齢に伴い増加する傾向にあり、50歳を境に発症率が急激に上昇し、70歳以上での発生頻度は1000人あたり10人以上となる。合併症や带状疱疹後神経痛によって長期間苦しむ患者が多いのでワクチンによる予防が重要である。

また2018・2019年と流行した麻しん(はしか)は、未接種または1回接種の40歳未満の住民に感染が拡大した。麻しんは2回の定期接種となっているが、定期接種の期間中に他の疾病に罹患し接種機会を逃した子どもが改めて接種する場合、対象から外れるため、費用は全額自己負担となる。風疹と同じく定期接種から漏れた住民に対する助成制度の創設が必要である。

【流行性耳下腺炎ワクチンを助成する22自治体】※ 下線は2回助成

名古屋市、豊橋市、岡崎市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、豊明市、田原市、みよし市、飛島村、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

【子どものインフルエンザワクチンを助成する19自治体】

岡崎市、安城市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、豊明市、清須市、弥富市、あま市、豊山町、蟹江町、飛島村、南知多町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

【带状疱疹ワクチンを助成する7自治体】

名古屋市、刈谷市、蒲郡市、稲沢市、大府市、豊山町、飛島村

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また 2 回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。(P107～108 参照)

高齢者用肺炎球菌ワクチン助成事業は 2014 年 10 月に定期接種化され、対象者は 65 歳とされたが、経過措置として 65 歳以上で 5 歳刻み(上限 100 歳)の住民も対象となっている。経過措置は、国が 2018 年度末で終了する予定であったため、11 市町が任意予防接種助成を 2018 年度末で終了した。しかし、国は経過措置を 2023 年度末まで延長することとなった。経過措置延長の理由は、接種率が低いことであり、終了した市町村については助成の再開が求められている。一方、2022 年度から津島市と飛島村が任意予防接種助成を開始したことは近年にない新しい動きである。

肺炎による死亡数は減少傾向にあるものの 2021 年で 73,000 人を超過しており、がん、心疾患などに次ぎ死因の 5 位となっている。肺炎による死亡の 95%を 70 歳以上が占めていることから高齢者の健康にとってワクチンの接種が重要である。厚労省は、毎年 65 歳の人全員がワクチンを接種し、効果が 5 年持続するとした場合、年間 5,115 億円の医療費削減につながると推計している。

自治体では「肺炎が生命に関わる持病の人もある。早めに接種できるようにすることが、市民のためになる」と、28 市町村(52%)が定期接種の対象から漏れた人に任意接種の助成事業を実施している。住民の生命を守る自治体の役割として任意接種助成事業の実施を求めたい。

また自己負担金があるため、接種したくても接種できない住民がいるとの指摘もある。接種率の向上と住民の健康を守る立場から、自己負担額の軽減も重要だ。

さらに定期接種の助成は一度きりに限られており、期間の経過に伴う抗体の低下により感染リスクは高まるため、2 回目の接種助成を求める声は多い。4 市町村(7%)が 2 回目の助成を行っている。2 回目の接種についても助成事業の対象とすることが求められている。

9. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を 2 回に拡充してください。

(P109 参照)

産婦健診事業は 2017 年 4 月、産後うつ防止などを目的に国が創設した。実施主体は市町村で、健診費用の 2 分の 1 を国が、残りを市町村が負担している(最大 2 回まで)。

2019 年 4 月からは県内すべての市町村で助成が実現した。また、助成回数を 2 回に設定しているのは、2021 年から 3 市町拡大し、23 市町村(43%)となった。

産婦健診を 2 回助成している自治体では、産婦健診の受診率が約 80%で、そのうち産後うつの支援が必要と判定された受診者が約 10%いるという結果も示されている。

2015～16 年に妊娠中から産後 1 年未満の女性で死亡した 357 人のうち、自殺が 102 人で、その原因の一つに産後うつが考えられるとの報道もあり、自治体では出産から子育てまで包括的に支援する子育て世代包括支援センターや産後ケア事業が進められている。接触機会を増やすことで産後のうつを早期に発見し、きめ細やかなフォローを行うためにも、産婦健診の 2 回助成の実施が求められている。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。**(P110 参照)**

産婦健診と同様に歯科健診においても、妊産婦への助成を行っている市町村が増加している。県内全ての市町村で妊産婦の期間中に少なくとも 1 回は助成が実施されており、妊婦・産婦それぞれの時期に助成がある市町村は 22 市町村(41%)となっている。

妊娠中は特に口腔内の環境が変化し、トラブルが起きやすい。にも関わらず、妊産婦が口腔内のチェックを受ける機会は少ない。また妊産婦や子どもの体調によって、予定している受診機会が失われることも多い。より多くの受診機会を確保するためにも妊婦・産婦それぞれの時期での助成実施が求められる。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

歯科口腔保健の必要性が高まる中、歯科衛生士の配置は充分とは言えない。歯科衛生士を常勤または常勤に準ずる雇用としている自治体は 2022 年度には 35 市町村(65%)である。

歯科衛生士の主な業務は歯科健診の補助、健診後の保健指導、歯科予防指導などが中心だが、歯科口腔保健は乳幼児から高齢者まで全ライフステージに渡って関与する必要がある、非常に専門性の高い技能が求められる。また業務実践のためには地域保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育など様々な関連施策との連携協力や、企画、調整、評価などの総合的な役割も求められている。

多様化する歯科口腔保健業務を効率的に実践するには、自治体に雇用される歯科専門職としての歯科衛生士は常勤かつ複数配置がどうしても必要である。

10. 地域の保健・医療**①保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。**

1997 年の地域保健法施行により保健所が再編され、県設置の 26 あった保健所は、2022 年時点で 11 保健所 6 保健分室 2 駐在体制にまで減らされてきた。

名古屋市では、16 行政区にあった保健所が 1 つに統合され、各区は保健センターとされた。全国的には 852 カ所から 468 カ所に削減され、職員数は約 34,000 人から 28,000 人にまで減らされた。

新型コロナウイルスの感染爆発により、保健所・保健センターの役割はますます重要となっているが、人手不足は深刻である。感染が激増した 2021 年 8 月には、過労死ラインとされる月 80 時間以上の時間外労働をした県管轄保健所の職員が 82 人にのぼったと県議会答弁で

保健所名	所管区域
瀬戸保健所	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
春日井保健所	春日井市、小牧市
江南保健所	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	稲沢市、清須市、北名古屋市、西春日井郡
津島保健所	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所(刈谷市)	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	西尾市、額田郡
新城保健所	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	豊川市、蒲郡市、田原市
他、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市に一箇所ずつ	

も明らかになっている。各保健所は、他部署からの応援や、非正規・派遣の採用により人員不足を補い、県の施設には管内市町村からの職員派遣まで求められた。

一方で、健診や母子保健、歯科、成人・老人、精神、難病、虐待など日常業務が不十分にならざるを得ない状況がある。

総務省は保健師を 2021 年度から 2 年で 900 人増やす地方財政措置をおこなったが、全国で 468 保健所、123 支所、2,432 保健センターが存在する中、あまりに不十分な対応だ。また、厚労省は、保健所の体制について、外部委託や都道府県等による一元化で対応するよう通知したが、抜本的な正規職員の増員でしか現在の状況を改善できないことは明らかであり、政府・自治体には住民と職員のいのちと健康をまもるため責任ある対応を緊急に求めたい。

②地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

愛知県は県内を 11 の構想区域に分け、区域ごとに 2025 年における必要病床数を計算している。しかし、これはコロナ以前に立てられた計画であり、新型コロナウイルス感染症による感染症病床、高度急性期・急性期病床の必要性が高まっている状況は加味されていない。

新型コロナウイルス感染症の終息は見通しがつかず、今後もいつまた新たな感染症が発生するかもわからない状況である。コロナ禍で入院できずに自宅で亡くなる事例も多発している。普段から余裕ある病床数の確保が必要である。

総務省は公立病院に対し、2022 年度または 2023 年度までに新たなガイドラインに沿った「公立病院経営強化プラン」の策定を求めている。公立病院の経営形態の見直しと、経営強化のプランを策定することとなり、公立病院の独法化や指定管理などの直営外しが危惧される。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

千葉県では、医師・看護師をめざす学生が卒業後一定期間、県内の病院等に勤務することで、返済を免除される就学資金貸付制度や、医師不足の自治体病院に医師を派遣した医療機関への補助金、看護師等の定着・再就業支援のため院内保育所の開設・運営費を補助する事業を行うなど、自治体として医師や看護師の確保対策に力を入れている。

妊娠や出産、介護などの事情で一度仕事を離れた後、再就職した職員を対象に「再就職準備金」を交付している自治体もある。愛知県でも慢性的な医師・看護師不足により、病床はあっても感染症患者を受け入れられない事態が起こっており、自治体として医療従事者の確保対策が求められる。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。(略)

(P111～116 参照)

各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数

(2022年9月 愛知社保協まとめ)

- ・人口は2021年10月1日現在、介護認定者数は2022年5月末現在。
- ・要支援および要介護1～5の「割合」は65歳以上人口(B)での割合。

市町村名	人口 (A)	65歳以上人口		うち、75歳以上人口		要支援		要介護	
		(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/A)	(D)	割合 (D/B)	1	割合
合計	7,516,008	1,918,218	25.5%	991,733	13.2%	105,168	5.5%	61,476	3.2%
1 名古屋市	2,325,916	592,321	25.5%	312,939	13.5%	39,351	6.6%	16,507	2.8%
3 岡崎市	383,876	92,027	24.0%	44,573	11.6%	4,423	4.8%	4,159	4.5%
4 一宮市	378,349	105,295	27.8%	55,900	14.8%	4,840	4.6%	4,087	3.9%
5 瀬戸市	127,530	38,681	30.3%	20,570	16.1%	1,734	4.5%	1,499	3.9%
6 半田市	117,167	29,127	24.9%	14,754	12.6%	1,561	5.4%	1,310	4.5%
7 春日井市	307,703	81,066	26.3%	42,744	13.9%	4,374	5.4%	2,617	3.2%
9 津島市	60,261	18,370	30.5%	9,890	16.4%	789	4.3%	537	2.9%
10 碧南市	72,260	17,423	24.1%	8,895	12.3%	956	5.5%	513	2.9%
11 刈谷市	153,429	32,070	20.9%	15,826	10.3%	1,715	5.3%	1,185	3.7%
12 豊田市	419,268	99,668	23.8%	47,509	11.3%	4,952	5.0%	3,112	3.1%
13 安城市	187,381	40,274	21.5%	19,776	10.6%	2,100	5.2%	1,189	3.0%
14 西尾市	168,591	43,909	26.0%	21,900	13.0%	1,902	4.3%	1,598	3.6%
16 犬山市	72,862	21,574	29.6%	11,561	15.9%	1,299	6.0%	655	3.0%
17 常滑市	58,101	14,972	25.8%	8,069	13.9%	744	5.0%	535	3.6%
18 江南市	97,674	27,931	28.6%	14,726	15.1%	1,311	4.7%	952	3.4%
19 小牧市	147,713	37,529	25.4%	18,982	12.9%	2,051	5.5%	864	2.3%
20 稲沢市	134,022	37,605	28.1%	19,284	14.4%	1,979	5.3%	987	2.6%
25 知立市	72,085	14,680	20.4%	7,389	10.3%	573	3.9%	493	3.4%
26 尾張旭市	83,390	21,885	26.2%	11,396	13.7%	1,351	6.2%	621	2.8%
27 高浜市	46,195	9,098	19.7%	4,590	9.9%	475	5.2%	418	4.6%
28 岩倉市	47,822	12,348	25.8%	6,395	13.4%	718	5.8%	441	3.6%
29 豊明市	68,969	18,297	26.5%	9,689	14.0%	790	4.3%	550	3.0%
30 日進市	92,081	19,371	21.0%	10,224	11.1%	1,062	5.5%	598	3.1%
32 愛西市	60,320	19,209	31.8%	10,252	17.0%	827	4.3%	679	3.5%
33 清須市	67,375	16,897	25.1%	8,583	12.7%	775	4.6%	445	2.6%
34 北名古屋市	86,279	21,030	24.4%	11,451	13.3%	1,061	5.0%	701	3.3%
35 弥富市	42,765	11,410	26.7%	6,002	14.0%	582	5.1%	338	3.0%
36 みよし市	61,934	11,690	18.9%	5,772	9.3%	471	4.0%	294	2.5%
37 あま市	86,015	23,021	26.8%	12,210	14.2%	1,295	5.6%	778	3.4%
38 長久手市	60,488	10,562	17.5%	5,174	8.6%	490	4.6%	354	3.4%
39 東郷町	43,676	10,379	23.8%	5,352	12.3%	514	5.0%	300	2.9%
40 豊山町	15,647	3,571	22.8%	1,841	11.8%	153	4.3%	72	2.0%
41 大口町	24,312	6,003	24.7%	3,254	13.4%	142	2.4%	180	3.0%
42 扶桑町	34,210	9,003	26.3%	4,871	14.2%	404	4.5%	299	3.3%
43 大治町	32,572	6,953	21.3%	3,461	10.6%	403	5.8%	224	3.2%
44 蟹江町	37,104	9,671	26.1%	4,944	13.3%	432	4.5%	286	3.0%
45 飛島村	4,508	1,430	31.7%	748	16.6%	53	3.7%	34	2.4%
46 阿久比町	28,342	7,623	26.9%	4,012	14.2%	366	4.8%	217	2.8%
48 南知多町	16,202	6,465	39.9%	3,364	20.8%	239	3.7%	146	2.3%
49 美浜町	22,198	6,862	30.9%	3,503	15.8%	336	4.9%	226	3.3%
50 武豊町	43,326	11,043	25.5%	5,647	13.0%	498	4.5%	330	3.0%
51 幸田町	42,602	9,352	22.0%	4,482	10.5%	377	4.0%	293	3.1%
- 知多北部 広域連合	339,870	83,120	24.5%	43,004	12.7%	3,917	4.7%	2,785	3.4%
22 東海市	113,326	25,936	22.9%	13,520	11.9%	1,328	5.1%	893	3.4%
23 大府市	92,989	20,357	21.9%	10,618	11.4%	920	4.5%	619	3.0%
24 知多市	83,790	23,764	28.4%	12,137	14.5%	1,123	4.7%	797	3.4%
47 東浦町	49,765	13,063	26.2%	6,729	13.5%	546	4.2%	476	3.6%
- 東三河 広域連合	743,618	207,403	27.9%	106,225	14.3%	10,783	5.2%	7,068	3.4%
2 豊橋市	369,588	97,507	26.4%	49,030	13.3%	5,169	5.3%	3,126	3.2%
8 豊川市	184,572	48,765	26.4%	25,048	13.6%	2,312	4.7%	1,729	3.5%
15 蒲郡市	79,174	23,654	29.9%	12,893	16.3%	1,385	5.9%	896	3.8%
21 新城市	43,512	16,054	36.9%	8,252	19.0%	968	6.0%	612	3.8%
31 田原市	58,615	17,206	29.4%	8,544	14.6%	645	3.7%	521	3.0%
52 設楽町	4,333	2,240	51.7%	1,321	30.5%	181	8.1%	94	4.2%
53 東栄町	2,842	1,457	51.3%	837	29.5%	90	6.2%	70	4.8%
54 豊根村	982	520	53.0%	300	30.5%	33	6.3%	20	3.8%

要介護										要支援・ 要介護者合計		市町村名
2	割合	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合		割合	
56,081	2.9%	44,434	2.3%	40,528	2.1%	25,742	1.3%	228,261	11.9%	333,429	17.4%	合計
21,478	3.6%	16,880	2.8%	14,290	2.4%	9,251	1.6%	78,406	13.2%	117,757	19.9%	名古屋市 1
2,135	2.3%	1,920	2.1%	1,472	1.6%	967	1.1%	10,653	11.6%	15,076	16.4%	岡崎市 3
3,161	3.0%	2,365	2.2%	2,107	2.0%	1,394	1.3%	13,114	12.5%	17,954	17.1%	一宮市 4
1,036	2.7%	773	2.0%	774	2.0%	478	1.2%	4,560	11.8%	6,294	16.3%	瀬戸市 5
705	2.4%	643	2.2%	679	2.3%	322	1.1%	3,659	12.6%	5,220	17.9%	半田市 6
2,559	3.2%	1,784	2.2%	1,762	2.2%	1,113	1.4%	9,835	12.1%	14,209	17.5%	春日井市 7
596	3.2%	465	2.5%	433	2.4%	217	1.2%	2,248	12.2%	3,037	16.5%	津島市 9
442	2.5%	423	2.4%	420	2.4%	197	1.1%	1,995	11.5%	2,951	16.9%	碧南市 10
679	2.1%	686	2.1%	649	2.0%	356	1.1%	3,555	11.1%	5,270	16.4%	刈谷市 11
2,591	2.6%	1,857	1.9%	1,915	1.9%	1,455	1.5%	10,930	11.0%	15,882	15.9%	豊田市 12
865	2.1%	599	1.5%	809	2.0%	459	1.1%	3,921	9.7%	6,021	15.0%	安城市 13
1,084	2.5%	880	2.0%	892	2.0%	475	1.1%	4,929	11.2%	6,831	15.6%	西尾市 14
401	1.9%	445	2.1%	397	1.8%	203	0.9%	2,101	9.7%	3,400	15.8%	犬山市 16
511	3.4%	414	2.8%	339	2.3%	221	1.5%	2,020	13.5%	2,764	18.5%	常滑市 17
712	2.5%	564	2.0%	508	1.8%	349	1.2%	3,085	11.0%	4,396	15.7%	江南市 18
677	1.8%	629	1.7%	712	1.9%	407	1.1%	3,289	8.8%	5,340	14.2%	小牧市 19
980	2.6%	807	2.1%	671	1.8%	421	1.1%	3,866	10.3%	5,845	15.5%	稲沢市 20
337	2.3%	275	1.9%	277	1.9%	169	1.2%	1,551	10.6%	2,124	14.5%	知立市 25
534	2.4%	434	2.0%	410	1.9%	290	1.3%	2,289	10.5%	3,640	16.6%	尾張旭市 26
232	2.6%	230	2.5%	183	2.0%	139	1.5%	1,202	13.2%	1,677	18.4%	高浜市 27
269	2.2%	244	2.0%	241	2.0%	139	1.1%	1,334	10.8%	2,052	16.6%	岩倉市 28
555	3.0%	391	2.1%	368	2.0%	254	1.4%	2,118	11.6%	2,908	15.9%	豊明市 29
419	2.2%	363	1.9%	415	2.1%	276	1.4%	2,071	10.7%	3,133	16.2%	日進市 30
588	3.1%	469	2.4%	409	2.1%	236	1.2%	2,381	12.4%	3,208	16.7%	愛西市 32
518	3.1%	384	2.3%	344	2.0%	258	1.5%	1,949	11.5%	2,724	16.1%	清須市 33
475	2.3%	414	2.0%	384	1.8%	294	1.4%	2,268	10.8%	3,329	15.8%	北名古屋 34
324	2.8%	287	2.5%	215	1.9%	154	1.3%	1,318	11.6%	1,900	16.7%	弥富市 35
283	2.4%	215	1.8%	204	1.7%	112	1.0%	1,108	9.5%	1,579	13.5%	みよし市 36
725	3.1%	515	2.2%	453	2.0%	325	1.4%	2,796	12.1%	4,091	17.8%	あま市 37
260	2.5%	174	1.6%	194	1.8%	142	1.3%	1,124	10.6%	1,614	15.3%	長久手市 38
282	2.7%	193	1.9%	213	2.1%	124	1.2%	1,112	10.7%	1,626	15.7%	東郷町 39
105	2.9%	101	2.8%	84	2.4%	47	1.3%	409	11.5%	562	15.7%	豊山町 40
151	2.5%	126	2.1%	87	1.4%	66	1.1%	610	10.2%	752	12.5%	大口町 41
275	3.1%	182	2.0%	177	2.0%	149	1.7%	1,082	12.0%	1,486	16.5%	扶桑町 42
191	2.7%	142	2.0%	137	2.0%	77	1.1%	771	11.1%	1,174	16.9%	大治町 43
284	2.9%	217	2.2%	187	1.9%	107	1.1%	1,081	11.2%	1,513	15.6%	蟹江町 44
48	3.4%	45	3.1%	28	2.0%	16	1.1%	171	12.0%	224	15.7%	飛島村 45
174	2.3%	121	1.6%	137	1.8%	94	1.2%	743	9.7%	1,109	14.5%	阿久比町 46
171	2.6%	162	2.5%	193	3.0%	111	1.7%	783	12.1%	1,022	15.8%	南知多町 48
157	2.3%	150	2.2%	140	2.0%	79	1.2%	752	11.0%	1,088	15.9%	美浜町 49
237	2.1%	206	1.9%	145	1.3%	85	0.8%	1,003	9.1%	1,501	13.6%	武豊町 50
152	1.6%	167	1.8%	181	1.9%	82	0.9%	875	9.4%	1,252	13.4%	幸田町 51
2,885	3.5%	2,204	2.7%	1,913	2.3%	1,263	1.5%	11,050	13.3%	14,967	18.0%	知多北部 広域連合 -
972	3.7%	811	3.1%	661	2.5%	405	1.6%	3,742	14.4%	5,070	19.5%	東海市 22
677	3.3%	505	2.5%	477	2.3%	314	1.5%	2,592	12.7%	3,512	17.3%	大府市 23
764	3.2%	537	2.3%	493	2.1%	354	1.5%	2,945	12.4%	4,068	17.1%	知多市 24
472	3.6%	351	2.7%	282	2.2%	190	1.5%	1,771	13.6%	2,317	17.7%	東浦町 47
4,838	2.3%	3,889	1.9%	3,980	1.9%	2,369	1.1%	22,144	10.7%	32,927	15.9%	東三河 広域連合 -
2,110	2.2%	1,625	1.7%	1,713	1.8%	975	1.0%	9,549	9.8%	14,718	15.1%	豊橋市 2
1,217	2.5%	1,021	2.1%	965	2.0%	613	1.3%	5,545	11.4%	7,857	16.1%	豊川市 8
523	2.2%	488	2.1%	475	2.0%	271	1.1%	2,653	11.2%	4,038	17.1%	蒲郡市 15
441	2.7%	307	1.9%	374	2.3%	197	1.2%	1,931	12.0%	2,899	18.1%	新城市 21
423	2.5%	306	1.8%	316	1.8%	236	1.4%	1,802	10.5%	2,447	14.2%	田原市 31
75	3.3%	81	3.6%	79	3.5%	48	2.1%	377	16.8%	558	24.9%	設楽町 52
30	2.1%	44	3.0%	41	2.8%	22	1.5%	207	14.2%	297	20.4%	東栄町 53
19	3.7%	17	3.3%	17	3.3%	7	1.3%	80	15.4%	113	21.7%	豊根村 54

介護保険料(月額・65歳以上)と保険料段階数

(2021年4月 愛知県保険医協会調査)

※第7・第8期については、自治体へのアンケート結果を反映。第6期以前は、前回のアンケート結果から転載。
 ※東三河8市町村(豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村)は、第7期から東三河広域連合が計画を策定。第8期計画から保険料が統一された。
 ※「段階」欄は第8期計画。
 ※保険料の値下げは、5市町(9%)、据え置きは15市町(28%)、値上げは34市町村(63%)。
 ※保険料の段階数は、最小が第10段階:2市町(4%)、最大が第17段階:2市(4%)。

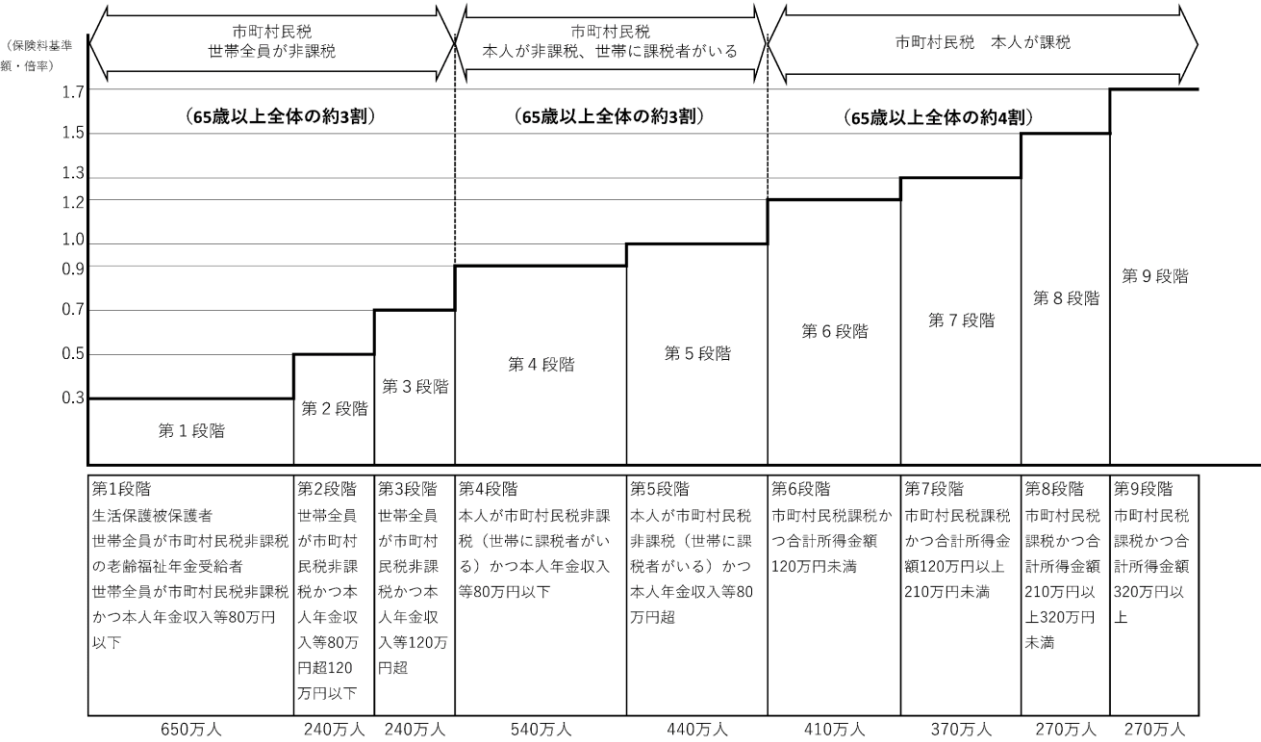
市町村名	第3期 保険料額 (2006年度～)	第4期 保険料額 (2009年度～)	第5期 保険料額 (2012年度～)	第6期 保険料額 (2015年度～)	第7期 保険料額 (2018年度～)	第8期 保険料額 (2021年度～)	値上げ額	値上げ率	段階
愛知県平均 (加重平均)	3,993	3,941	4,768	5,191	5,526	5,732	206	103.7%	—
1 名古屋市	4,398	4,149	5,440	5,894	6,391	6,642	251	103.9%	15
2 豊橋市	3,760	3,960	4,300	4,800	4,813	4,990	177	103.7%	12
3 岡崎市	3,900	4,100	4,300	4,770	5,390	5,700	310	105.8%	14
4 一宮市	3,800	3,859	5,125	5,200	5,350	5,817	467	108.7%	14
5 瀬戸市	4,147	4,188	4,430	4,945	5,627	5,322	-305	94.6%	13
6 半田市	4,050	3,945	4,980	4,930	5,480	5,600	120	102.2%	12
7 春日井市	4,087	4,106	4,649	5,047	5,777	5,794	17	100.3%	14
8 豊川市	3,616	3,944	4,590	5,180	5,181	4,990	-191	96.3%	12
9 津島市	4,540	4,011	5,181	5,300	5,600	5,600	0	100.0%	17
10 碧南市	3,300	3,360	4,500	4,600	4,860	5,300	440	109.1%	13
11 刈谷市	3,700	3,700	4,440	4,940	5,200	5,200	0	100.0%	13
12 豊田市	3,838	3,838	4,280	4,800	5,200	5,500	300	105.8%	13
13 安城市	3,700	3,700	4,150	4,800	5,290	5,290	0	100.0%	14
14 西尾市	3,225	3,700	4,200	4,800	5,200	5,300	100	101.9%	13
15 蒲郡市	3,618	4,086	4,472	4,900	4,503	4,990	487	110.8%	12
16 犬山市	3,563	3,296	3,995	4,563	4,783	4,783	0	100.0%	13
17 常滑市	3,200	4,000	4,800	4,950	5,400	5,600	200	103.7%	12
18 江南市	3,752	3,778	4,177	4,945	5,033	5,349	316	106.3%	12
19 小牧市	3,587	3,587	3,647	4,163	4,309	4,309	0	100.0%	11
20 稲沢市	3,830	3,855	4,400	4,600	4,800	4,900	100	102.1%	12
21 新城市	3,560	3,560	4,450	4,950	5,213	4,990	-223	95.7%	12
25 知立市	2,950	3,200	3,680	4,250	4,650	4,650	0	100.0%	12
26 尾張旭市	4,190	4,005	4,155	4,820	4,990	4,990	0	100.0%	13
27 高浜市	4,296	4,400	5,260	5,480	5,700	5,820	120	102.1%	17
28 岩倉市	3,785	3,495	4,100	4,814	4,953	4,996	43	100.9%	13
29 豊明市	4,550	3,845	4,529	5,475	5,508	5,675	167	103.0%	13
30 日進市	4,580	3,617	4,370	5,190	5,363	5,363	0	100.0%	13
31 田原市	3,540	3,540	4,216	4,750	4,871	4,990	119	102.4%	12
32 愛西市	3,850	3,850	4,350	4,800	5,100	5,500	400	107.8%	12
33 清須市	3,689	3,942	4,898	4,984	5,181	5,939	758	114.6%	12
34 北名古屋市	3,824	3,665	4,316	4,650	4,650	4,865	215	104.6%	10
35 弥富市	3,500	3,450	4,550	4,760	5,540	6,050	510	109.2%	12
36 みよし市	3,680	3,680	3,680	4,040	4,040	4,600	560	113.9%	13
37 あま市	2,356	3,789	4,300	4,700	5,200	5,400	200	103.8%	12
38 長久手市	4,355	4,002	4,283	5,045	5,345	5,345	0	100.0%	13
39 東郷町	4,407	3,808	3,846	4,664	4,997	5,596	599	112.0%	14
40 豊山町	3,694	3,899	4,382	5,300	5,300	5,300	0	100.0%	10
41 大口町	3,450	3,450	3,750	3,750	4,041	4,596	555	113.7%	15

市町村名		第3期 保険料額 (2006年度～)	第4期 保険料額 (2009年度～)	第5期 保険料額 (2012年度～)	第6期 保険料額 (2015年度～)	第7期 保険料額 (2018年度～)	第8期 保険料額 (2021年度～)	値上げ額	値上げ率	段階
42	扶桑町	3,345	3,454	3,969	4,381	4,511	4,711	200	104.4%	12
43	大治町	4,000	4,000	4,500	4,900	5,200	5,700	500	109.6%	12
44	蟹江町	3,000	3,500	4,750	5,100	5,500	5,700	200	103.6%	11
45	飛島村	2,900	3,301	4,650	6,520	6,350	6,350	0	100.0%	12
46	阿久比町	4,380	3,650	4,400	4,780	4,780	4,780	0	100.0%	12
48	南知多町	3,400	3,400	4,400	5,100	5,000	5,000	0	100.0%	12
49	美浜町	3,500	3,600	4,500	5,100	5,100	5,100	0	100.0%	12
50	武豊町	3,700	3,980	4,780	4,850	4,960	4,960	0	100.0%	12
51	幸田町	3,200	3,500	3,800	4,100	4,300	4,800	500	111.6%	13
52	設楽町	3,400	3,700	4,400	5,700	5,125	4,990	-135	97.4%	12
53	東栄町	3,800	4,100	4,300	5,900	4,825	4,990	165	103.4%	12
54	豊根村	3,600	3,560	4,500	5,300	5,418	4,990	-428	92.1%	12
—	知多北部広域連合	3,941	4,030	4,934	5,073	5,073	5,533	460	109.1%	13
—	東三河広域連合	—	—	—	—	—	4,990	—	—	12

第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第17段階
2	2	24	17	5	2	2

値下げ	5
据え置き	15
値上げ	34

国が示す保険料段階の倍率・対象者・所得基準



※被保険者数は2015年10月1日現在の人口推計を基に算出

第8期保険料段階と倍率と所得金額

(2021年4月 愛知県保険医協会調査)

市町村名		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階		第7段階		第8段階		第9段階		第10段階	
		世帯全員が住民税非課税	世帯課税・本人非課税	本人が住民税課税												
				倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準			
1	名古屋市	※0.25	0.40	0.70	0.85	1.00	1.05	80万未満	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満
3	岡崎市	0.25	0.45	0.65	0.85	1.00	1.02	80万未満	1.05	120万未満	1.15	210万未満	1.40	320万未満	1.65	400万未満
4	一宮市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.10	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	700万未満
5	瀬戸市	0.25	0.37	0.70	0.88	1.00	1.10	120万未満	1.25	210万未満	1.40	320万未満	1.55	400万未満	1.75	600万未満
6	半田市	0.30	0.50	0.70	0.83	1.00	1.15	120万未満	1.35	210万未満	1.65	320万未満	1.80	400万未満	2.00	600万未満
7	春日井市	0.30	0.45	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.60	400万未満	1.70	600万未満
9	津島市	0.29	0.37	0.55	0.69	1.00	1.15	80万未満	1.20	120万未満	1.25	150万未満	1.30	210万未満	1.50	250万未満
10	碧南市	0.20	0.40	0.65	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	200万未満	1.50	300万未満	1.70	400万未満	1.90	600万未満
11	刈谷市	0.20	0.40	0.60	0.85	1.00	1.20	125万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.90	500万未満
12	豊田市	0.30	0.50	0.70	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.75	400万未満	2.00	500万未満
13	安城市	0.20	0.35	0.60	0.80	1.00	1.15	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.90	500万未満
14	西尾市	0.25	0.40	0.65	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.65	400万未満	1.75	500万未満
16	犬山市	0.30	0.40	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.40	320万未満	1.55	400万未満	1.70	600万未満
17	常滑市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
18	江南市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	700万未満
19	小牧市	0.30	0.50	0.70	0.83	1.00	1.10	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.60	500万未満	1.70	1000万未満
20	稲沢市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	700万未満
25	知立市	0.20	0.40	0.60	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
26	尾張旭市	0.20	0.35	0.65	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.60	400万未満	1.75	600万未満
27	高浜市	0.25	0.40	0.65	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.20	125万未満	1.30	210万未満	1.50	290万未満	1.60	320万未満
28	岩倉市	0.30	0.50	0.70	0.88	1.00	1.13	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.65	500万未満	1.75	800万未満
29	豊明市	0.30	0.45	0.65	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.40	290万未満	1.50	320万未満	1.60	500万未満
30	日進市	0.25	0.40	0.70	0.90	1.00	1.13	120万未満	1.27	210万未満	1.55	320万未満	1.70	400万未満	1.80	700万未満
32	愛西市	0.30	0.35	0.60	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	800万未満
33	清須市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満
34	北名古屋市	0.30	0.50	0.70	0.83	1.00	1.25	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.85	500万以上
35	弥富市	0.25	0.40	0.65	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.90	700万未満
36	みよし市	0.20	0.40	0.70	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.90	700万未満
37	あま市	0.30	0.50	0.70	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	800万未満
38	長久手市	0.25	0.40	0.70	0.88	1.00	1.15	125万未満	1.40	210万未満	1.60	320万未満	1.80	500万未満	2.00	750万未満
39	東郷町	0.26	0.35	0.62	0.88	1.00	0.09	120万未満	0.29	210万未満	1.49	320万未満	1.70	400万未満	1.85	500万未満
40	豊山町	0.30	0.43	0.65	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.60	500万未満	1.70	500万以上
41	大口町	0.25	0.40	0.65	0.80	1.00	1.20	125万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.60	400万未満	1.75	600万未満
42	扶桑町	0.30	0.40	0.70	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.60	400万未満	1.70	500万未満
43	大治町	0.30	0.45	0.70	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	210万未満	1.50	320万未満	1.65	500万未満	1.75	800万未満
44	蟹江町	0.30	0.50	0.70	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	210万未満	1.45	320万未満	1.65	500万未満	1.75	1000万未満
45	飛島村	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.90	750万未満
46	阿久比町	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
48	南知多町	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
49	美浜町	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
50	武豊町	0.30	0.50	0.70	0.87	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	450万未満	1.84	700万未満
51	幸田町	0.20	0.45	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.55	400万未満	1.80	600万未満
—	知多北部広域連合	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	400万未満	1.80	600万未満
—	東三河広域連合	0.30	0.50	0.70	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	210万未満	1.50	320万未満	1.70	500万未満	1.80	750万未満

国の示す保険料段階の対象者及び所得基準は下記の通り

第1段階	生活保護世帯または世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第2段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超～120万円以下
第3段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が120万円超
第4段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第5段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超 ※基準段階

※名古屋市は「生保または老齢福祉年金受給者」と「本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額が80万円以下の者」の段階を分けているが、この表では合わせて1段階とした。従って名古屋市では第2段階以降は1を加えた15段階での基準としている。

第11段階		第12段階		第13段階		第14段階		第15段階		第16段階		第17段階		市町村名
倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	
本人が住民税課税														
1.90	540万未満	2.10	700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上							名古屋市
1.90	600万未満	2.15	800万未満	2.40	1000万未満	2.65	1000万以上							岡崎市
1.90	1000万未満	2.00	1200万未満	2.10	1500万未満	2.20	1500万以上							一宮市
1.95	800万未満	2.15	1000万未満	2.35	1000万以上									瀬戸市
2.10	1000万未満	2.30	1000万以上											半田市
1.80	800万未満	1.85	1000万未満	1.90	1500万未満	2.00	1500万以上							春日井市
1.60	320万未満	1.70	360万未満	1.80	400万未満	1.90	500万未満	2.20	650万未満	2.25	800万未満	2.35	800万以上	津島市
2.00	800万未満	2.20	1000万未満	2.40	1000万以上									碧南市
2.10	700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上									刈谷市
2.10	700万以上	2.25	1000万未満	2.50	1000万以上									豊田市
2.10	700万未満	2.30	900万未満	2.40	1000万未満	2.50	1000万以上							安城市
1.85	800万未満	2.05	1000万未満	2.50	1000万以上									西尾市
1.80	800万以上	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									犬山市
1.90	800万未満	2.00	800万以上											常滑市
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											江南市
1.80	1000万以上													小牧市
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											稲沢市
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											知立市
1.85	800万未満	1.95	1000万未満	2.05	1000万以上									尾張旭市
1.70	350万未満	1.75	500万未満	1.80	600万未満	1.85	700万未満	1.95	850万未満	2.10	1000万未満	2.20	1000万以上	高浜市
1.85	1000万未満	1.95	1500万未満	2.05	1500万以上									岩倉市
1.80	800万未満	2.00	1000万未満	2.20	1000万以上									豊明市
2.10	1000万未満	2.30	1500万未満	2.50	1500万以上									日進市
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											愛西市
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											清須市
														北名古屋市
2.00	1000万未満	2.10	1000万以上											弥富市
2.00	1000万未満	2.10	1500万未満	2.20	1500万以上									みよし市
1.90	1000万未満	2.00	1000万以上											あま市
2.20	1000万未満	2.40	1500万未満	2.60	1500万以上									長久手市
2.05	700万未満	2.25	1000万未満	2.50	1500万未満	2.65	1500万以上							東郷町
														豊山町
1.80	800万未満	1.90	1000万未満	2.00	1500万未満	2.10	2000万未満	2.20	2000万以上					大口町
1.80	1000万未満	1.90	1000万以上											扶桑町
1.85	1000万未満	1.95	1000万以上											大治町
1.90	1000万以上													蟹江町
2.10	1000万未満	2.30	1000万以上											飛島村
1.90	800万未満	2.00	800万以上											阿久比町
1.90	800万未満	2.00	800万以上											南知多町
1.90	800万未満	2.00	800万以上											美浜町
2.15	1000万未満	2.30	1000万以上											武豊町
1.90	800万未満	2.00	1000万未満	2.10	1000万以上									幸田町
1.90	800万未満	1.95	1000万未満	2.00	1000万以上									知多北部広域連合
2.00	1000万未満	2.20	1000万以上											東三河広域連合

※第1～3段階は公費による軽減措置後の倍率を記載。

※第1段階を低く設定しているのは、碧南市・刈谷市・安城市・知立市・尾張旭市・みよし市・幸田町(0.2倍)、名古屋市・岡崎市・瀬戸市・西尾市・高浜市・日進市・弥富市・長久手市・大口町(0.25倍)など。

※段階を最も増やしているのは、津島市・高浜市(17段階)、段階が最も少ないのは、北名古屋市・豊山町(10段階)。第7期から段階を増やしたのは一宮市・碧南市・豊田市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・清須市・みよし市・東郷町・大口町・幸田町・知多北部広域連合。

※最高倍率が高いのは岡崎市・東郷町(2.65倍)、長久手市(2.6倍)、名古屋市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・日進市(2.5倍)など。

準備基金残高・未取崩額・保険料引下げ可能額・引下げ後保険料等一覧

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	2020年度末 準備基金残高 (見込み)①	第8期保険料 策定にあてた 取崩額②	取崩 割合 ②/①	準備基金 未取崩額 ③(①－②)	被保険者数 (2021年5月) ④	被保険者1人 あたり基金額 ⑤(③/④)	保険料引下げ 可能額(月額) ⑥(⑤/36ヵ月)	第8期 保険料 (月額)⑦	引下げ後 保険料 ⑦－⑥
愛知県合計	40,648,642,953	28,174,399,898	69.3%	12,474,243,055	1,889,211	6,603	183	5,732	5,549
1 名古屋市	6,653,075,000	6,653,075,000	100.0%	0	575,956	0	0	6,642	6,642
3 岡崎市	1,281,904,834	1,225,000,000	95.6%	56,904,834	91,958	619	17	5,700	5,683
4 一宮市	2,173,647,245	2,173,647,245	100.0%	0	103,516	0	0	5,817	5,817
5 瀬戸市	918,044,252	400,000,000	43.6%	518,044,252	38,185	13,567	377	5,322	4,945
6 半田市	594,473,000	590,000,000	99.2%	4,473,000	28,720	156	4	5,600	5,596
7 春日井市	3,000,657,000	2,451,049,000	81.7%	549,608,000	79,875	6,881	191	5,794	5,603
9 津島市	388,876,914	188,571,000	48.5%	200,305,914	18,431	10,868	302	5,600	5,298
10 碧南市	404,413,106	402,500,000	99.5%	1,913,106	17,407	110	3	5,300	5,297
11 刈谷市	626,775,530	626,775,530	100.0%	0	31,383	0	0	5,200	5,200
12 豊田市	2,456,622,474	708,000,000	28.8%	1,748,622,474	98,514	17,750	493	5,500	5,007
13 安城市	386,408,000	386,408,000	100.0%	0	40,231	0	0	5,290	5,290
14 西尾市	459,662,877	400,000,000	87.0%	59,662,877	43,699	1,365	38	5,300	5,262
16 犬山市	645,295,820	471,000,000	73.0%	174,295,820	21,644	8,053	224	4,783	4,559
17 常滑市	326,818,230	260,000,000	79.6%	66,818,230	14,725	4,538	126	5,600	5,474
18 江南市	794,752,762	400,000,000	50.3%	394,752,762	27,268	14,477	402	5,349	4,947
19 小牧市	1,273,725,693	979,000,000	76.9%	294,725,693	36,873	7,993	222	4,309	4,087
20 稲沢市	954,300,945	950,000,000	99.5%	4,300,945	37,449	115	3	4,900	4,897
25 知立市	234,931,609	215,500,000	91.7%	19,431,609	14,468	1,343	37	4,650	4,613
26 尾張旭市	643,950,000	640,000,000	99.4%	3,950,000	21,676	182	5	4,990	4,985
27 高浜市	211,674,575	120,000,000	56.7%	91,674,575	9,403	9,750	271	5,820	5,549
28 岩倉市	383,525,076	377,764,652	98.5%	5,760,424	12,163	474	13	4,996	4,983
29 豊明市	970,499,879	109,528,000	11.3%	860,971,879	18,325	46,983	1,305	5,675	4,370
30 日進市	578,629,612	350,000,000	60.5%	228,629,612	18,961	12,058	335	5,363	5,028
32 愛西市	472,746,690	0	0.0%	472,746,690	19,281	24,519	681	5,500	4,819
33 清須市	331,415,000	300,000,000	90.5%	31,415,000	16,194	1,940	54	5,939	5,885
34 北名古屋市	863,485,000	365,661,000	42.3%	497,824,000	20,835	23,894	664	4,865	4,201
35 弥富市	128,327,049	0	0.0%	128,327,049	11,320	11,336	315	6,050	5,735
36 みよし市	586,714,521	240,000,000	40.9%	346,714,521	11,735	29,545	821	4,600	3,779
37 あま市	1,249,770,603	268,000,000	21.4%	981,770,603	23,004	42,678	1,186	5,400	4,214
38 長久手市	395,097,039	0	0.0%	395,097,039	10,133	38,991	1,083	5,345	4,262
39 東郷町	73,202,535	63,202,535	86.3%	10,000,000	10,273	973	27	5,596	5,569
40 豊山町	133,197,000	123,856,000	93.0%	9,341,000	3,569	2,617	73	5,300	5,227
41 大口町	122,874,306	10,000,000	8.1%	112,874,306	5,836	19,341	537	4,596	4,059
42 扶桑町	198,322,092	190,000,000	95.8%	8,322,092	9,057	919	26	4,711	4,685
43 大治町	178,879,124	30,099,000	16.8%	148,780,124	6,936	21,450	596	5,700	5,104
44 蟹江町	352,976,451	100,000,000	28.3%	252,976,451	9,458	26,747	743	5,700	4,957
45 飛島村	59,973,875	5,250,000	8.8%	54,723,875	1,458	37,534	1,043	6,350	5,307
46 阿久比町	339,408,286	0	0.0%	339,408,286	7,565	44,866	1,246	4,780	3,534
48 南知多町	195,630,000	120,300,000	61.5%	75,330,000	6,537	11,524	320	5,000	4,680
49 美浜町	375,628,347	0	0.0%	375,628,347	6,910	54,360	1,510	5,100	3,590
50 武豊町	434,261,000	170,000,000	39.1%	264,261,000	10,913	24,215	673	4,960	4,287
51 幸田町	165,910,053	10,212,936	6.2%	155,697,117	9,283	16,772	466	4,800	4,334
一 知多北部広域連合	2,002,379,549	1,600,000,000	79.9%	402,379,549	82,005	4,907	136	5,533	5,397
一 東三河広域連合	5,625,780,000	3,500,000,000	62.2%	2,125,780,000	206,079	10,315	287	4,990	4,703

介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①介護保険料減免制度があるのは29市町村(54%)。
 ②減免実績は、2019年度4,171件38,955,652円
 →2020年度4,082件35,721,099円
 ③「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場
 に立って、3原則を超えて実施している市町村。

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を指導する3原則

- ①保険料の全額免除
 ②資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
 ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

- ④実施割合の推移:2000年 5% → 2005年54% → 2010年55% → 2015年44% →
 2018年54% → 2019年54% → 2020年54% → 2021年54%

市町村名	減免対象となる所得段階区分等	3原則項目			申請不要	2020年度実績	
		全額免除	資産制限	一般会計		件数	金額
合計	減免実施市町村数:29(54%)	1	3	1	1	4,082	35,721,099
3 岡崎市	第1段階(前年収入60万円以内)、第2段階(前年収入120万円以下)	×	×	×	×	29	306,140
4 一宮市	第1段階(生保は除く)の老齢福祉年金受給者、第3段階(前年所得33万円以下)	×	○	×	○	3,370	29,155,100
5 瀬戸市	世帯非課税で、生活困窮と認められる方	×	×	×	×	0	0
6 半田市	第1～3段階で、全世帯員の前年所得がなく、当年度に住民税課税者と同一生計でない人(扶養要件あり)	×	×	×	×	2	19,720
9 津島市	第1段階(世帯非課税・扶養・資産等要件あり)	×	×	×	×	0	0
10 碧南市	世帯収入が年80万円もしくは120万円以下で、預金等の資産なく生活困窮	×	×	×	×	3	21,384
12 豊田市	世帯収入が生活保護基準の1.2倍未満(預貯金・資産要件あり)	×	×	×	×	14	116,100
14 西尾市	第1・2段階(預貯金・資産要件あり)	×	×	○	×	6	48,360
16 犬山市	第2段階(生活保護基準以下の世帯)	×	×	×	×	0	0
19 小牧市	生活保護基準以下等	○	○	×	×	4	78,000
20 稲沢市	老齢福祉年金受給者で、すべての世帯員に固定資産がなく、非課税世帯	×	×	×	×	0	0
25 知立市	第1・2段階で世帯の収入が独居で150万円以下、預貯金が独居で200万円以下(世帯員による加算あり、その他資産・扶養等要件あり)	×	×	×	×	44	206,800
28 岩倉市	前年収入42万円以下(扶養・資産要件等あり)	×	×	×	×	0	0
30 日進市	第1段階(老齢福祉年金受給者)	×	○	×	×	0	0
34 北名古屋市	第1-3段階で、かつ生活保護基準相当	×	×	×	×	5	46,600
35 弥富市	生活保護基準の110/100以下(財産要件あり)	×	×	×	×	1	18,200
42 扶桑町	生活保護基準に相当する世帯	×	×	×	×	0	0
44 蟹江町	第1段階で合計所得80万円以下(資産・扶養等要件あり)	×	×	×	×	588	5,641,350
46 阿久比町	第1-3段階(生活困窮者、収入要件あり)	×	×	×	×	0	0
50 武豊町	第1-2段階(前年所得0円かつ第1段階世帯収入60万円以下、第2段階120万円以下)	×	×	×	×	2	18,840
51 幸田町	非課税世帯、前年収入75万円以下(世帯員による加算あり、滞納無、資産要件あり)	×	×	×	×	10	32,300
一 東三河広域連合(8市町村)	第3段階で世帯年収120万円以下(世帯員による金額加算あり)、住民税課税者と同一生計でない人(資産・扶養等要件あり)	×	×	×	×	4	12,205

収入減を理由とした介護保険料減免の実施状況

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

①減免実績は、2020年度が165件2,978,190円で、2019年度より15件460,875円増加した。
 ②2020年度のコロナ関係の減免が4,607件284,818,402円あり、従前からの減免制度より件数で28倍、金額で96倍あり、従前からの収入減を理由にした減免要件がいかにかに不十分であるかが明らかになった。
 ③減免要件は、岡崎市が「前年合計所得500万円以下かつ減少見込み所得7/10以下」で最も高い水準。
 次いで、尾張旭市・みよし市が前年所得要件を500万円以下としているが、その他の市町村は極めて低い水準であり、改善が求められる。
 ④名古屋市の減免は、「前年所得135万円以下・当年見込所得110万円以下」と極端に低水準であったが、要望を受けて2021年度から「前年所得410万円以下・当年見込所得250万円以下」に改善された。

市町村名	収入減を理由にした減免								コロナ減免	
	減免要件				2019年度		2020年度		2020年度	
	前年合計所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合	減免割合	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計					150	2,517,315	165	2,978,190	4,607	284,818,402
1 名古屋市	410万円以下	250万円以下	1/2以下	3～5割	121	1,722,830	100	1,550,470	2,569	173,755,310
2 豊橋市	300万円以下		1/2未満	5割	3	59,195	0	0	119	6,348,043
3 岡崎市	500万円以下		7/10以下	3～7割	2	67,870	0	0	43	2,353,110
4 一宮市	210万円以下		1/2以下	5割	11	327,600	22	444,500	169	9,533,600
5 瀬戸市	300万円以下		1/2以下	5～10割	1	7,400	1	8,400	13	825,000
6 半田市	250万円未満		1/2以下	5～10割	0	0	1	22,280	80	5,204,200
7 春日井市	200万円以下		1/2以下	3～5割	3	61,400	5	68,000	64	3,955,100
8 豊川市	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	0	0	21	1,174,470
9 津島市	法施行令第2基準所得金額以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	30	1,659,310
10 碧南市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	25	1,547,740
11 刈谷市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	16	991,526
12 豊田市	なし				-	-	-	-	65	3,506,879
13 安城市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	45	1,972,870
14 西尾市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	5	157,040	43	2,434,390
15 蒲郡市	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	0	0	102	5,329,734
16 犬山市	400万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	8	357,700
17 常滑市	200万円以下		1/2以下	1.25～5割	0	0	0	0	13	735,670
18 江南市	300万円以下		1/2以下	5割	1	21,000	4	54,200	98	5,301,100
19 小牧市	なし				-	-	-	-	47	1,776,800
20 稲沢市	300万円以下		1/2以下	5割	1	31,500	5	96,600	22	1,114,700
21 新城市	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	0	0	4	250,377
22 東海市		135万円以下	1/2以下	5割	0	0	0	0	24	995,100
23 大府市		135万円以下	1/2以下	5割	1	2,300	0	0	18	991,100
24 知多市		135万円以下	1/2以下	5割	0	0	0	0	14	785,300
25 知立市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	9	559,900
26 尾張旭市	500万円以下		1/2未満	3～10割	2	82,800	3	191,500	9	511,900
27 高浜市	300万円以下		1/2未満		0	0	0	0	24	1,372,771

市町村名		収入減を理由にした減免								コロナ減免	
		減免要件			減免割合	2019年度		2020年度		2020年度	
		前年合計所得	当年見込み所得	当年/前年減少割合		件数	金額	件数	金額	件数	金額
28	岩倉市	300万円以下		2/3以下	1/3～2/3	0	0	9	143,300	21	1,088,300
29	豊明市	なし				-	-	-	-	15	896,700
30	日進市	200万円以下		1/2以下	3～5割	1	12,200	3	108,400	35	1,973,000
31	田原市	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	0	0	29	1,632,968
32	愛西市	収入が著しく減少				0	0	0	0	22	1,244,900
33	清須市	159万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	44	2,549,600
34	北名古屋	200万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	84	4,453,800
35	弥富市	362万円以下		1/2以下	2. 5～10割	0	0	1	23,500	37	2,198,800
36	みよし市	500万円以下		1/2以下	2. 5～10割	0	0	0	0	9	383,964
37	あま市	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	2	67,800	117	6,183,500
38	長久手市			1/2以下	5割	0	0	1	7,400	6	439,200
39	東郷町	基準所得以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	24	942,100
40	豊山町	200万円以下		1/2以下	3～5割	0	0	0	0	26	1,412,400
41	大口町	250万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	20	819,200
42	扶桑町	300万円以下		2/3以下	3～7割	-	-	3	34,800	34	1,579,000
43	大治町	なし				-	-	-	-	23	1,458,600
44	蟹江町	収入が著しく減少				0	0	0	0	21	1,291,820
45	飛島村			1/2以下		0	0	0	0	5	416,780
46	阿久比町	300万円以下		1/2以下	5割	2	90,780	0	0	13	574,840
47	東浦町		135万円以下	1/2以下	5割	0	0	0	0	6	219,400
48	南知多町	250万円以下		1/2以下		0	0	0	0	269	14,741,200
49	美浜町	なし				-	-	-	-	14	864,950
50	武豊町	310万円以下		1/2以下	5割	1	30,440	0	0	38	2,074,590
51	幸田町	300万円以下		1/2以下	5割	0	0	0	0	1	35,090
52	設楽町	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	0	0	0	0
53	東栄町	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	0	0	0	0
54	豊根村	300万円以下		1/2未満	5割	0	0	0	0	0	0

介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①利用料減免制度があるのは、20市町村(37%)で、前年度と増減がない。
 ②2020年度減免実績は、6,983件、47,531,130円で、前年と比べ、件数110件、金額16,858円増加した。
 ③実施割合の推移:2000年 8% → 2005年35% → 2010年44% → 2015年39% → 2016年39%
 → 2017年39% → 2018年37% → 2019年37% → 2020年37% → 2021年37%

※実績件数は、実人数でなく延べ件数の回答もある。

市町村名		対象者	減免内容				一般会計繰入	2020年度実績	
			助成割合			その他の減免		件数	金額(円)
			訪問介護	居宅サービス	施設サービス				
合計		減免実施市町村数:20(37%)	18	16	9	3	10	6,983	47,531,130
3	岡崎市	第1-3段階(収入・資産・扶養等要件あり)	1/2		—	—	○	60	469,713
6	半田市	住民税非課税世帯(収入・扶養要件あり、施設入所者除く。介護福祉助成事業として実施)	1/2(介護度で上限あり)		—	—	×	25	1,043,523
10	碧南市	介護保険料減免適用で年収80万円もしくは120万円以下	1/2もしくは1/3		1/2もしくは1/3	—	○	0	0
11	刈谷市	住民税非課税世帯で年収が単身103万円、複数世帯で164万円以下(預貯金・扶養等要件あり)	1/2		—	—	○	130	617,885
12	豊田市	住民税非課税で合計所得および課税年金収入の合計が80万円以下	—		—	居宅サービスの高額介護サービス費の1/5(上限3,000円/月)	○	945	1,697,775
13	安城市	老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯等(収入・預貯金・資産・扶養等要件あり)	1/2		—	—	×	62	469,621
14	西尾市	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	1/2		—	—	○	924	8,177,864
		住民税非課税世帯で要介護3以上		1/5	—				
18	江南市	本人および同一敷地内居住親族が住民税非課税	1/5(上限3,000円/月)	—	—	—	○	2,302	7,794,890
25	知立市	住民税非課税世帯(収入・預貯金・資産等要件あり)	1/2		—	—	○	19	86,436
26	尾張旭市	住民税非課税世帯で収入が生活保護基準以下(資産・扶養要件あり)	1/4	—	—	—	×	1	42,103
		老齢福祉年金受給者	1/2	—	—	—			
28	岩倉市	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	1/2		1/2	—	×	0	0
35	弥富市	生活保護基準以下(財産要件あり)	1/2		1/2	—	×	0	0
36	みよし市	収入減少等で別に定める金額を満たす場合	15/100～3/100		15/100～3/100	—	×	0	0
41	大口町	住民税非課税世帯	—		—	デイサービス食事代支援	○	91	2,980,200
		第1段階～第3段階		—	—	認知症対応型共同生活介護利用料軽減			
50	武豊町	住民税非課税世帯	1/2		—	福祉用具・住宅改修費1/2	○	2,371	23,696,445
		介護老人福祉施設の入所者(年収68万円以下)		—	1/2	—			
51	幸田町	住民税非課税世帯(年収120万円以下、世帯員による加算あり)	1/2		—	—	○	15	36,214
—	知多北部広域連合(4市町)	第1段階(収入要件あり)	3/4		3/4	—	×	38	418,461
		第2、3段階(収入要件あり)		1/2	1/2	—			

総合事業訪問サービスの利用者数の推移

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

※利用者数は、1カ月の平均人数

※網掛けは、ほぼ未実施またはゼロ

	保険者	2021年 3月末 要支援計	事業対象 者 数	要支援含む 事業対象者 数	現行相当訪問介護利用者数			生活支援型訪問A利用者数			備 考
					2019年	2020年	2021年 4-6月	2019年	2020年	2021年 4-6月	
	合 計	103,636	14,288	117,924	16,715	16,188	15,559	4,881	4,834	4,783	
1	名古屋市	40,012	4,347	44,359	8,411	8,079	7,925	2,493	2,447	2,458	
3	岡崎市	4,384	134	4,518	757	660	680	64	141	88	2019.10.1～全面施行
4	一宮市	4,520	1,471	5,991	808	807	799	22	18	12	
5	瀬戸市	1,777	544	2,321	144	161	165	256	235	218	
6	半田市	1,513	876	2,389	272	259	262	21	17	19	
7	春日井市	4,218	302	4,520	248	219	201	387	377	423	
9	津島市	783	97	880		0	0	104	105	105	身体もすべて緩和型
10	碧南市	923	55	978	33	26	34	31	33	28	
11	刈谷市	1,604	247	1,851	264	251	265	3	3	3	
12	豊田市	4,688	691	5,379	433	442	468	131	127	93	
13	安城市	2,014	186	2,200	203	216	221	50	51	44	
14	西尾市	1,772	382	2,154	152	156	169	61	69	67	
16	犬山市	1,227	192	1,419	191	191	194	0	0	0	
17	常滑市	720	24	744	26	30	33	42	29	24	
18	江南市	1,229	405	1,634	344	343	276	42	25	15	
19	小牧市	2,040	116	2,156	455	455	不明	5	3	不明	不明はシステム改修中
20	稲沢市	2,130	152	2,282	360	352	347	2	未記入	未記入	
25	知立市	545	148	693	85	70	71	76	82	79	
26	尾張旭市	1,216	156	1,372	265	243	258	未記入	未記入	未記入	
27	高浜市	451	75	526	43	47	52	17	18	20	
28	岩倉市	671	196	867	123	130	129	10	7	7	
29	豊明市	742	19	761	50	52	56	29	24	29	
30	日進市	1,035	106	1,141	71	73	82	161	159	156	
32	愛西市	766	328	1,094	37	31	36	105	99	113	
33	清須市	744	107	851	未記入	未記入	未記入	167	138	138	従来型は廃止
34	北名古屋市	1,001	39	1,040	99	99	104	60	59	63	
35	弥富市	579	256	835	0	0	0	39	48	52	訪問はA2のみ
36	みよし市	478	83	561	36	46	53	83	85	87	
37	あま市	1,280	37	1,317	89	68	60	89	128	143	
38	長久手市	474	75	549	89	95	86	0	0	0	
39	東郷町	497	79	576	59	51	43	44	43	46	
40	豊山町	168	97	265	29	28	29	0	0	0	
41	大口町	152	105	257	11	11	7	未記入	未記入	未記入	
42	扶桑町	414	80	494	61	56	59	0	0	0	
43	大治町	411	383	794	36	32	29	52	53	49	
44	蟹江町	442	19	461	19	24	31	48	33	34	
45	飛島村	43	11	54	未記入	未記入	未記入	2	2	2	
46	阿久比町	341	37	378	33	39	47	24	20	19	
48	南知多町	267	135	402	78	54	46	0	0	0	
49	美浜町	315	7	322	46	51	12	0	0	0	
50	武豊町	467	89	556	85	87	83	32	30	28	
51	幸田町	355	11	366	36	36	39	3	6	6	
	知多北部広域連合	3,874	532	4,406	528	521	514	3	3	4	
	東三河広域連合	10,354	857	11,211	1,607	1,597	1,594	124	117	111	

総合事業における通所サービスで利用期間制限のあるもの等

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		期間制限		サービスの名称	制限期間等
		ある	ない		
合計		32	22		
1	名古屋市	○		ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス	原則6カ月、身体状況により更新可
2	豊橋市		○		
3	岡崎市	○		短期集中型通所サービス	24週間で終了
4	一宮市	○		通所型サービスC(短期集中予防)	12～24週間で終了
5	瀬戸市		○		
6	半田市	○		①通所型サービスC運動特化型 ②通所型サービスC認知症特化型	①12週間で終了 ②24週間で終了
7	春日井市	○		第1号通所事業 短期集中サービス	26週間で終了
8	豊川市	○		短期集中通所サービス	概ね3～6カ月で終了 (介護予防マネジメントにより決定)
9	津島市		○		
10	碧南市		○		
11	刈谷市	○		筋力向上トレーニング事業	継続して2クールの利用は可能
12	豊田市		○		
13	安城市	○		短期集中型介護予防サービス	12週間後、継続24週間で終了
14	西尾市	○		元気アップリハビリ教室	24週間で終了
15	蒲郡市	○		短期集中通所サービス	基本12週間、状態により最大24週間で終了
16	犬山市		○		
17	常滑市		○		
18	江南市	○		通所型サービスC(短期集中)	12週間で終了
19	小牧市	○		短期集中運動器向上通所型サービス	原則3カ月間で終了
20	稲沢市	○		機能訓練教室	20週間で終了
21	新城市	○		短期集中通所サービス	最大24回か6カ月間で終了
22	東海市	○		訪問型サービスC、通所型サービスC	12週間で終了
23	大府市	○		はつらつ運動コース	12週間で終了
24	知多市	○		訪問型サービスC、通所型サービスC	12週間で終了
25	知立市	○		短期集中予防サービス	3～6カ月で終了
26	尾張旭市	○		通所型サービスC(短期集中予防)	12週間で終了
27	高浜市	○		気軽に健康体操	23週間で終了(10月から3月までの期間で23回実施)
28	岩倉市	○		短期集中予防サービス(運動機能向上)リハビリトレーニング	12週間で終了
29	豊明市	○		元気アップリハビリ	24週間で終了
30	日進市	○		足腰おたっしゃクラブ	12週間後、継続12週間で終了
31	田原市	○		短期集中通所サービス	13週で終了、必要であれば最大26週を上限
32	愛西市		○		
33	清須市	○		きよす集中リハビリサービス、きよす元気アップサービス	24週間で終了
34	北名古屋市	○		緩和型の通所サービス	24週間後、クール期間24週間を経て継続
35	弥富市		○		
36	みよし市		○		
37	あま市		○		
38	長久手市		○		

市町村名		期間制限		サービスの名称	制限期間等
		ある	ない		
合計		32	22		
39	東郷町	○		自立支援リハビリサービス	12～24週間で終了
40	豊山町		○		
41	大口町	○		通所サービスC事業	6カ月で終了
42	扶桑町		○		
43	大治町		○		
44	蟹江町		○		
45	飛島村		○		
46	阿久比町		○		
47	東浦町	○		元気はつらつプラン通所もりもりコース	12週間で終了
48	南知多町		○		
49	美浜町	○		美浜町運動機能向上訓練個別指導事業	12週間で終了
50	武豊町	○		通所型サービスC	12週間で終了
51	幸田町	○		通所型サービスC	最長6カ月
52	設楽町		○		
53	東栄町		○		
54	豊根村		○		

特別養護老人ホームの待機者数

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

①要介護3以上の待機者は2015年17,277人→2016年14,312人→2017年11,707人→2018年11,021人→2019年11,149人→2020年9,942人→2021年9,099と徐々に減っている傾向が見られる。それでも、要介護1、2を合わせると把握できているだけで県内には1万人を超える待機者がいる。

②自治体ごとに人口対比や年々の変化にバラツキが大きく、施設整備を怠ると、一気により深刻な事態を招くことが推測される。にもかかわらず、市町村の第8期介護保険事業計画の整備目標は極めて少なく、県介護保険事業支援計画によると3年間でわずか1,064人分と待機者数の10分の1に留まっている。この整備数は要介護認定者が増える予測にもかかわらず第7期1,818人の約6割という減速状態に陥っている。

③2015年の入所基準変更(原則要介護3以上)で要介護1、2の待機者が対象から原則外された。その結果現在、約1/3にあたる18自治体が要介護1、2の待機者の把握をやめており、その実態が分からなくなっている。直ちに把握すべきである。

市町村名		2020年調査				2021年調査					
		要介護 3～5	要介護 1, 2	合計	年月 現在	要介護 3～5	年月 現在	要介護 1, 2	年月 現在	待機者 数合計	要介護1,2 入所者数
合計		9,942	2,177	12,119	—	9,099	—	1,478	—	10,577	721
1	名古屋市	3,159	379	3,538	20/04	2,796	21/04	303	21/04	3,099	303
2	豊橋市	107	11	118	19/06	※①					
3	岡崎市	620	388	1,008	19/05	947	20/05	333	21/05	1,280	14
4	一宮市	201		201	20/04	201	20/04	※②		201	※②
5	瀬戸市	76		76	20/04	76	20/04	※②		76	※②
6	半田市	541	229	770	20/08	109	21/06	28	21/06	137	8
7	春日井市	163		163	20/04	163	20/04	※②		163	※②
8	豊川市	49	4	53	19/06	※①					
9	津島市	79	25	104	20/04	56	21/04	17	21/04	73	3
10	碧南市	31		31	20/04	31	20/07	※②		31	※②
11	刈谷市	80	29	109	20/08	72	21/08	5	21/08	77	30
12	豊田市	407	11	418	20/03	413	20/09	15	20/09	428	27
13	安城市	128	8	136	20/04	127	21/04	5	21/04	132	14
14	西尾市	130	9	139	20/04	130	20/04	0	21/04	130	42
15	蒲郡市	18	3	21	19/06	※①					
16	犬山市	123	31	154	20/04	107	21/04	20	21/04	127	
17	常滑市	438	234	672	20/08	612	21/08	120	21/08	732	12
18	江南市	684	260	944	20/06	223	21/08	※②		223	※②
19	小牧市	110		110	20/08	109	20/08	※②		109	※②
20	稲沢市	89		89	20/07	89	20/07	※②		89	※②
21	新城市	17	2	19	19/06	※①					
22	東海市	105		105	20/04	160	21/04	※②		160	※②
23	大府市	86		86	20/04	102	21/04	※②		102	※②
24	知多市	72		72	20/04	54	21/04	※②		54	※②

市町村名		2020年調査				2021年調査					
		要介護 3～5	要介護 1, 2	合計	年月 現在	要介護 3～5	年月 現在	要介護 1, 2	年月 現在	待機者 数合計	要介護1,2 入所者数
25	知立市	97	39	136	20/07	109	21/05	23	21/05	132	不明
26	尾張旭市	25	80	105	20/04	25	20/04	175	21/09	200	7
27	高浜市	119	13	132	20/08	102	21/07	18	21/07	120	12
28	岩倉市	166	43	209	20/07	113	21/07	36	21/07	149	8
29	豊明市	26		26	20/04	26	21/04	※②		26	※②
30	日進市	8		8	20/04	8	20/04	※②		8	※②
31	田原市	62	17	79	19/06	※①					
32	愛西市	238		238	20/07	39	20/04	※②		39	※②
33	清須市	126	26	152	20/08	106	21/08	23	21/08	129	0
34	北名古屋市	40		40	20/04	119	21/08	※②		119	※②
35	弥富市	21	28	49	20/06	137	21/08	31	21/08	168	2
36	みよし市	45	12	57	20/08	46	20/08	11	20/08	57	7
37	あま市	17		17	20/04	17	20/04	※②		17	※②
38	長久手市	103	12	115	20/08	123	21/08	11	21/08	134	3
39	東郷町	57	2	59	20/08	46	21/08	2	21/08	48	8
40	豊山町	把握していない				把握していない					
41	大口町	30	0	30	20/09	20	21/09	0	21/09	20	3
42	扶桑町	17		17	20/04	68	21/07	6	21/09	74	6
43	大治町										
44	蟹江町	60	22	82	20/08	7	20/07	※②		7	※②
45	飛島村	4	0	4	20/04	2	21/08	0	21/08	2	0
46	阿久比町	119	24	143	20/08	119	20/08	24	20/08	143	4
47	東浦町	53		53	20/04	64	21/04	※②		64	※②
48	南知多町	443		443	20/07	460	21/07	※②		460	※②
49	美浜町	60	17	77	20/08	75	21/08	19	21/08	94	0
50	武豊町	115	33	148	20/07	120	21/07	25	21/07	145	4
51	幸田町	366	184	550	20/09	306	21/09	189	21/09	495	31
52	設楽町	11	2		19/06	※①					
53	東栄町	1	0	1	19/06	※①					
54	豊根村	0	0	0	19/06	※①					
東三河広域連合						265	19/06	39	19/06	304	173

※①は、東三河広域連合

※②は、「把握していない」と回答

住宅改修・福祉用具の受領委任払い制度の実施状況

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

①住宅改修の受領委任払い制度は、2市町村増えて46市町村(85%)に拡大した。未実施なのは東三河広域連合の8市町村だけになった。実績は近年17,000件前後で横ばい推移している。
②福祉用具の受領委任払い制度も上記と同じ2市町村が実施を始めて、43市町村(80%)に拡大。未実施は、東三河広域連合を除くと犬山市・小牧市・みよし市の3市町村のみ。実績は前年より1,500件ほど増えた。

※○:実施している、△:検討中、×:実施予定なし

市町村名	住宅改修					福祉用具				
	実施状況	実績				実施状況	実績			
		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
合計	46	17,295	17,030	17,285	17,225	43	20,560	20,251	20,324	21,878
1 名古屋市	○	6,604	6,517	6,714	6,473	○	8,491	8,270	8,614	8,795
2 豊橋市	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—
3 岡崎市	○	816	857	882	794	○	1,003	950	976	969
4 一宮市	○	1,253	1,400	1,402	1,298	○	1,302	1,462	1,382	1,491
5 瀬戸市	○	433	420	420	400	○	520	515	527	482
6 半田市	○	459	396	未記入	未記入	○	379	358	未記入	未記入
7 春日井市	○	783	770	831	860	○	918	999	972	1,164
8 豊川市	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—
9 津島市	○	212	200	180	246	○	158	196	177	226
10 碧南市	○	234	225	210	214	○	359	341	308	349
11 刈谷市	○	287	346	402	361	○	349	425	465	416
12 豊田市	○	622	600	670	685	○	1,493	1,378	1,366	1,573
13 安城市	○	480	377	454	403	○	561	473	542	510
14 西尾市	○	531	582	472	470	○	708	548	635	653
15 蒲郡市	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—
16 犬山市	○	201	207	253	238	×	—	—	—	—
17 常滑市	○	200	203	194	216	○	176	225	255	251
18 江南市	○	297	281	260	260	○	300	324	345	345
19 小牧市	○	254	218	291	351	×	—	—	—	—
20 稲沢市	○	376	350	370	361	○	376	379	402	419
21 新城市	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—
22 東海市	○	268	257	325	289	○	356	375	333	408
23 大府市	○	205	188	174	173	○	277	295	268	301
24 知多市	○	274	258	259	260	○	310	296	347	340
25 知立市	○	118	107	122	159	○	142	134	109	173
26 尾張旭市	○	226	216	267	274	○	249	219	249	295
27 高浜市	○	76	101	77	59	○	141	141	152	181
28 岩倉市	○	134	127	103	119	○	154	146	128	128
29 豊明市	○	163	未記入	未記入	262	○	139	未記入	未記入	322
30 日進市	○	173	205	219	187	○	156	203	181	229
31 田原市	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—

市町村名		住宅改修					福祉用具				
		実施 状況	実績			2020 年度	実施 状況	実績			
			2017 年度	2018 年度	2019 年度			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
32	愛西市	○	197	254	235	230	○	191	223	191	227
33	清須市	○	203	147	150	151	○	208	169	191	192
34	北名古屋市	○	199	203	223	204	○	235	232	221	236
35	弥富市	○	133	116	105	147	○	119	130	104	153
36	みよし市	○	74	80	100	136	×	—	—	—	—
37	あま市	○	—	—	—	—	○	—	—	—	2021年7 月1日～
38	長久手市	○	97	118	145	116	○	83	108	122	138
39	東郷町	○	110	126	118	121	○	73	85	76	79
40	豊山町	○	31	30	26	29	○	29	30	35	33
41	大口町	○	33	37	33	34	○	—	—	0	35
42	扶桑町	○	108	132	137	119	○	119	115	136	132
43	大治町	○	—	—	—	21	○	—	—	—	14
44	蟹江町	○	—	—	—	—	○	—	—	—	2021年4 月1日～
45	飛島村	○	0	0	0	1	○	0	0	0	1
46	阿久比町	○	—	—	—	87	○	—	—	—	74
47	東浦町	○	153	144	148	115	○	176	218	198	178
48	南知多町	○	—	—	5	25	○	—	—	7	44
49	美浜町	○	77	74	86	93	○	76	87	68	90
50	武豊町	○	115	99	127	128	○	127	100	140	156
51	幸田町	○	86	62	96	56	○	107	102	102	76
52	設楽町	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—
53	東栄町	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—
54	豊根村	×	—	—	—	—	×	—	—	—	—

介護認定者の障害者控除の認定状況一覧

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①「概ね要支援または要介護1以上に認定書発行」は、蒲郡市が増えて44市町村(81%)に拡大。
 ②「要介護者に自動的に認定書送付」は、蒲郡市が増えたが、瀬戸市が止めたため、28市町村(52%)と変化がなかった。
 ③認定書発行枚数:瀬戸市が要介護者への送付を止めたため、2019年68,867枚から2020年68,131枚へと僅かだが減少した。
 ④認定書発行枚数推移:
 2002年: 3,768枚 → 2005年: 7,155枚 → 2010年:29,955枚 → 2015年:50,017枚 →
 2017年:60,994枚 → 2018年:65,572枚 → 2019年:68,867枚 → 2020年:68,131枚
 ※1 要介護認定者数は、2021年5月末現在。
 ※2 発行条件の要介護1以上には「障害高齢者自立度A以上」「認知症自立度Ⅱ以上」を含む。

市町村名	要介護認定者 (要介護1以上) ※1	認定書 2019年 発行数	認定書 2020年 発行数	発行条件			備 考 (発行条件の詳細等)	認定書送付		申請書送付	
				要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上 ※2	調 査 票 等 で 判 断		要 介 護 者 に 送 付	認 定 書 送 付 数	要 介 護 者 に 送 付	申 請 書 送 付 数
合 計	224,052	68,867	68,131	9	35	41	—	28	56,409	8	15,424
1 名古屋市	76,545	1,240	1,201			○	調査票・主治医意見書で判断。要介護認定を受けていない者等は状況確認表による				
2 豊橋市	9,802	829	838			○	調査票・主治医意見書で判断			○	1,660
3 岡崎市	10,270	513	351			○	調査票・主治医意見書で判断				
4 一宮市	12,922	9,217	9,424		○		要介護1以上は基本的に該当	○	9,206		
5 瀬戸市	4,559	5,277	1,272		○	○	概ね要介護1以上は該当。調査票・主治医意見書で判断			○	2,463
6 半田市	3,555	478	658			○	調査票・主治医意見書で判断			○	3,231
7 春日井市	9,578	9,124	9,256		○	○	要介護1以上かつ自立度が一定の基準を満たす方	○	9,077		
8 豊川市	5,553	1,195	1,180		○	○	年齢、介護度、主治医意見書で判断			○	3,946
9 津島市	2,236	1,855	1,884		○	○	要介護1以上で、調査票・主治医意見書で判断	○	1,884		
10 碧南市	1,934	149	208		○	○	要介護1以上で、調査票・主治医意見書で判断				
11 刈谷市	3,513	402	397		○	○	要介護1以上について、認定基準に基づき審査発行				317
12 豊田市	10,668	189	212		○	○	要介護1以上で、障害高齢者自立度A1以上または認知症高齢者自立度Ⅱa以上は該当				
13 安城市	3,993	283	276		○	○	要介護1以上で、障害高齢者・認知症高齢者自立度で判断				
14 西尾市	4,892	487	553		○	○	要介護状態区分、障害高齢者・認知症高齢者自立度により判断			○	1,624
15 蒲郡市	2,628	129	1,957		○	○	認定基準を満たす人を対象に調査票・主治医意見書で判断	○	1,874		
16 犬山市	2,029	2,384	2,484		○	○	要介護1以上で、調査票・主治医意見書で判断	○	2,484		
17 常滑市	1,961	144	135			○	調査票・主治医意見書で判断				
18 江南市	3,057	3,461	3,640	○		○	要介護1以上を対象とし、要支援2も条件により対象	○	3,569		
19 小牧市	3,028	1,958	2,081		○	○	要介護1以上で、調査票・主治医意見書で判断	○	2,044		
20 稲沢市	3,932	1,495	1,592		○		要介護1以上は基本的に該当	○	1,538		
21 新城市	1,957	49	69		○	○	要介護1以上は基本的に該当 調査票・主治医意見書で判断				
22 東海市	3,640	320	302		○		要介護1以上は基本的に該当				
23 大府市	2,536	167	184		○		要介護1以上は基本的に該当				

市町村名		要介護 認定者 (要介護 1以上) ※1	認定書 2019年 発行数	認定書 2020年 発行数	発行条件			備 考 (発行条件の詳細等)	認定書送付		申請書送付	
					要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上 ※2	調 査 票 等 で 判 断		要 介 護 者 に 送 付	認 定 書 送 付 数	要 介 護 者 に 送 付	申 請 書 送 付 数
24	知多市	2,827	449	355		○		普通障害者は要介護1以上、特別障害者は要介護3以上で日常生活自立度B1～C2又はIV～M				
25	知立市	1,554	1,530	1,686		○	○	要介護1以上は基本的に該当調査票・主治医意見書で判断	○	1,660		
26	尾張旭市	2,195	2,612	2,562		○	○	要介護1以上は基本的に該当調査票・主治医意見書で判断	○	2,497		
27	高浜市	1,189	122	107			○	調査票・主治医意見書で判断				85
28	岩倉市	1,286	1,321	1,181	○			要支援2以上は基本的に該当	○	1,181		
29	豊明市	2,105	1,708	1,717	○			要支援2以上は基本的に該当	○	1,702		
30	日進市	2,057	2,083	2,063	○		○	要支援2以上かつ障害高齢者自立度A以上または認知症高齢者自立度Ⅱa以上	○	624		
31	田原市	1,837	49	217			○	調査票・主治医意見書で判断			○	807
32	愛西市	2,301	2,550	2,726		○	○	要介護1以上から自立度の高い方を除く。調査票・主治医意見書で判断	○	2,726		
33	清須市	1,900	234	221		○	○	要介護1以上は基本的に該当調査票・主治医意見書で判断				
34	北名古屋市	2,153	2,107	2,199		○		要介護1以上は基本的に該当	○	2,083		
35	弥富市	1,300	1,104	1,144	○		○	要支援1～要介護5の方の調査票の自立度で判断	○	1,132		
36	みよし市	1,055	297	264	○			要支援2以上は基本的に該当			○	867
37	あま市	2,772	2,197	2,240		○	○	要介護1以上は基本的に該当調査票・主治医意見書で判断	○	2,214		
38	長久手市	1,058	852	864	○		○	調査票・主治医意見書で判断	○	844		
39	東郷町	1,084	1,520	1,545		○	○	要介護1以上は基本的に該当要支援2も状態により認定	○	1,545		
40	豊山町	422	345	386		○		要介護1以上は基本的に該当	○	377		
41	大口町	549	484	445		○		要介護1以上は基本的に該当	○	445		
42	扶桑町	1,061	1,002	1,033	○		○	要支援2以上は基本的に該当調査票・主治医意見書で判断	○	1,026		
43	大治町	726	34	32		○		要介護1以上は基本的に該当				
44	蟹江町	1,072	965	1,020		○	○	調査票・主治医意見書で判断	○	1,001		
45	飛島村	171	202	203		○		要介護1以上は基本的に該当	○	203		
46	阿久比町	731	806	843		○	○	調査票・主治医意見書で判断	○	841		
47	東浦町	1,723	158	143		○	○	要介護1以上は基本的に該当調査票・主治医意見書で判断				
48	南知多町	779	106	92			○	調査票・主治医意見書で判断				
49	美浜町	755	275	224			○	調査票・主治医意見書で判断		224		
50	武豊町	1,012	1,345	1,416		○	○	対象者に認定書を送付	○	1,377		
51	幸田町	877	816	819	○		○	対象者に認定書を送付調査票・主治医意見書で判断	○	819		
52	設楽町	411	143	150		○	○	調査票・主治医意見書で判断		150	○	400
53	東栄町	222	26	18			○	調査票・主治医意見書で判断				24
54	豊根村	80	80	62		○	○	調査票・主治医意見書で判断	○	62		

国保料(税)(医療費給付費分と後期高齢者支援金分の合計)一覧

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		所得割		資産割 (固定資産額)		均等割 (加入者1人につき)		平等割 (1世帯につき)		1人当たりの調定額 (平均保険料・予算額)			1人当たり法定外 繰入(予算)		
		2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	順位	2020年	2021年	順位
1	名古屋市	9.76%	9.52%	—	—	53,750	52,196	—	—	91,484	88,595	30	14,976	15,247	14
2	豊橋市	8.92%	8.92%	—	—	25,600	25,600	38,300	38,300	85,232	81,050	50	7,163	6,925	30
3	岡崎市	7.96%	8.05%	—	—	32,890	32,280	36,070	34,990	100,290	96,507	9	7,877	9,088	26
4	一宮市	9.00%	9.00%	—	—	38,400	38,400	30,000	30,000	85,926	86,500	38	10,000	10,000	22
5	瀬戸市	8.69%	8.90%	—	—	32,102	30,597	31,840	29,806	88,273	87,574	34	2,537	2,164	44
6	半田市	7.70%	7.70%	—	—	28,700	28,700	27,500	27,500	90,313	81,142	49	0	0	48
7	春日井市	7.58%	7.90%	6.66%	廃止	34,400	34,400	31,000	31,000	92,895	95,391	13	13,170	13,483	17
8	豊川市	8.40%	8.70%	—	—	37,300	37,300	27,200	26,600	93,430	92,414	16	1,945	2,078	45
9	津島市	8.81%	8.81%	廃止	—	32,600	32,600	31,000	31,000	91,394	89,262	28	5,150	4,997	37
10	碧南市	7.40%	7.40%	—	—	33,700	33,700	24,000	24,000	90,126	86,006	41	7,252	19,183	7
11	刈谷市	7.00%	7.00%	—	—	30,000	30,000	24,000	24,000	89,835	88,303	32	10,125	10,238	21
12	豊田市	6.93%	7.21%	—	—	32,900	32,900	28,500	28,500	93,839	95,424	12	5,692	5,929	34
13	安城市	7.31%	7.16%	—	—	29,750	29,070	20,740	20,230	95,550	92,647	15	10,000	8,500	28
14	西尾市	7.98%	7.98%	—	—	31,300	31,300	27,000	27,000	98,106	99,678	4	0	0	48
15	蒲郡市	7.85%	7.85%	—	—	31,000	31,000	29,700	29,700	87,403	87,061	37	3,083	3,108	43
16	犬山市	8.05%	8.20%	—	—	28,320	28,320	26,880	26,880	81,956	79,345	51	6,270	6,850	31
17	常滑市	7.60%	7.60%	—	—	38,400	38,400	31,200	31,200	87,659	85,573	42	0	0	48
18	江南市	8.48%	8.48%	—	—	30,200	30,200	26,800	26,800	87,387	83,979	44	13,522	13,778	15
19	小牧市	6.11%	6.11%	17.99%	15.42%	31,400	31,400	29,000	29,000	87,858	82,030	48	18,678	15,456	12
20	稲沢市	8.40%	8.40%	—	—	33,000	33,000	24,600	24,600	91,243	89,585	26	3,539	3,589	41
21	新城市	7.80%	7.80%	—	—	35,200	35,200	26,500	26,500	87,041	87,082	36	0	0	48
22	東海市	7.50%	7.50%	—	—	51,300	51,300	—	—	95,408	89,298	27	15,097	20,018	3
23	大府市	7.00%	7.00%	12.0%	12.0%	30,800	30,800	29,000	29,000	95,603	94,508	14	17,009	10,600	20
24	知多市	7.40%	7.40%	—	—	31,200	31,200	27,600	27,600	94,848	90,592	21	12,745	20,004	4
25	知立市	7.56%	7.56%	—	—	32,200	32,200	22,900	22,900	89,237	87,321	35	6,824	7,262	29
26	尾張旭市	7.30%	7.62%	—	—	33,700	33,500	30,900	28,300	88,037	89,892	25	4,527	5,789	35
27	高浜市	7.66%	7.66%	—	—	39,200	39,200	31,600	31,600	103,627	103,327	3	1,478	1,233	46
28	岩倉市	7.90%	8.20%	—	—	33,000	33,000	23,300	23,300	89,022	88,392	31	5,839	4,992	38
29	豊明市	7.85%	7.85%	—	—	28,800	28,800	26,700	26,700	91,300	86,400	40	22,251	22,927	1
30	日進市	7.65%	7.65%	—	—	29,900	29,900	26,000	26,000	95,966	95,933	10	26,495	13,616	16
31	田原市	7.80%	7.80%	—	—	33,600	33,600	37,200	37,200	104,382	87,772	33	7,555	19,646	6
32	愛西市	6.60%	7.80%	22.5%	廃止	30,000	30,000	28,000	28,000	82,942	92,298	17	2,096	3,135	42
33	清須市	7.54%	7.90%	18.49%	9.25%	29,500	31,600	25,100	25,300	95,375	91,647	20	20,572	17,527	9
34	北名古屋	8.03%	8.30%	—	—	27,400	29,400	25,700	25,400	83,684	82,597	47	20,992	19,954	5
35	弥富市	7.80%	7.80%	8.0%	8.0%	32,800	32,800	27,100	27,100	94,639	91,746	19	7,088	4,850	39
36	みよし市	7.55%	7.55%	—	—	33,700	33,700	25,100	25,100	101,486	97,948	8	16,276	18,892	8
37	あま市	7.28%	7.68%	16.8%	11.2%	33,800	34,000	25,300	24,900	88,535	86,474	39	13,985	16,286	11
38	長久手市	7.48%	8.03%	—	—	30,700	30,700	24,200	24,200	92,608	97,971	7	30,101	20,032	2
39	東郷町	7.82%	8.04%	—	—	33,400	33,800	29,100	27,900	100,907	106,805	2	12,362	12,300	18
40	豊山町	8.26%	8.26%	—	—	32,300	32,300	26,700	26,700	93,239	99,225	5	12,945	4,720	40
41	大口町	6.90%	6.97%	10.0%	8.0%	34,800	34,800	30,900	31,500	99,435	98,490	6	17,432	15,427	13
42	扶桑町	7.65%	8.50%	—	—	29,300	33,700	23,900	25,500	87,881	90,562	22	10,966	5,497	36
43	大治町	7.60%	7.60%	22.0%	11.0%	35,300	35,300	28,100	28,100	100,088	95,658	11	11,541	12,112	19
44	蟹江町	7.90%	7.90%	12.0%	12.0%	30,000	30,000	30,000	30,000	78,740	79,344	52	9,600	9,824	23
45	飛島村	3.59%	3.59%	3.66%	3.66%	28,800	28,800	30,000	30,000	81,286	82,742	45	18,315	9,478	24
46	阿久比町	8.00%	8.00%	—	—	29,000	29,000	27,000	27,000	90,422	90,182	24	6,149	6,012	33
47	東浦町	7.53%	7.53%	—	—	33,400	33,400	35,400	35,400	95,172	90,259	23	1,050	8,983	27
48	南知多町	9.98%	9.98%	—	—	40,700	40,700	28,400	28,400	112,180	119,697	1	8,838	9,259	25
49	美浜町	8.50%	8.50%	—	—	32,000	32,000	29,000	29,000	90,805	82,726	46	6,051	6,079	32
50	武豊町	8.90%	8.90%	—	—	32,400	32,400	28,800	28,800	93,459	88,811	29	1,000	1,000	47
51	幸田町	7.51%	7.51%	—	—	30,700	30,700	24,000	24,000	93,568	91,990	18	17,255	17,358	10
52	設楽町	5.95%	5.95%	—	—	24,900	24,900	27,800	27,800	69,450	77,066	53	0	0	48
53	東栄町	8.35%	8.35%	—	—	28,400	28,400	29,600	29,600	77,563	84,818	43	0	0	48
54	豊根村	5.65%	5.65%	—	—	22,500	22,500	16,100	16,100	60,942	60,944	54	0	0	48

全国知事会・全国市長会・全国町村会の国保に関する要望

1. 法定外繰入の解消・保険料水準の統一等に関する要望

○全国知事会「2023年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（2022年7月29日）

法定外繰入等の解消や保険料水準の統一など法改正を含めた対応が進んでいるが、地方の実情に応じた取組を阻害することがないよう地方の意見を尊重し、引き続き地方と協議を行いながら、制度の運用を行うこと。

○全国市長会・町村会「国民健康保険制度等を巡る議論に対する意見」（2020年12月2日）

法定外繰入等の解消や保険料水準の統一など法制上の措置を含め議論等が行われているが、国保等の保険者の苦境と被保険者の負担感に配慮したものではなく、地方分権の趣旨に反すると懸念される内容も散見される。

2. 子どもの均等割保険料の軽減措置に関する要望

○全国知事会「2023年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（2022年7月29日）

子どもに係る均等割保険料軽減措置は、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、軽減額も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲及び軽減割合の拡充について引き続き検討を行うとともに、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じこと。

○全国市長会「国民健康保険制度等に関する提言」（2022年6月1日）

子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度については、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保するとともに、施行状況を勘案したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

○全国町村会「2023年度政府予算編成及び施策に関する要望」（2022年7月26日）

子どもに係る均等割保険料(税)の軽減制度については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること。

3. 医療費助成を行った場合の国庫負担減額措置廃止の要望

○全国知事会「2023年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（2022年7月29日）

全ての子ども、重度心身障害者(児)、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

○全国市長会「国民健康保険制度等に関する提言」（2022年6月1日）

各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、すべて廃止すること。

国保料(税)の低所得の減免制度実施状況

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		実施	減免要件	一般会計繰入	件数		金額	
					2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
合計		25	低所得者減免実施市町村数:25(46%)	20	182,824	206,465	1,339,251,947	1,416,686,975
1	名古屋市	○	【特別軽減】保険料の減額に該当している世帯 【2割減免】保険料の減額が適用されていない世帯で、2020年中の所得の合計が「66万円+(35万円×被保険者数)」以下の世帯	○	68,196	93,585	201,682,610	261,479,112
2	豊橋市	○	市民税所得割が課税されない世帯	○	22,006	20,863	187,495,438	178,685,862
3	岡崎市	○	・世帯主及び被保険者全員が市民税非課税である世帯 ・世帯の所得金額が{43万円+55万円×被保険者等の人数+10万円×(給与所得者等の人数-1)}以下である世帯	○	14,001	13,614	150,850,780	145,116,890
4	一宮市	○	ア.法定軽減世帯の均等割・平等割を更に1割減免 イ.世帯の総所得金額等が200万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免	○	38,752	37,777	447,605,000	436,931,000
5	瀬戸市	×						
6	半田市	○	・非自発的な離職及び事業の廃業により、所得が著しく減少した者(非自発的失業軽減を受けておらず前年所得510万円以下の者) ・僅かの所得金額で軽減判定を外れた世帯に対し、均等割及び平等割の1割を減免する	×	11	5	276,700	83,600
7	春日井市	○	前年中の世帯の総所得が300万円以下で学校教育法第19条の規定による援助を受ける場合	×	27	15	1,200,000	1,224,000
8	豊川市	○	・7割軽減に該当する世帯 ・以下のうち、2割・5割軽減に該当しない世帯 ①世帯の前年の総所得金額等の合計額が135万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下 ②市民税非課税世帯	○	7,366	7,108	49,804,100	49,128,800
9	津島市	○	・当概年の4月1日現在に津島市国民健康保険加入世帯の世帯主であること ・世帯主及び国保加入者の前年中の所得の申告がされていること ・世帯主及び国保加入者の前年中の総所得金額等の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下であること	○	1,877	1,880	14,435,100	13,512,200
10	碧南市	○	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が0円の場合	○	1,073	994	5,998,100	5,880,300
11	刈谷市	○	・災害により住宅・家財の価格の10分の3以上の損害を受けた場合(前年中世帯総所得1,000万円以下) ・世帯の中心となっていた被保険者が傷病、失業(定年退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇、正当な理由がない自己の都合による退職その他これらに準ずる理由によるものを除く)等により当該年中の総所得見込額が前年中の2分の1以下に減少すると認められる場合(前年中世帯総所得300万円以下) ・賦課期日現在、下記のいずれかに該当する被保険者を含む世帯(前年中世帯総所得300万円以下) (1)身体障害者1・2・3級、4級(腎臓機能障害・進行性筋萎縮症)、5・6級(進行性筋萎縮症) (2)療育手帳の判定「A」又は「B」の知的障害者 (3)精神科医師に自閉症状態と診断された者 ・賦課期日現在、刈谷市母子家庭等医療費支給条例第2条の規定に該当する被保険者を含む世帯(前年中世帯総所得300万円以下)	○	98	84	1,943,075	1,703,045
12	豊田市	○	生活保護基準に基づく収入額と同額か、それ以下の低所得世帯	○	44	54	1,118,100	1,490,900
13	安城市	○	国保加入者が福祉医療費助成(心身障害者、母子家庭等、精神障害者)を受給しており、世帯主と国保加入者の前年中の総所得金額の合計が150万円以下であること	○	46	27	348,200	194,000
14	西尾市	○	国民健康保険税の軽減に該当する納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される場合、該当年度の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の100分の12に相当する額	×	4,566	3,726	30,350,500	29,419,000
15	蒲郡市	○	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税(住民税)非課税かつ固定資産税額が2万円未満の世帯のうち、 ①軽減対象世帯 ②保険税の所得割が課税されない世帯 ③旧被扶養者減免対象世帯 のいずれかの事項に該当するとき	×	1,753	1,720	8,491,222	8,476,362
16	大山市	×						
17	常滑市	×						
18	江南市	×		×				
19	小牧市	×						
20	稲沢市	×						
21	新城市	○	①均等割・平等割の7割を軽減 世帯主と被保険者の合計所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) ②均等割・平等割の5割を軽減 世帯主と被保険者の合計所得が43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) ③均等割・平等割の2割を軽減 世帯主と被保険者の合計所得が43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 注1)擬制世帯主(国保でない世帯主)の所得も含みます 注2)後期高齢者医療制度に移行した方の所得、人数等も含みます(8年間) 注3)65歳以上の方は年金所得から15万円を控除した所得で判定します 注4)擬制世帯主や後期移行者の所得等は軽減判定にのみ含め、所得割・均等割の金額には含めません(国保加入者だけです) 低所得者減免制度 ア、上記①②③該当世帯 均等割・平等割の軽減後の納付額の10パーセントを減免 イ、均等割・平等割のみ課税される世帯 納付額の10パーセントを減免	○	3,193	3,820	127,077,151	139,845,913
22	東海市	×						
23	大府市	×		×				

	市町村名	実施	減免要件	一般会計繰入	件数		金額	
					2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
24	知多市	×						
25	知立市	○	平成26年度から資産割を廃止したことにより、均等割・平等割が増額となりました。このため激変緩和措置として、当面の間、法定軽減摘要世帯を対象に法定軽減後の均等割額からさらに10%の軽減を行っています。	○	5,201	5,066	9,355,541	9,033,207
26	尾張旭市	×						
27	高浜市	×		×				
28	岩倉市	×						
29	豊明市	○	納税義務者が障害者、寡婦又はひとり親、母子・父子家庭医療費受給者 前年中の総所得金額が200万円以下一年税額の20/100減免	○	19	16	491,300	505,100
30	日進市	○	平等割及び均等割保険税の7割・5割・2割軽減対象者について、それぞれ0.5割を加算して 保険税を軽減しています	○	3,958	3,870	16,899,000	16,430,000
31	田原市	○	7・5・2割軽減世帯で、均等割及び平等割のみ課税される場合並びに世帯の総所得金額等が310万円以下の場合、均等割・平等割を1割減免 7・5・2割軽減に該当しない世帯で、均等割及び平等割のみ課税される場合並びに市民税非課税世帯かつ世帯の総所得金額が135万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免	○	3,446	5,225	36,821,210	68,268,400
32	愛西市	×						
33	清須市	×						
34	北名古屋	○	7・5・2割(法定軽減)に該当する世帯に対し、軽減後の均等割・平等割の20/100を減額	○	5,649	5,495	32,990,400	33,841,500
35	弥富市	○	申請した月までの3ヶ月間の生活保護制度の保護受給中に認定される世帯の平均収入充当額から勤労収入額の1割(月額13,400円を限度とする)を控除した額が生活保護法による保護の基準に基づき算出した最低生活費の100分の110以下と認められ、かつ生活費に処分できる財産がないもの 所得割額・均等割額・平等割額の100分の50に相当する額	○	0	0	0	0
36	みよし市	×						
37	あま市	×						
38	長久手市	○	世帯主及び国保加入者の総所得金額等の合計が220万円以下の世帯(7・5・2割軽減がかかる世帯は除く)が対象となります	○	1,056	1,045	11,481,400	12,423,900
39	東郷町	×						
40	豊山町	×						
41	大口町	×						
42	扶桑町	×		×				
43	大治町	×						
44	蟹江町	○	世帯主及び世帯に属する被保険者が失業または、その事業を廃止し、若しくは休止したことなどの事情により、生活が困難となった場合であつて、当該年の所得見込額が前年の総所得金額の2分の1以下に減少すると認められる場合。世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の合計所得の金額により、減免申請日以後に到来する当該年度納期分のうちの所得割額の全部、100分の75、100分の50が減免となる。障害者医療費、母子・父子家庭医療費、精神障害者医療費の受給者証の交付を受けている被保険者は、本人申請いただくことなく、均等割額の100分の50が減免となる	○	475	463	2,362,620	2,763,684
45	飛島村	×						
46	阿久比町	×						
47	東浦町	○	国民健康保険税条例 施行規則第3条(保険税減免)のとおり	○	0	2	0	114,500
48	南知多町	×						
49	美浜町	×						
50	武豊町	×						
51	幸田町	○	町民税が非課税の世帯、就学援助または児童扶養手当の支給を受けている被保険者を含む世帯	×	11	11	174,400	135,700
52	設楽町	×						
53	東栄町	×						
54	豊根村	×						

国保料(税)の収入減の減免制度実施状況

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		収入減を理由にした減免							コロナ減免	
		実施	減免要件		件数		金額		件数	金額
			前年 総所得	当年見込所得減少要件	2019 年度	2020 年度	2019年度	2020年度		
合計		51			8,579	8,201	619,997,882	533,493,142	15,154	2,504,655,343
1	名古屋市	○	1000万円以下 (当年見込所得274万円以下)	2/10以上	7,332	6,517	564,365,444	467,702,298	8,673	1,370,892,575
2	豊橋市	○	600万円以下	2/10以上	44	68	1,825,000	2,984,900	360	58,968,300
3	岡崎市	○	500万円以下	1/2以上	106	178	7,329,330	1,083,960	232	45,334,600
4	一宮市	○	270万円以下	1/2以上	272	300	10,458,000	11,433,000	499	84,276,000
5	瀬戸市	○	300万円以下	1/2以上	54	48	2,211,000	1,672,000	163	26,136,800
6	半田市	○	510万円以下	3/10以上	84	134	4,222,700	6,730,400	119	18,106,400
7	春日井市	○	400万円以下	1/2以上	60	21	2,428,000	1,871,000	450	79,014,700
8	豊川市	○	300万円未満	3/10以上	0	0	0	0	195	33,510,500
9	津島市	○	500万円以下	1/3以上	51	67	2,143,200	3,281,900	100	19,297,600
10	碧南市	○	300万円以下	1/2以上	2	0	141,600	0	70	11,867,800
11	刈谷市	○	300万円以下	1/2以上	7	0	277,213	0	110	17,932,800
12	豊田市	○	500万円以下	1/2以上	0	0	0	0	268	43,058,000
13	安城市	○	300万円以下	1/2以上	35	42	1,883,900	1,665,800	282	44,467,000
14	西尾市	○	300万円以下	1/2以上	4	37	161,500	1,647,500	180	30,850,800
15	蒲郡市	○	300万円以下	3/10以上	2	3	187,900	138,900	128	21,830,800
16	犬山市	○	400万円以下	1/3以上	2	4	152,100	250,700	56	10,170,200
17	常滑市	○	210万円以下	1/2以上	7	9	161,600	176,000	81	11,016,500
18	江南市	○	400万円以下	1/3以上	1	35	41,200	1,509,700	197	34,825,200
19	小牧市	○	400万円以下	3/10以上	234	327	7,572,300	12,331,900	367	49,789,900
20	稲沢市	○	300万円以下	1/2以上	8	26	275,200	988,100	76	14,489,600
21	新城市	○	200万円以下	1/2以上	10	56	945,906	1,675,200	26	4,140,100
22	東海市	○	200万円以下	1/2以上	11	13	496,900	500,900	63	11,407,800
23	大府市	○	210万円以下	1/2以上	0	7	0	89,400	70	10,564,000
24	知多市	○	210万円以下	1/2以上	7	5	534,600	274,100	126	19,809,500

国保資格証明書等の交付状況一覧

(愛知県国民健康保険課のデータから作成)

市町村名	世帯数 (A) (2022/6/1)	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2021/6/1	2022/6/1		2021/6/1	2022/6/1		2021/6/1	2022/6/1	
		件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
全体合計	919,275	83,257	78,761	8.6%	21,476	16,433	20.9%	285	176	0.2%
発行市町村数	-	-	-	-	52	50	-	9	6	-
発行市町村割合	-	-	-	-	96.3%	92.6%	-	16.7%	11.1%	-
1 名古屋市	304,246	22,904	21,142	6.9%	5,168	4,491	21.2%	0	0	0.0%
2 豊橋市	46,137	7,231	7,910	17.1%	3,269	2,255	28.5%	54	0	0.0%
3 岡崎市	45,064	7,969	7,106	15.8%	1,065	868	12.2%	0	0	0.0%
4 一宮市	47,543	5,087	6,647	14.0%	262	190	2.9%	42	30	0.5%
5 瀬戸市	15,611	1,029	931	6.0%	538	417	44.8%	0	0	0.0%
6 半田市	13,915	964	477	3.4%	43	34	7.1%	2	2	0.4%
7 春日井市	37,138	4,214	3,370	9.1%	51	10	0.3%	0	0	0.0%
8 豊川市	21,995	1,789	1,667	7.6%	316	242	14.5%	8	8	0.5%
9 津島市	7,875	693	645	8.2%	377	263	40.8%	0	0	0.0%
10 碧南市	8,314	548	488	5.9%	123	72	14.8%	0	0	0.0%
11 刈谷市	15,602	947	715	4.6%	113	206	28.8%	0	0	0.0%
12 豊田市	47,068	2,724	2,547	5.4%	1,447	999	39.2%	0	0	0.0%
13 安城市	20,287	426	1,030	5.1%	476	219	21.3%	0	0	0.0%
14 西尾市	21,080	1,337	960	4.6%	548	351	36.6%	0	0	0.0%
15 蒲郡市	9,984	744	685	6.9%	343	243	35.5%	0	0	0.0%
16 犬山市	9,179	694	598	6.5%	20	18	3.0%	0	0	0.0%
17 常滑市	6,897	646	631	9.1%	45	34	5.4%	0	0	0.0%
18 江南市	12,054	1,152	1,073	8.9%	355	243	22.6%	0	0	0.0%
19 小牧市	18,007	1,717	1,547	8.6%	462	444	28.7%	120	99	6.4%
20 稲沢市	16,451	1,136	1,087	6.6%	505	336	30.9%	20	14	1.3%
21 新城市	6,244	610	588	9.4%	76	73	12.4%	0	0	0.0%
22 東海市	12,090	2,285	2,108	17.4%	282	183	8.7%	3	0	0.0%
23 大府市	9,537	441	379	4.0%	116	16	4.2%	0	0	0.0%
24 知多市	10,517	1,681	1,542	14.7%	300	214	13.9%	0	0	0.0%
25 知立市	7,496	801	712	9.5%	325	229	32.2%	0	0	0.0%
26 尾張旭市	9,733	413	368	3.8%	152	114	31.0%	0	0	0.0%
27 高浜市	4,797	345	496	10.3%	345	213	42.9%	0	0	0.0%
28 岩倉市	6,153	663	716	11.6%	237	190	26.5%	34	23	3.2%
29 豊明市	7,992	1,212	585	7.3%	57	39	6.7%	0	0	0.0%
30 日進市	9,061	588	573	6.3%	290	168	29.3%	0	0	0.0%
31 田原市	9,725	1,028	960	9.9%	175	129	13.4%	0	0	0.0%
32 愛西市	7,907	512	484	6.1%	185	177	36.6%	0	0	0.0%
33 清須市	8,268	739	767	9.3%	538	229	29.9%	0	0	0.0%
34 北名古屋市	10,198	1,120	1,027	10.1%	478	352	34.3%	0	0	0.0%
35 弥富市	5,068	725	731	14.4%	234	164	22.4%	0	0	0.0%
36 みよし市	5,565	1,041	917	16.5%	87	70	7.6%	0	0	0.0%
37 あま市	10,886	1,611	1,219	11.2%	1,092	1,135	93.1%	0	0	0.0%
38 長久手市	5,592	429	463	8.3%	2	0	0.0%	0	0	0.0%
39 東郷町	4,638	360	327	7.1%	35	37	11.3%	0	0	0.0%
40 豊山町	1,932	219	250	12.9%	93	80	32.0%	0	0	0.0%
41 大口町	2,458	57	52	2.1%	57	52	100.0%	0	0	0.0%
42 扶桑町	3,893	365	359	9.2%	87	58	16.2%	0	0	0.0%
43 大治町	4,056	284	209	5.2%	284	209	100.0%	0	0	0.0%
44 蟹江町	4,528	504	421	9.3%	118	121	28.7%	0	0	0.0%
45 飛島村	578	26	13	2.2%	1	1	7.7%	0	0	0.0%
46 阿久比町	3,183	75	77	2.4%	32	31	40.3%	0	0	0.0%
47 東浦町	5,830	465	449	7.7%	122	99	22.0%	2	0	0.0%
48 南知多町	3,080	95	74	2.4%	26	19	25.7%	0	0	0.0%
49 美浜町	3,054	191	131	4.3%	24	17	13.0%	0	0	0.0%
50 武豊町	5,068	210	276	5.4%	35	27	9.8%	0	0	0.0%
51 幸田町	4,309	117	143	3.3%	64	52	36.4%	0	0	0.0%
52 設楽町	742	30	28	3.8%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
53 東栄町	503	59	60	11.9%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
54 豊根村	147	5	1	0.7%	0	0	0.0%	0	0	0.0%

※速報値

国保の短期保険証の実態（留め置き、未交付含む）

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

※知多市、豊明市の有効期限内訳は、世帯数。碧南市は、2021年3月1日現在。

市町村名		短期保険証 世帯		短期保険証有効期限内訳(2021年6月1日)								保険証が届いていない世帯(2021年6月1日)			
												留め置き世帯数		未交付・未更新世帯数	
		2020年	2021年	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	2020年	2021年	2020年	2021年
合計		23,434	21,368	728	217	3,164	137	18	19,176	423	61	1,739	1,767	2,846	3,345
1	名古屋市	7,836	5,168	期間別統計をとっていない								統計をとっていない		333	1,016
2	豊橋市	3,006	3,269	0	0	0	0	0	5,291	0	0	387	0	0	0
3	岡崎市	2,120	1,065	0	0	0	0	0	1,744	0	0	0	0	0	0
4	一宮市	212	262	61	41	19	17	1	548	0	0	0	0	265	425
5	瀬戸市	466	538	200	0	145	0	0	186	153	0	0	0	346	332
6	半田市	49	43	0	0	13	0	0	30	0	0	39	68	0	0
7	春日井市	38	51	0	0	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0
8	豊川市	265	316	0	0	316	0	0	0	0	0	26	3	0	194
9	津島市	326	377	8	32	91	87	6	153	0	0	0	0	83	31
10	碧南市	52	80	0	0	0	0	0	80	0	0	14	6	0	0
11	刈谷市	268	113	0	0	119	0	0	138	0	0	20	46	0	0
12	豊田市	995	1,378	0	0	0	0	0	1,928	0	0	175	272	11	3
13	安城市	316	476	0	0	0	0	0	870	0	0	120	226	0	0
14	西尾市	397	548	0	0	0	0	0	931	0	0	140	167	0	0
15	蒲郡市	318	343	0	70	54	17	8	9	0	16	0	0	83	92
16	犬山市	25	20	0	0	0	0	0	33	0	0	180	118	0	0
17	常滑市	64	53	0	19	6	1	0	7	0	45	0	0	23	36
18	江南市	319	374	0	0	0	0	0	374	0	0	17	20	12	10
19	小牧市	544	462	180	0	196	0	0	86	0	0	52	148	368	359
20	稲沢市	430	505	0	0	173	0	0	311	267	0	0	0	0	0
21	新城市	106	76	28	1	18	0	0	29	0	0	20	15	0	0
22	東海市	312	282	0	0	508	0	0	0	0	0	0	0	146	155
23	大府市	127	77	0	0	0	0	0	77	0	0	22	0	0	73
24	知多市	247	300	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	15	1
25	知立市	234	323	0	0	0	0	0	598	0	0	146	115	25	3
26	尾張旭市	190	152	0	0	0	0	0	268	0	0	0	0	0	0
27	高浜市	304	303	0	0	0	0	0	683	0	0	4	28	0	14
28	岩倉市	189	237	1	0	8	0	0	134	0	0	28	29	60	94
29	豊明市	74	57	0	0	0	0	0	57	0	0	47	64	58	58
30	日進市	173	290	153	0	16	0	0	121	0	0	22	122	0	0
31	田原市	198	165	0	0	247	0	0	69	0	0	0	0	71	66
32	愛西市	239	217	0	0	163	0	0	54	0	0	9	75	0	0
33	清須市	218	538	0	0	0	0	0	538	0	0	0	0	643	87
34	北名古屋	444	393	0	0	559	0	0	143	0	0	12	33	0	0
35	弥富市	337	278	0	0	0	0	0	278	0	0	10	4	0	0
36	みよし市	61	58	0	0	9	0	0	84	0	0	30	35	30	35
37	あま市	878	1,093	0	0	0	0	0	1,907	2	0	158	123	65	39
38	長久手市	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	東郷町	48	35	10	17	18	0	0	13	0	0	0	15	8	9
40	豊山町	105	125	83	4	131	12	3	0	0	0	10	8	0	0
41	大口町	89	57	0	0	33	0	0	43	0	0	18	7	0	0
42	扶桑町	82	154	0	0	0	0	0	83	0	0	5	5	29	60
43	大治町	233	284	0	0	0	0	0	450	0	0	0	0	0	0
44	蟹江町	159	118	0	0	118	0	0	89	0	0	0	0	54	30
45	飛島村	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	阿久比町	32	32	0	33	0	0	0	28	0	0	6	7	2	4
47	東浦町	97	126	0	0	0	0	0	235	0	0	17	6	3	22
48	南知多町	32	28	0	0	0	0	0	39	0	0	5	2	0	0
49	美浜町	27	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
50	武豊町	46	35	4	0	0	0	0	61	1	0	0	0	49	37
51	幸田町	102	64	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	62	59
52	設楽町	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
53	東栄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

国保の滞納者差押え状況

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		滞納世帯数	予告通知書発行		差押え世帯数		差押え件数		不動産	
		2021年 6月1日 現在	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
合計		99,625	19,768	13,509	4,402	3,214	18,724	14,839	694	573
1	名古屋市	37,103	2,094	2,021	統計なし		5,280	4,756	13	5
2	豊橋市	7,231	3,894	3,344	-	-	1,117	1,309	151	121
3	岡崎市	7,969	-	-	-	-	431	258	0	0
4	一宮市	5,087	把握なし		把握なし		1,539	1,432	226	257
5	瀬戸市	1,029	不明		50	87	50	87	0	0
6	半田市	964	2,316	2,420	357	354	357	354	12	17
7	春日井市	4,214	1,912	764	集計なし		1,001	465	20	22
8	豊川市	1,789	不明		152	113	184	125	13	5
9	津島市	693	33	55	16	35	16	35	2	3
10	碧南市	1,303	224	290	-	-	682	637	14	5
11	刈谷市	947	168	211	412	167	412	167	1	1
12	豊田市	2,724	3,359	961	1,227	823	1,630	1,020	60	27
13	安城市	801	不明		-	-	551	394	5	3
14	西尾市	1,337	不明		不明		664	663	40	9
15	蒲郡市	744	610	213	212	119	260	123	0	0
16	犬山市	694	336	236	146	160	154	160	7	0
17	常滑市	851	不明		不明		634	252	4	2
18	江南市	2,031							3	不明
19	小牧市	1,717	177	69	131	53	131	53	1	9
20	稲沢市	1,136	300	300	212	208	229	243	36	19
21	新城市	610	117	159	10	8	11	8	0	0
22	東海市	2,285	不明		254	247	677	576	17	12
23	大府市	170					314	173	0	0
24	知多市	1,681	209	95	162	82	209	95	0	1
25	知立市	801	0	0	188	130	199	142	0	0
26	尾張旭市	413	141	121	141	121	141	121	0	1
27	高浜市	345	359	368	41	30	41	32	1	0
28	岩倉市	663	153	113	88	61	119	63	0	0
29	豊明市	1,212	把握なし		把握なし		345	200	23	14
30	日進市	588	67	31	122	15	138	27	5	0
31	田原市	1,028	108	92	101	82	108	92	0	0
32	愛西市	512	488	468	47	38	59	40	1	1
33	清須市	2,110	380	330	33	22	38	25	0	0
34	北名古屋市	1,120	不明		不明		135	95	15	16
35	弥富市	278	-	-	99	44	141	51	1	2
36	みよし市	93	120	90	-	-	43	32	0	0
37	あま市	1,611	175	3	40	4	46	4	10	4
38	長久手市	417	税目ごとなし		世帯管理なし		116	92	2	0
39	東郷町	360	238	219			60	52	0	0
40	豊山町	280	24	5	33	23	33	23	0	0
41	大口町	57	0	0	2	3	2	3	0	0
42	扶桑町	365	98	115	24	29	32	35	1	0
43	大治町	284	53	70	-	-	-	-	-	-
44	蟹江町	504	-	-	-	-	175	138	4	3
45	飛島村	23				1		1		
46	阿久比町	75	不明		11	7	22	7	0	0
47	東浦町	465	50	118	19	44	26	44	0	0
48	南知多町	301	7	6	51	57	51	57	0	0
49	美浜町	191	12	42	7	6	7	6	1	1
50	武豊町	210	1,530	148	-	-	98	27	2	1
51	幸田町	117	16	32	14	40	16	44	3	12
52	設楽町	30								
53	東栄町	59								
54	豊根村	3	0	0	0	1	0	1	0	0

※春日井市、愛西市、大治町は住民税全体の数字。

国保の納税緩和措置（徴収猶予・換価の猶予・滞納処分停止）
 （2021年愛知自治体キャラバンまとめ）

市町村名		徴収猶予				換価の猶予の適用件数							
		申請件数		許可件数		申請件数		許可件数		職権件数		適用件数	
		2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度
合 計		107	2,186	107	2,183	31	106	31	106	42	107	30,553	28,229
1	名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,909	4,497
2	豊橋市	0	0	0	0	2	1	2	1	4	1	838	896
3	岡崎市	99	1,074	99	1,074	1	0	1	0	0	0	584	835
4	一宮市	0	0	0	0	3	45	3	45	13	28	472	285
5	瀬戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	52
6	半田市	0	91	0	91	0	0	0	0	0	0	69	64
7	春日井市	0	417	0	415	4	11	4	11	1	26	10,255	9,448
8	豊川市	0	0	0	0	1	1	1	1	12	11	109	83
9	津島市	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	126	140
10	碧南市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	86	79
11	刈谷市	0	3	0	3	0	5	0	5	0	0	117	116
12	豊田市	5	215	5	214	15	18	15	18	8	19	1,071	799
13	安城市	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	7,118	3,211
14	西尾市	1	9	1	9	0	2	0	2	1	1	277	396
15	蒲郡市	0	91	0	91	1	1	1	1	0	0	1,359	1,572
16	大山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	150
17	常滑市	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	57	29
18	江南市												
19	小牧市	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0	183	138
20	稲沢市	0	23	0	23	0	0	0	0	0	0	229	178
21	新城市	0	40	0	40	0	0	0	0	0	0	33	13
22	東海市	0	12	0	12	0	0	0	0	0	0	251	204
23	大府市	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	158	106
24	知多市	0	32	0	32	0	0	0	0	0	0	742	1,027
25	知立市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,364	1,824
26	尾張旭市	0	16	0	16	0	0	0	0	0	0	72	96
27	高浜市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	90	136
28	岩倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	33
29	豊明市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	92	77
30	日進市	0	31	0	31	1	0	1	0	0	1	56	37
31	田原市	0	15	0	15	0	0	0	0	0	0	85	49
32	愛西市	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	79	101
33	清須市	0	21	0	21	0	0	0	0	0	0	19	15
34	北名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	338	423
35	弥富市	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	33	57
36	みよし市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	38
37	あま市	0	4	0	4	1	1	1	1	0	0	6	15
38	長久手市	0	12	0	12	1	0	1	0	0	0	170	115
39	東郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	20
40	豊山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	19
41	大口町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	扶桑町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	70
43	大治町	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	359	344
44	蟹江町	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	53	27
45	飛島村												
46	阿久比町	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	14	18
47	東浦町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11	34
48	南知多町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	31
49	美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	5
50	武豊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	27
51	幸田町	0	34	0	34	0	19	0	19	0	19	226	300
52	設楽町												
53	東栄町												
54	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※一宮市、大府市、大治町は市税全体の数
 ※知多市、日進市、「徴収の猶予」は(特例分)
 ※田原市、愛西市、「徴収の猶予」は(コロナ特例分)
 ※あま市の「徴収の猶予」「換価の猶予」は、(国保税分)

滞納処分の停止										合 計
適用件数内訳										
無資力		生活保護		生活困窮		所在不明		その他		
2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度	
20,965	18,163	2,701	2,849	3,548	3,873	4,256	4,015	285	296	
1,394	2,617	1,131	1,422	0	0	384	458	0	0	名古屋市
575	603	76	126	76	126	187	167	0	0	豊橋市
449	616	0	0	69	174	66	45	0	0	岡崎市
365	194	生活困窮に含む		87	67	20	24	0	0	一宮市
0	0	43	52	0	0	0	0	0	0	瀬戸市
19	8	24	27	24	27	26	29	0	0	半田市
9,225	8,418	集計なし		782	789	248	241	0	0	春日井市
9	9	43	42	5	0	10	4	42	28	豊川市
85	90	0	0	22	21	19	29	0	0	津島市
10	20	13	21	0	0	63	38	0	0	碧南市
68	54	21	29	0	0	28	33	0	0	刈谷市
556	492	100	172	100	172	415	135	0	0	豊田市
5,683	2,196	697	412	697	412	731	582	7	21	安城市
78	87	31	56	27	20	141	233	0	0	西尾市
0	70	生活困窮に含む		822	1,149	430	262	107	91	蒲郡市
1	23	11	17	11	17	5	19	83	91	犬山市
31	16	生活困窮に含む		12	3	14	10	0	0	常滑市
										江南市
25	7	58	72	20	1	74	57	6	1	小牧市
15	13	190	145	190	145	24	20	0	0	稲沢市
0	0	0	0	0	0	33	13	0	0	新城市
145	117	56	40	0	0	32	37	18	10	東海市
5	11			34	51	119	44			大府市
429	590	0	0	137	150	175	272	1	15	知多市
651	688	0	0	244	360	469	776	0	0	知立市
54	79	18	16	18	16	0	1	-	-	尾張旭市
59	25	7	19	1	5	23	87	0	0	高浜市
3	1	15	25	0	0	4	7	0	0	岩倉市
30	19	12	21	5	6	45	31	0	0	豊明市
41	17	5	9	0	0	10	11	0	0	日進市
21	14	9	5	3	0	52	30	0	0	田原市
36	52	生活困窮に含む		15	23	28	27	0	0	愛西市
0	0	19	15	0	0	0	0	0	0	清須市
311	377	不明(集計していない)		0	2	14	20	13	24	北名古屋市
16	20	11	18	0	7	6	12	0	0	弥富市
11	3	11	9	1	5	28	21	0	0	みよし市
0	0	0	0	0	0	0	0	6	15	あま市
90	94	32	14	32	14	46	7	2	0	長久手市
4	13	9	6	9	6	0	0	0	0	東郷町
37	16	6	1	1	1	20	1			豊山町
										大口町
48	50	2	0	1	1	8	19	0	0	扶桑町
230	268	28	24	28	24	101	52	-	-	大治町
8	3	17	8	17	8	28	16	-	-	蟹江町
										飛島村
7	10	0	0	3	2	4	6	0	0	阿久比町
1	5	6	22	0	0	4	7	0	0	東浦町
5	4	0	4	7	1	33	22	0	0	南知多町
11	3	0	0	1	0	7	2	0	0	美浜町
19	17	-	-	2	6	6	4	0	0	武豊町
105	134	0	0	45	62	76	104	0	0	幸田町
										設楽町
										東栄町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	豊根村

生活保護の相談・申請・保護開始件数と受給件数について

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

①全県的には新たな相談・申請・保護開始件数および利用世帯数・人数ともに増加傾向にある。
 ②相談件数が30,762件から36,983件と6,221件(20.2%)も増加した。しかし、申請件数が615件増えたものの5.9%しか増えていない。また、相談件数と申請件数の差が25,876件と大きな開きがあり、前年より4.1ポイント減少した。2021年4月から扶養照会に関する厚労省通知が改定され、利用希望者が申請しやすくなることから、増加率の推移を注視していく必要がある。

市町村名		2020年度			2021年度			2020年4月				2021年4月					
		相談件数	申請件数	保護開始件数	相談件数	申請件数	保護開始件数	世帯数	(うち外国人世帯数)	人数	(うち外国人人数)	世帯数	(うち外国人世帯数)	人数	(うち外国人人数)		
愛知県合計		30,762	10,492	9,647	36,983	11,107	10,275	60,952	3,234	75,866	4,952	61,683	3,382	76,241	5,215		
1	名古屋市	20,219	6,867	6,394	21,733	6,978	6,560	38,349	2,128	47,342	3,298	38,533	2,230	47,168	3,416		
2	豊橋市	276	227	199	331	261	223	1,704	89	2,029	111	1,724	90	2,067	116		
3	岡崎市	1,549	281	240	3,424	408	352	1,600	71	2,020	103	1,760	82	2,213	123		
4	一宮市	694	356	337	855	411	403	2,606	65	3,267	94	2,708	73	3,374	104		
5	瀬戸市	109	105	91	105	86	75	499	36	631	50	517	39	661	54		
6	半田市	84	67	60	91	79	76	591	54	729	37	604	24	748	37		
7	春日井市	946	292	252	931	299	267	2,277	149	3,003	214	2,287	148	2,997	208		
8	豊川市	1,174	114	106	1,088	147	131	924	61	1,191	93	933	62	1,194	101		
9	津島市	164	130	115	198	107	89	380	11	507	16	401	14	531	19		
10	碧南市	124	33	28	110	36	30	214	12	258	17	188	11	226	15		
11	刈谷市	488	80	68	1,511	61	54	498	19	631	31	495	20	611	29		
12	豊田市	1,320	253	235	1,631	361	334	1,722	143	2,277	241	1,784	168	2,379	307		
13	安城市	213	98	93	279	110	102	608	27	742	51	611	32	734	61		
14	西尾市	130	77	69	181	117	100	454	19	588	26	488	26	633	42		
15	蒲郡市	71	71	69	69	69	65	474	6	541	10	485	8	554	15		
16	犬山市	154	30	30	150	35	26	226	10	292	19	220	—	279	—		
17	常滑市	131	26	25	157	24	23	198	7	239	7	188	6	222	6		
18	江南市	174	72	67	191	69	63	433	14	521	18	431	20	515	24		
19	小牧市	485	183	162	474	237	221	827	56	1,119	134	884	61	1,174	138		
20	稲沢市	253	86	66	313	106	88	506	19	641	34	523	20	654	39		
21	新城市	32	27	26	62	34	31	120	2	152	5	124	4	163	8		
22	東海市	197	100	90	407	127	109	631	29	808	32	652	29	828	32		
23	大府市	140	42	35	153	37	34	276	13	338	20	269	13	322	19		
24	知多市	158	57	49	193	48	41	343	15	467	28	349	11	471	22		
25	知立市	35	30	15	50	36	26	254	10	310	15	232	8	272	10		
26	尾張旭市	135	41	36	310	35	33	191	9	226	10	175	9	209	10		
27	高浜市	47	20	20	84	30	28	152	17	207	20	159	14	218	17		
28	岩倉市	19	18	17	27	27	26	282	18	336	24	277	17	325	21		
29	豊明市	73	41	36	107	62	52	243	13	313	24	243	17	304	33		
30	日進市	37	35	29	74	46	40	72	2	85	2	94	2	111	2		
31	田原市	55	17	17	106	25	25	88	3	108	3	92	4	111	4		
32	愛西市	77	44	42	85	41	40	191	4	218	4	198	5	229	5		
33	清須市	84	74	69	68	58	52	434	27	552	40	413	27	521	39		
34	北名古屋市	95	56	53	136	59	55	359	9	436	12	367	10	441	13		
35	弥富市	54	37	33	76	34	34	198	6	252	11	204	7	252	14		
36	みよし市	109	41	31	89	41	30	116	7	132	15	123	5	140	11		
37	あま市	133	108	99	132	98	96	543	10	660	21	550	15	680	23		
38	長久手市	48	19	18	51	31	27	93	5	112	6	106	4	124	5		
39	尾張	東郷町	55	17	15	78	20	20	79	4	104	5	84	5	106	6	
40		豊山町	36	16	16	39	13	12	79	1	87	1	82	2	92	2	
41		大口町	14	6	6	19	13	13	58	1	68	1	61	1	71	1	
42		扶桑町	69	17	16	281	14	14	97	0	124	0	96	0	121	0	
43		大治町	59	50	45	73	42	39	245	13	336	16	236	12	302	14	
44	海部	蟹江町	79	39	36	138	56	53	226	11	301	22	228	15	312	35	
45		飛島村	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	4	0	4	0	
46		知多	阿久比町	14	10	8	13	13	8	29	1	35	1	37	2	42	2
47			東浦町	38	24	22	142	23	22	107	4	118	4	112	3	124	3
48			南知多町	28	12	11	21	11	10	70	0	80	0	68	0	74	0
49	美浜町		15	12	12	10	5	5	84	0	92	0	83	0	90	0	
50	武豊町		49	29	24	114	20	2	127	1	147	1	126	3	151	5	
51	西三河	幸田町	15	3	13	13	2	11	54	3	71	5	55	3	75	4	
52	新城設楽	設楽町	2	2	2	6	4	4	12	0	14	0	13	0	15	0	
53		東栄町	3	0	0	4	1	1	2	0	2	0	3	0	3	0	
54		豊根村	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	4	1	4	1	

小さい子供がいて
フルタイムで
働けない



給料が低くて
生活できない



親の介護で
働けない



新型コロナで
収入が減った



ケガをして
働けない



生活保護の申請は 国民の権利です。

再就職が
決まらない



新型コロナで
仕事が見つかからない



持病が悪化して
働けない



私たちの
年金では
暮らせない



お困りの場合は お住まいの区役所保護課へ ご相談ください

札幌市 生活保護

検索

中央区保護一课 TEL 205-3274
北区保護一课 TEL 757-2517
東区保護一课 TEL 741-2479

白石区保護一课 TEL 861-2466
厚別区保護一课 TEL 895-2549
豊平区保護一课 TEL 822-2489
清田区保護課 TEL 889-2488

南区保護一课 TEL 582-4765
西区保護一课 TEL 641-6964
手稲区保護課 TEL 681-2549



作成: 札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階 TEL011-211-2992



さっぽろ市
04-F01-21-1167
R3-4-126

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

		扶養照会				車の保有（2020年度）					
		2019年度		2020年度		保有 世帯数	障害者の 通勤・通院 等	公共交通機関が困 難地域		深夜勤務等 の業務従事 者の通勤	その他
		照会した 世帯数	援助が受 けられた 世帯数	照会した 世帯数	援助が受 けられた 世帯数			居住者通勤	勤務先通勤		
愛知県合計		32,721	2,595	26,661	2,864	270	52	8	12	5	189
1	名古屋市	5,948	1,187	6,216	1,140	172	9	4	1	0	158
2	豊橋市	418	152	522	277	3	3	0	0	0	0
3	岡崎市	2,938	2	2,255	6	3	1	1	0	0	1
4	一宮市	5,920	0	-	-	8	5	0	2	0	1
5	瀬戸市	518	5	402	7	2	1	0	1	0	0
6	半田市	973	0	762	0	2	1	0	0	0	1
7	春日井市	3,277	2	3,187	0	3	2	0	1	0	0
8	豊川市	739	12	733	6	10	6	0	3	0	1
9	津島市	909	5	861	3	1	0	0	0	0	1
10	碧南市	617	1	295	1	3	1	0	0	0	2
11	刈谷市	352	90	307	88	2	2	0	0	0	0
12	豊田市	1,431	553	1,509	560	6	5	0	0	0	1
13	安城市	497	95	497	140	3	1	0	0	1	1
14	西尾市	301	87	334	92	9	3	1	1	1	3
15	蒲都市	318	145	328	160	0	0	0	0	0	0
16	犬山市	194	0	186	0	0	0	0	0	0	0
17	常滑市	134	3	139	3	0	0	0	0	0	0
18	江南市	988	0	1,687	132	1	1	0	0	0	0
19	小牧市	342	-	342	-	4	2	0	1	1	0
20	稲沢市	449	2	428	1	5	0	0	0	0	1
21	新城市	46	6	110	12	3	0	2	0	0	1
22	東海市	366	80	429	71	4	1	0	0	0	3
23	大府市	232	8	220	14	0	0	0	0	0	0
24	知多市	49	-	38	-	1	1	0	0	0	0
25	知立市	241	0	224	0	1	1	0	0	0	0
26	尾張旭市	493	0	479	1	1	0	0	0	0	1
27	高浜市	111	47	116	43	1	1	0	0	0	0
28	岩倉市	13	4	14	4	0	0	0	0	0	0
29	豊明市	325	0	406	0	4	3	0	0	1	0
30	日進市	57	1	56	1	5	0	0	1	0	4
31	田原市	17	0	20	1	4	0	0	0	0	4
32	愛西市	156	33	157	26	0	0	0	0	0	0
33	清須市	766	9	802	3	3	1	0	0	1	1
34	北名古屋市	296	11	314	9	1	0	0	0	0	1
35	弥富市	57	0	151	1	0	0	0	0	0	0
36	みよし市	139	0	178	0	2	0	0	0	0	2
37	あま市	737	0	632	0	0	0	0	0	0	0
38	長久手市	62	15	66	16	0	0	0	0	0	0
39	尾張	東郷町	59	0	61	0	0	0	0	0	0
40		豊山町	16	0	13	0	1	0	0	1	0
41		大口町	245	3	238	4	0	0	0	0	0
42	海部	扶桑町	245	3	238	4	0	0	0	0	0
43		大治町	227	1	203	0	1	1	0	0	0
44		蟹江町	174	0	169	2	0	0	0	0	0
45	知多	飛島村	5	0							

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		生活保護職員（ケースワーカー）数と平均在任年数（正規）									ケースワーカー１人あたりの担当数 （４月現在）									
		2019年4月現在			2020年4月現在			2021年4月現在			2019年		2020年		2021年					
		正規	非正規	正規在任年数 年 月	正規	非正規	正規在任年数 年 月	正規	非正規	正規在任年数 年 月										
愛知県合計・平均		666	13	—	—	662	11	—	—	672	10	—	—	—	—	—	—			
1	名古屋市		368	0	3	11	369	0	4	3	369	0	4	7	104	129	104	128	104	128
2	豊橋市		20	0	1	9	20	0	1	10	22	0	1	3	85	101	86	102	79	94
3	岡崎市		19	0	2	4	19	0	2	6	18	0	2	2	83	107	85	107	98	123
4	一宮市		32	0	2	8	32	0	2	10	32	0	2	4	80	102	81	102	82	102
5	瀬戸市		6	0	2	11	6	0	2	4	7	0	1	4	76	96	83	105	73	92
6	半田市		8	0	1	3	8	0	1	6	8	0	1	6	74	92	74	91	78	97
7	春日井市		28	0	2	8	28	0	3	2	29	0	3	0	83	111	81	107	79	104
8	豊川市		11	0	1	7	11	0	1	4	11	0	1	6	85	111	86	110	85	108
9	津島市		5	0	4	8	4	0	7	6	4	0	4	5	71	94	93	125	98	130
10	碧南市		6	0	2	10	4	2	2	9	4	2	1	9	42	54	54	65	47	57
11	刈谷市		7	0	1	6	7	0	1	11	8	0	2	2	70	88	71	90	61	76
12	豊田市		19	0	1	9	19	0	2	2	20	0	2	6	91	124	91	120	89	119
13	安城市		7	0	2	0	6	0	2	4	8	0	1	4	85	106	101	124	76	92
14	西尾市		6	0	1	4	6	0	1	4	6	0	1	6	71	92	74	96	81	106
15	蒲郡市		6	0	1	7	6	0	1	7	6	0	2	0	79	90	79	90	81	92
16	犬山市		3	0	1	6	3	0	1	0	3	0	1	4	79	101	76	98	74	94
17	常滑市		3	0	1	4	3	0	1	0	3	0	1	4	65	80	66	80	63	74
18	江南市		5	0	1	3	5	0	1	1	6	0	2	8	87	108	86	105	72	86
19	小牧市		10	0	2	4	10	0	3	4	11	0	1	9	79	106	81	109	80	106
20	稲沢市		7	0	3	0	7	2	3	0	7	2	3	0	73	92	72	92	75	93
21	新城市		3	0	0	0	3	0	1	0	3	0	1	0	38	48	40	50	41	54
22	東海市		7	2	2	5	8	0	2	8	8	0	2	6	91	117	79	100	81	102
23	大府市		4	0	1	0	4	0	1	6	4	0	1	9	72	89	69	85	67	81
24	知多市		6	0	1	6	6	0	1	8	6	0	1	3	61	84	57	78	58	79
25	知立市		4	4	1	3	4	3	1	6	4	3	1	9	75	91	64	78	58	68
26	尾張旭市		2	2	1	0	2	1	2	0	2	1	2	0	86	116	96	114	88	106
27	高浜市		3	0	2	0	3	0	2	0	3	0	0	8						

子ども医療費助成制度の実施状況

(2022 年 8 月現在 愛知県保険医協会調査)

※愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008 年 4 月実施)

※市町村名が**白抜き**:通院・入院とも 18 歳年度末まで自己負担・所得制限なしで実施

※市町村名が**グレー**:中学生以下に自己負担あり

※★印:18 歳年度末まで自己負担・所得制限なしで実施(予定を含む)

※◆印:自己負担あり(2 自治体) ※▲印:所得制限あり(2 自治体)

※**ゴチック**:2021 年愛知自治体キャラバン以降の変更部分。

市町村名	通院	入院
愛知県	義務教育就学前	中学校卒業
県基準を拡大	54 (100%)	47 (87%) (予定含む)
小卒まで無料	54 (100%)	—
中卒まで無料	53 (98%)	—
18 歳年度末まで無料	20 (37%) (予定含む)	45 (83%) (予定含む)
24 歳年度末まで無料	—	3 (6%)
1 名古屋	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 1 月実施)	18 歳年度末★
2 豊橋市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
3 岡崎市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
4 一宮市	中学校卒業	中学校卒業
5 瀬戸市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
6 半田市	18 歳年度末(中学生以上は 1 割の自己負担あり) ※市外の医療機関は償還払い◆	18 歳年度末★ ※市外の医療機関は償還払い
7 春日井市	中学校卒業	24 歳年度末(18 歳年度末以降は学生に限る・中学校卒業後は償還払い)★
8 豊川市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
9 津島市	18 歳年度末(中学校卒業後は所得制限あり)▲	18 歳年度末(中学校卒業後は所得制限あり)▲
10 碧南市	中学校卒業	中学校卒業→18 歳年度末★(中学校卒業後は償還払い)(2022 年 4 月実施)
11 刈谷市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
12 豊田市	中学校卒業	24 歳年度末(18 歳年度末以降は学生に限る、ただし大学院生は除く・中学校卒業後は償還払い)★
13 安城市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
14 西尾市	中学校卒業	中学校卒業→18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★(2022 年 4 月実施)
15 蒲郡市	中学校卒業→18 歳年度末★(2023 年 1 月実施予定)	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
16 犬山市	18 歳年度末(中学校卒業後は 1 割の自己負担) ※犬山市・江南市・大口町・扶桑町以外の医療機関は償還払い◆→18 歳年度末★(2022 年 4 月実施)	18 歳年度末(中学校卒業後は 1 割の自己負担) ※犬山市・江南市・大口町・扶桑町以外の医療機関は償還払い◆→18 歳年度末★(2022 年 4 月実施)
17 常滑市	中学校卒業	中学校卒業
18 江南市	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 10 月実施)	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 10 月実施)
19 小牧市	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 9 月実施)	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★→18 歳年度末★(2022 年 9 月から現物給付)
20 稲沢市	中学校卒業→18 歳年度末★(2023 年 4 月実施)	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★→18 歳年度末★(2023 年 4 月から現物給付)
21 新城市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
22 東海市	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 4 月実施)	24 歳年度末(18 歳年度末以降は学生に限る・中学校卒業後は償還払い)★

市町村名		通院	入院
23	大府市	中学校卒業→18 歳年度末(中学校卒業後は1割の自己負担)※市外の医療機関は償還払い◆(2022 年 10 月実施)	中学校卒業→18 歳年度末★(中学校卒業後、市外の医療機関は償還払い)(2022 年 10 月実施)
24	知多市	中学校卒業	中学校卒業→18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★(2022 年 4 月実施)
25	知立市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
26	尾張旭市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
27	高浜市	中学校卒業	中学校卒業
28	岩倉市	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 4 月実施)	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 4 月実施)
29	豊明市	中学校卒業	中学校卒業→18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★(2022 年 10 月実施)
30	日進市	中学校卒業	18 歳年度末★
31	田原市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
32	愛西市	18 歳年度末(中学校卒業後は1割の自己負担あり、2割は償還払い)◆ →18 歳年度末★(2022 年 4 月実施)	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★ →18 歳年度末★(2022 年 4 月から現物給付)
33	清須市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
34	北名古屋市	18 歳年度末★	18 歳年度末★
35	弥富市	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 4 月実施)	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 4 月実施)
36	みよし市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
37	あま市	中学校卒業	中学校卒業→18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★(2022 年 10 月実施予定)
38	長久手市	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)(中学校卒業後は所得制限あり)▲
39	東郷町	18 歳年度末★	18 歳年度末★
40	豊山町	18 歳年度末★	18 歳年度末★
41	大口町	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
42	扶桑町	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 9 月実施)	中学校卒業→18 歳年度末★(2022 年 9 月実施)
43	大治町	中学校卒業	中学校卒業
44	蟹江町	18 歳年度末★	18 歳年度末★
45	飛島村	18 歳年度末★	18 歳年度末★
46	阿久比町	中学校卒業	中学校卒業
47	東浦町	中学校卒業	中学校卒業
48	南知多町	18 歳年度末★	18 歳年度末★
49	美浜町	中学校卒業	中学校卒業
50	武豊町	中学校卒業	中学校卒業→18 歳年度末★(中学校卒業後は償還払い)(2023 年 4 月実施予定)
51	幸田町	中学校卒業	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
52	設楽町	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
53	東栄町	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
54	豊根村	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18 歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★

※18 歳年度末までの対象市町村で、中学校卒業後の就業者の対象可否(予定含む)

対象となる………名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、武豊町、幸田町

対象でない………津島市、弥富市、東郷町、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村

入院時食事療養費助成 *東栄町: 高校生のみ、自己負担無し

*北名古屋市: 6 歳到達年度末までの未就学児、1 万円の自己負担あり、市町村民税の所得割額が 57,700 円未満の世帯は全額助成(2021 年 4 月)

精神障害者医療費助成制度 市町村実施状況一覧表

(愛知県高齢福祉課資料より作成・2022年4月現在)

		通院		入院	
		精神疾患のみ	全疾患	精神疾患のみ	全疾患
愛知県基準		(1・2級かつ自立支援)	(未実施)	(1・2級)	(未実施)
1	名古屋市	(未実施)	◆		◆
2	豊橋市	☆	◆		◆
3	岡崎市	(未実施)	(1～3級かつ自立支援)		(1～3級)
4	一宮市	☆	◆		◆
5	瀬戸市	☆	(1・2級かつ自立支援)	8割(精神病診断者)	◆
6	半田市	☆	◆		◆
7	春日井市	☆	(1・2級かつ自立支援)		◆
8	豊川市	☆	◆		◆
9	津島市	☆	◆		◆
10	碧南市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
11	刈谷市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
12	豊田市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
13	安城市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
14	西尾市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
15	蒲郡市	☆	◆		◆
16	犬山市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
17	常滑市	☆	◆		◆
18	江南市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
19	小牧市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
20	稲沢市	☆	◆		◆
21	新城市	☆	◆	1／2(3級)	◆
22	東海市	☆	◆	(3級)	◆
23	大府市	☆	◆, (3級非課税者)	(3級課税者)	◆, (3級非課税者)
24	知多市	☆	◆	(3級)	◆
25	知立市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
26	尾張旭市	☆	(1・2級かつ自立支援)	1／2(精神病診断者)	◆
27	高浜市	☆	(1・2級かつ自立支援)	1／2(精神病診断者)	(1・2級かつ自立支援)
28	岩倉市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
29	豊明市	☆	(1～3級)		◆, 1／2 (3級)
30	日進市	☆	◆		◆
31	田原市	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
32	愛西市	★	(1～3級)	(精神病診断者)	(1～3級)
33	清須市	☆	(1～3級)		(1～3級)
34	北名古屋市	☆	(1・2級かつ自立支援)		◆
35	弥富市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
36	みよし市	☆, (3級), (精神病診断者)	◆	(3級、自立支援、精神病診断者)	◆
37	あま市	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
38	長久手市	☆	◆	(精神病診断者)	◆
39	東郷町	☆	◆	1／2(精神病診断者、3級)	◆
40	豊山町	☆	(1～3級)		(1～3級)
41	大口町	☆	◆	(精神病診断者)	◆
42	扶桑町	☆	◆	(精神病診断者)	◆
43	大治町	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
44	蟹江町	(3級かつ自立支援)	◆	(3級)	◆
45	飛島村	(未実施)	(1～3級)		(1～3級)
46	阿久比町	☆	◆		◆
47	東浦町	☆	◆	(3級)	◆
48	南知多町	☆	◆		◆
49	美浜町	☆	◆		◆
50	武豊町	☆	◆		◆
51	幸田町	☆	◆	1／2(3級, 自立支援)	◆
52	設楽町	☆	◆	1／2(自立支援)	◆
53	東栄町	☆	◆	1／2(精神病診断者)	◆
54	豊根村	☆	◆	1／2(精神病診断者) 食費1／2(1・2級)	◆
計		51	54	33	54

☆:自立支援受給者、◆:手帳(1・2級所持者)

後期高齢者福祉医療費給付制度の実施状況(ひとり暮らし高齢者)

(愛知県高齢福祉課・2022年4月現在)

市町村名	拡大の内容(ひとり暮らし高齢者)			現物給付	現金給付
	県に同じ	実施	実施内容		
愛知県基準			2008年3月廃止		
1 名古屋市	○			—	—
2 豊橋市		○	非課税者で低所得Ⅰのみ、税被扶養者対象外、同一敷地・隣接地に親族なし、親族から経済的援助なし	○	
3 岡崎市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
4 一宮市	○			—	—
5 瀬戸市	○			—	—
6 半田市		○	非課税者のみ、市内扶養義務者なし、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
7 春日井市		○	非課税のみ、市内親族なし、税被扶養者対象外	○	
8 豊川市		○	1/2助成、非課税者のみ		○ (自動償還)
9 津島市	○			—	—
10 碧南市		○	非課税者のみ(本人・税扶養者とも)、同一敷地・隣接地に親族がいない、親族から経済的援助なし	○	
11 刈谷市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
12 豊田市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、同一敷地や隣地・同一町内に6親等以内の親族なし、生活費の大半を受け取っていない	○	
13 安城市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、同一地番及び隣地に配偶者又は3親等以内の親族なし	○	
14 西尾市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、同一地番及び隣地に配偶者又は1親等以内の親族なし	○	
15 蒲郡市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
16 犬山市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
17 常滑市		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
18 江南市	○			—	—
19 小牧市		○	非課税者のみ、市内親族なし	○	
20 稲沢市		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
21 新城市		○	非課税者のみ、1/2助成		○ (自動償還)
22 東海市		○	非課税者のみ、施設入所者対象外	○	
23 大府市		○	非課税者のみ、親族なし(親族の範囲…三親等内の血族・姻族、配偶者)	○	
24 知多市		○	非課税者のみ、市内親族なし、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
25 知立市		○	非課税者のみ、税被扶養者、施設入所及び6か月以上の長期入院対象外、生活費の大半を受け取っていない	○	
26 尾張旭市	○			—	—
27 高浜市	○			—	—
28 岩倉市		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
29 豊明市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、施設入所者対象外、同一町内会親族なし	○	
30 日進市		○	施設入所者、税被扶養者対象外、遺族年金を所得判定に含む	○	
31 田原市		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
32 愛西市	○			—	—
33 清須市		○	非課税者のみ、市内親族なし、税被扶養者対象外	○	
34 北名古屋市	○			—	—
35 弥富市		○	非課税者のみ(非課税年金も所得とみなす)、父母・配偶者・子がいないこと、施設入所者・税被扶養者対象外	○	
36 みよし市		○	非課税者のみ	○	
37 あま市	○			—	—
38 長久手市	○			—	—
39 東郷町	○			—	—
40 豊山町		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、経済的援助を受けていない	○	
41 大口町		○	次の3つの要件に全て該当するもの ①非課税者②単身世帯③親・兄弟姉妹・配偶者・子・孫なし	○	
42 扶桑町		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外	○	
43 大治町		○	非課税者のみ	○	
44 蟹江町	○			—	—
45 飛島村		○	非課税者のみ、同一住所に配偶者又は親族なし、税被扶養者・施設入所者対象外	○	
46 阿久比町		○	非課税者のみ、同一住所に配偶者又は親族なし、施設入所者対象外	○	
47 東浦町		○	非課税者のみ、施設入所者対象外、隣地親族なし	○	
48 南知多町		○	非課税者のみ、税被扶養者対象外、町内親族なし、施設等入所者対象外、1/2助成		○
49 美浜町		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
50 武豊町		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外	○	
51 幸田町		○	非課税者のみ、施設入所者、税被扶養者対象外、町内に一親等以内の親族なし(親族が施設に入っている場合を除く)	○	
52 設楽町		○	低所得Ⅰのみ、施設入所者、税被扶養者対象外 県内入通院のみ1/2助成		○
53 東栄町	○			—	—
54 豊根村		○	低所得Ⅰのみ、施設入所者対象外1/2助成		○
計	14	40	40	35	5

後期高齢者福祉医療費給付制度の実施状況(ひとり暮らし高齢者を除く)

(愛知県高齢福祉課・2022年4月現在)

市町村名	県に同じ (※)	拡大・縮小の内容							現物給付	現金給付
		障害者	精神障害者			母子・父子等	高齢者	戦傷病者	その他	
		身体障害1～3級 4級(腎機能障害) 4～6級(進行性筋萎縮症) IQ50以下 自閉症状群	全額(1・2級)	全額(1・2級)	備考	児童扶養 手当準用	ねたきり・ 認知症の 非課税世帯	障害児福祉 手当準用		○
愛知県基準										
1 名古屋市		特別障害者手当(本人)の所得制限を準用、特定医療費受給者(指定難病)の方の中で、日常生活が著しい制限を受けると医師が証明した方を拡大	特別障害者手当(本人)の所得制限を準用	特別障害者手当(本人)の所得制限を準用			70～74歳の者を拡大、特別障害者手当(本人)の所得制限を準用(所得制限は年齢に関係なく適用)、介護保険の要介護度が2以下の者について医師証明を求める。(名称は福祉給付金)	70～74歳の者を拡大		○
2 豊橋市			(自立支援)		精神のみ					○
3 岡崎市			(3級かつ自立支援)	(3級)				所得制限なし		○
4 一宮市			(自立支援)		精神のみ			所得制限なし		○(自立支援の通院)
5 瀬戸市								所得制限なし		○(自立支援の通院)
6 半田市		知的障害者 IQ51以上IQ75以下 市民税非課税世帯のみ	(自立支援)					所得制限なし		○(自立支援の通院)
7 春日井市			(自立支援)							○
8 豊川市								所得制限なし		○
9 津島市			(自立支援)							○(自立支援の通院)
10 碧南市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○(精神の入院)
11 刈谷市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)				所得制限なし		○(1/2精神診断者入院)
12 豊田市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)			介護認定要介護3で非課税世帯	所得制限なし		○(精神病診断者の入院)
13 安城市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)				所得制限なし		○(精神病診断者の入院)
14 西尾市			(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○(入院、精神病診断者)
15 蒲郡市			(自立支援)							○
16 犬山市	○									○
17 常滑市			(自立支援)							○
18 江南市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○(通院・自立支援 入院・精神病診断者)
19 小牧市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○(自立支援・精神病診断者)
20 稲沢市			(自立支援)					所得制限なし		○(自立支援)
21 新城市			(自立支援)	1/2(3級)						○(精神入院、自立支援)
22 東海市			(自立支援)	(3級)						○(精神3級入院)
23 大府市			(3級非課税者、 自立支援)	(3級)						○(精神3級課税者入院)
24 知多市			(自立支援)	(3級)						○(3級入院)
25 知立市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)					○(自立支援、 1・2級)	○(1/2(精神病診断者))
26 尾張旭市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)					指定難病患者 等(入院)	○(精神病診断者の1/2入院、指定難病患者等の入院)
27 高浜市			(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○
28 岩倉市			(自立支援)	(精神病診断者)						○(自立支援の通院、精神病診断者の入院)
29 豊明市			(3級、自立支援)	1/2(3級)						○(精神3級入院)
30 日進市			(自立支援)							○
31 田原市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)	精神のみ					○(自立支援・1/2精神病診断者の入院のみ)
32 愛西市			(3級、自立支援、 精神病診断者)	(3級、自立支援、 精神病診断者)						○
33 清須市			(3級)	(3級)						○
34 北名古屋市			(自立支援)							○(自立支援の通院)
35 弥富市			(自立支援)	(自立支援、精神病 診断者)						○
36 みよし市			(3級、自立支援、 精神病診断者)	(3級、自立支援、 精神病診断者)						○
37 あま市	○									○
38 長久手市			(自立支援)	(精神病診断者)						○(自立支援の通院、精神病診断書の入院)
39 東郷町			(自立支援)	1/2(3級、 精神病診断者)						○(自立支援の通院、1/2精神病 診断者の入院)
40 豊山町		知的障害者 IQ51以上IQ75以下	(3級、自立支援)	(3級)						○
41 大口町			(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○
42 扶桑町			(自立支援)	(精神病診断者)				所得制限なし		○(入院 精神病診断者のみ)
43 大治町			(3級かつ自立支援)	(3級)						○
44 蟹江町			(3級)	(3級)						○
45 飛鳥村			(3級)	(3級)		所得制限なし				○
46 阿久比町			(自立支援)		精神のみ					○
47 東浦町			(自立支援)	(3級)	精神のみ					○
48 南知多町			(自立支援)		精神のみ		施設等入所者対象外			○
49 美浜町			(自立支援)		精神のみ					○
50 武豊町			(自立支援)		精神のみ					○
51 幸田町			(自立支援)	1/2(3級、 自立支援対象者)				所得制限なし		○(精神入院(3級、自立支援))
52 設楽町			(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○(自立支援の通院、1/2精神病 診断者の入院)
53 東栄町			(自立支援)	1/2(精神病診断者)						○
54 豊根村			(自立支援)	1/2(精神病診断者) 食費1/2(1・2級)	精神のみ			所得制限なし		○(自立支援、精神病診断者、食費)
計	2	3	50	36	9	1	3	16	1	48

※「県に同じ」は、ひとり暮らし、寝たきり、認知症、戦傷病者等も県制度と同様のものに限る。

就学援助の受給者数・予算額

(2021年愛知自治体キャラバンのまとめ)

- ①愛知県の就学援助受給率(2020年度)は8.4%と全国平均の半分程度に止まり、2021年度予算はさらに8.3%と減少している。
- ②2021年度見込みでは、豊橋市が15.4%、次いで名古屋市が13.2%、岩倉市が12.8%となっている。
- ③2020年度実績で10%以上の市町村は18自治体に止まっている。

市町村名	2019年度			2020年度			2021年度(見込み)		
	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)
合計	61,257	8.3%	4,781,004	61,976	8.4%	4,730,057	60,964	8.3%	5,425,829
1 名古屋	21,322	13.2%	1,566,494	21,504	13.3%	1,726,748	21,321	13.2%	1,895,778
2 豊橋市	4,995	15.9%	357,584	4,888	15.7%	404,370	4,774	15.4%	380,519
3 岡崎市	2,436	7.3%	237,366	2,487	7.5%	195,686	2,250	6.8%	270,033
4 一宮市	2,938	9.1%	289,693	3,018	9.4%	282,868	2,868	9.1%	283,415
5 瀬戸市	1,039	10.2%	73,800	1,010	10.1%	70,581	944	9.4%	88,535
6 半田市	1,079	11.0%	85,952	1,088	11.3%	84,006	1,050	11.1%	97,121
7 春日井市	2,703	10.4%	209,397	2,746	10.7%	214,764	2,750	10.8%	258,740
8 豊川市	1,318	8.6%	86,179	1,326	8.4%	82,213	1,370	8.7%	90,677
9 津島市	563	12.0%	38,903	499	11.0%	26,150	525	11.7%	41,130
10 碧南市	486	7.6%	37,673	506	8.3%	36,976	534	8.9%	41,975
11 刈谷市	774	6.1%	65,320	779	6.1%	69,870	824	6.4%	87,735
12 豊田市	3,085	8.6%	241,405	3,117	8.7%	153,104	3,072	8.7%	281,687
13 安城市	1,113	6.4%	87,855	1,210	7.0%	52,424	1,220	7.2%	100,000
14 西尾市	988	6.5%	89,222	1,285	8.5%	125,448	1,214	8.0%	122,326
15 蒲郡市	682	11.1%	64,897	738	12.1%	64,858	744	12.5%	68,204
16 犬山市	372	6.1%	30,167	407	6.9%	44,388	367	6.4%	42,815
17 常滑市	356	6.6%	29,782	376	6.9%	30,850	423	7.7%	34,848
18 江南市	885	10.7%	72,964	913	11.3%	65,200	850	10.6%	76,338
19 小牧市	1,196	9.4%	89,710	1,207	9.6%	79,873	995	7.9%	10,323
20 稲沢市	895	7.3%	69,054	924	8.6%	56,417	884	8.3%	78,839
21 新城市	391	10.6%	25,034	348	10.7%	19,741	329	10.3%	31,047
22 東海市	1,053	10.2%	84,313	961	9.2%	82,641	995	9.6%	87,490
23 大府市	484	5.8%	39,993	466	5.5%	42,989	471	5.5%	47,503
24 知多市	572	7.8%	49,876	535	7.5%	47,792	542	7.7%	51,575
25 知立市	483	8.1%	37,715	468	7.9%	35,467	460	7.8%	37,862
26 尾張旭市	768	10.6%	66,300	812	11.3%	64,000	820	11.6%	74,697
27 高浜市	364	7.8%	35,718	400	8.6%	33,203	406	8.8%	36,322
28 岩倉市	464	13.2%	33,423	451	13.0%	25,703	443	12.8%	41,353
29 豊明市	479	8.9%	49,072	552	10.5%	50,969	514	9.9%	55,565
30 日進市	563	6.5%	43,965	556	6.3%	36,715	576	6.4%	53,040
31 田原市	312	6.3%	27,263	332	6.7%	26,740	323	6.6%	31,831
32 愛西市	462	9.7%	32,746	467	10.1%	11,204	397	8.8%	35,249
33 清須市	517	9.0%	40,443	456	7.8%	37,049	497	8.5%	45,675
34 北名古屋市	790	10.7%	66,231	810	10.1%	62,136	825	10.2%	76,920
35 弥富市	300	8.7%	26,100	274	11.9%	18,546	280	8.2%	24,475
36 みよし市	339	5.8%	23,667	347	6.1%	21,404	331	5.8%	30,332
37 あま市	773	10.4%	59,738	782	10.6%	54,755	803	11.0%	70,062
38 長久手市	322	5.2%	26,441	362	5.8%	25,471	370	5.8%	27,100
39 東郷町	202	4.7%	16,590	214	5.0%	14,604	235	5.5%	23,425
40 豊山町	154	10.1%	6,649	145	9.4%	9,031	127	8.3%	15,000
41 大口町	139	6.5%	9,693	147	6.8%	8,291	171	7.8%	13,573
42 扶桑町	212	7.4%	16,754	222	7.7%	14,081	175	5.9%	19,719
43 大治町	218	7.0%	11,559	236	7.6%	12,407	243	7.8%	16,442
44 蟹江町	221	7.7%	15,267	181	6.4%	12,317	210	7.5%	18,122
45 飛鳥村	9	2.1%	882	9	2.1%	802	9	2.1%	644
46 阿久比町	173	6.1%	12,122	186	6.3%	12,503	175	5.7%	1,672
47 東浦町	433	10.2%	35,689	423	10.1%	25,549	456	10.8%	33,477
48 南知多町	100	9.4%	7,590	95	9.1%	9,157	98	9.6%	8,457
49 美浜町	120	7.7%	8,842	113	7.4%	7,397	94	6.4%	7,287
50 武豊町	351	9.1%	26,097	327	8.7%	23,235	331	8.9%	29,755
51 幸田町	233	5.6%	19,602	241	5.7%	14,813	250	6.0%	26,610
52 設楽町	22	10.0%	1,603	22	10.0%	1,798	21	10.0%	1,826
53 東栄町	5	3.5%	223	3	1.7%	211	4	2.4%	402
54 豊根村	4	0.1%	387	5	0.1%	542	4	0.1%	282

就学援助の対象基準・所得基準額・申請等について

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①生活保護基準の1.4倍の要求に対して、1.5倍3市町、1.45倍1市、1.4倍1市で、要望の1.4倍以上としているのは5市町村(9%)である。他は1.3倍以上1.4倍未満18市町(33%)、1.2倍以上1.3倍未満20市町(37%)となっている。基準の回答がないのが8市町村ある。
- ②相次ぐ生保基準の切り下げで、以前の基準で対応しているところは倍率が上がるなどしており、実際の判断は認定または所得基準額で見えていくことが大切と言える。
- ③申請窓口は、市町村窓口と学校の両方を利用できるのが35市町村(65%)あるが、市町村窓口のみが13市町村(24%)、学校のみが6市(11%)となっている。両方の窓口が必要と言える。

		就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付		
		生活保護基準の	支給対象者項目・生活保護基準引き下げへの対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可
合計		—	—	—	—	13	6	35
1	名古屋市	1.00			3,163,000		○	
2	豊橋市	1.30		2,254,000		○		
3	岡崎市	1.23	18年度1.26→19年度1.23	世帯数により変動			○	
4	一宮市	1.20	改定前の基準額にて算定している	世帯構成によって異なる				○
5	瀬戸市	1.25						○
6	半田市	1.30	※基準額は2018年度回答					○
7	春日井市	1.20	H25年7月時点の生活保護基準額を用いて算定					○
8	豊川市	1.27	2015年度から1.23を1.27に引き上げ					○
9	津島市	1.00	①～⑦・⑩の基準、引下げ前基準適用、H25年7月時点の生活扶助基準の見直し前の生活保護基準額の1.0倍			○		
10	碧南市	1.20	①～⑩	所得140万円以下は一律で認定				○
11	刈谷市		生活保護基準を審査の基準としていない					○
12	豊田市	1.30	1.3倍以上であっても民生委員の現状確認等で認められた場合は認定する				○	
13	安城市	1.20					○	
14	西尾市							○
15	蒲郡市	1.30	特別支援教育就学奨励費の支弁区分の算定に用いる基準額表を使用。基準を超えた場合でも事情があれば認定					○
16	犬山市	1.40	特別支援教育就学奨励費					○
17	常滑市	1.30						○
18	江南市	1.20	H25年度当初の生活保護基準で審査					○
19	小牧市	1.30						○
20	稲沢市	1.20				○		
21	新城市	1.30						○
22	東海市	1.30		世帯により算定のため算出不可				○
23	大府市	1.45				○		
24	知多市	1.30	②～⑧、⑩の基準を適用	基準生活費による				○

		就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付		
		生活保護の基準	支給対象者項目・生活保護基準引き下げへの対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可
25	知立市		児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている					○
26	尾張旭市	1.25	①～⑨の基準を適用					○
27	高浜市	1.0又は1.5	ひとり親家庭は1.5倍					○
28	岩倉市	1.20	①～⑧、⑩の基準を適用					○
29	豊明市	1.50				○		
30	日進市	1.50	①～⑨の基準を適用					○
31	田原市	1.25					○	
32	愛西市	1.20				○		
33	清須市	1.30				○		
34	北名古屋	1.20	①②③⑤⑥⑦⑩の基準を適用					○
35	弥富市	1.20						○
36	みよし市	1.30					○	
37	あま市		①～⑧、⑩の基準を適用			○		
38	長久手市	1.35						○
39	東郷町	1.30				○		
40	豊山町	1.20	②～⑧・⑩を適用、「生活扶助×1.2+住宅扶助(1.3倍認定額)+母子加算」			○		
41	大口町	1.20						○
42	扶桑町	1.20		定めていない				○
43	大治町	1.20						○
44	蟹江町	1.20		持家1,970,000 借家2,590,000	持家2,460,000 借家3,110,000			○
45	飛島村					○		
46	阿久比町	1.30						○
47	東浦町	1.30	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の基準を適用					○
48	南知多町	1.30						○
49	美浜町	1.30	①～⑩の基準を適用					○
50	武豊町	1.30						○
51	幸田町	1.50						○
52	設楽町		①③⑦などの基準を適用					○
53	東栄町		②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩の基準を適用			○		
54	豊根村		生活保護及び生活保護に準ずるものを教育委員会が認めたもの			○		

就学援助支給対象者項目

- ①生活保護受給者
- ②生活保護を停止または廃止された者
- ③市民税非課税または減免された者
- ④個人事業税または固定資産税が減免された者
- ⑤国民年金保険料が減免された者
- ⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者
- ⑦児童扶養手当が支給された者
- ⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者
- ⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者
- ⑩その他経済的に困窮している者

就学援助の支給項目

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①医療費については中学卒業までを無償にしている自治体を含め○にした。
 ②学用品費、修学旅行、医療費は全自治体で実施。
 ③クラブ活動費・生徒会費・PTA 会費は2010年度から対象となっているが、実施市町村はなお少ない。
 ④新たな援助項目、オンライン学習通信費の支給は10自治体(19%)。
 ⑤アルバムなど卒業記念品等の支給は、2019年9自治体(17%)から2021年17自治体(31%)に広がった。
 ⑥日本スポーツ振興センター掛け金については、改めて詳しい調査項目としたが、全ての児童の掛け金を公費負担しているところ「◎」が33自治体(61%)、就学援助の対象としているところ「○」が19自治体(35%)、支給対象としていないところは2自治体(4%)であった。

自治体名	学用品費		新入学準備金／新入学学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA 会費	校外活動費		給食費	医療費	日本スポーツ振興センター掛け金	メガネ・コンタクトレンズ代	卒業記念品（アルバム代等）	オンライン学習通信費	その他・備考
	学用品費	体育実技用具費								宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの							
合計	54	7	53	48	17	54	8	17	17	47	48	51	54	52	0	17	10	
1 名古屋市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	◎		○	○	生活指導文書費
2 豊橋市	○		○	○	○	○						○	○	○				生活指導文書費
3 岡崎市	○	○	○	○		○				○	○		○	◎				
4 一宮市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
5 瀬戸市	○		○		○	○				○	○	○	○	◎				
6 半田市	○		○			○					○	○	○	○				
7 春日井市	○		○		○	○				○	○	○	○	◎		○		
8 豊川市	○		○	○		○					○	○	○	○				
9 津島市	○		○	○		○						○	○	○				
10 碧南市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎				
11 刈谷市	○		○	○		○					○	○	○	○				
12 豊田市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○				自然教室、海外派遣
13 安城市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○				
14 西尾市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
15 蒲郡市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎				
16 犬山市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎		○	○	
17 常滑市	○		○			○				○		○	○	○				
18 江南市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎				
19 小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎		○	○	
20 稲沢市	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	◎		○		
21 新城市	○		○	○		○				○	○	○	○	○				
22 東海市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎		○		海外学習参加費
23 大府市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○			○	海外派遣、クラブ育成、
24 知多市	○		○	○		○				○	○	○	○	○			○	オンライン学習通信費等

自治体名	学用品費		新入学準備金／新入学学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	校外活動費		給食費	医療費	日本スポーツ振興センター掛け金	メガネ・コンタクトレンズ代	卒業記念品（アルバム代等）	オンライン学習通信費	その他・備考
	学用品費	体育実技用具費								宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの							
25 知立市	○	○	○	○		○				○	○	○	○	◎				転入学用品費
26 尾張旭市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	◎			○	
27 高浜市	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○				
28 岩倉市	○		○	○		○		○	○			○	○	◎		○	○	
29 豊明市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	◎		○		
30 日進市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎		○		
31 田原市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎		○		
32 愛西市	○		○	○		○					○	○	○					
33 清須市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎				
34 北名古屋	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	◎		○	○	
35 弥富市	○		○			○		○	○	○	○	○	○	◎				
36 みよし市	○		○	○		○				○	○	○	○	◎				
37 あま市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎				
38 長久手市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎		○		
39 東郷町	○		○	○		○		○	○	○	○		○	○		○	○	
40 豊山町	○		○	○		○				○	○	○	○	◎				卒業祝金
41 大口町	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	◎		○		
42 扶桑町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	◎		○		
43 大治町	○		○	○		○				○	○	○	○	◎				
44 蟹江町	○		○			○				○	○	○	○	◎				
45 飛島村	○		○	○		○			○	○	○	○	○	◎		○	○	
46 阿久比町	○		○	○		○				○	○	○	○	○				
47 東浦町	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○		○		
48 南知多町	○		○	○		○				○	○	○	○	○				
49 美浜町	○		○	○	○	○				○	○	○	○	◎				
50 武豊町	○		○	○	○	○				○	○	○	○	◎				
51 幸田町	○		○			○	○			○		○	○	○				
52 設楽町	○			○		○				○		○	○	◎				
53 東栄町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				検討中	
54 豊根村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	◎				

学校給食費への自治体独自補助

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①無償化を実施している豊根村をはじめ、なんらかの補助を実施しているのが19市町村(35%)、検討中が3市町(6%)。
 ②大口町、東栄町が半額補助。安城市・岩倉市・扶桑町が第3子以降無償化。岡崎市が4月分を無償化。
 ③12市町村が1食あたりまたは1月あたりの補助を実施。
 ④豊明市は材料費の10%を公費負担。

市町村名		学校給食費の市町村独自補助・減免措置	
		実施	検討
	合計	19	3
		実施内容	
1	名古屋市		
2	豊橋市		○
3	岡崎市	○	
4	一宮市		
5	瀬戸市		
6	半田市		
7	春日井市		
8	豊川市		
9	津島市	○	
10	碧南市	○	
11	刈谷市		
12	豊田市	○	
13	安城市	○	
14	西尾市		
15	蒲郡市		
16	犬山市		○
17	常滑市		
18	江南市		
19	小牧市		
20	稲沢市		
21	新城市		
22	東海市		
23	大府市		
24	知多市		
25	知立市		
26	尾張旭市		
27	高浜市		
28	岩倉市	○	
29	豊明市	○	
30	日進市		
31	田原市		
32	愛西市	○	
33	清須市		
34	北名古屋市		
35	弥富市		
36	みよし市		
37	あま市	○	
38	長久手市	○	
39	東郷町	○	
40	豊山町		
41	大口町	○	
42	扶桑町	○	
43	大治町	○	
44	蟹江町	○	
45	飛島村	○	
46	阿久比町		
47	東浦町		
48	南知多町		
49	美浜町		
50	武豊町		
51	幸田町		
52	設楽町	○	○
53	東栄町	○	
54	豊根村	◎	

保育施設等給食費への自治体独自補助

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①無償化を実施している新城市、東浦町、東栄町、豊根村はじめ、なんらかの補助を実施しているのが29市町村(54%)。
 ②設楽町は幼児副食費無償、愛西市は幼児副食費に3,500円を補助、豊川市は保護者負担3,000円。
 ③一宮市は3人以上入所世帯の児童全員の副食費無償化。西尾市、稲沢市、大口町は主食費を無償化したうえで副食費は国基準の減免を独自に拡大している。

市町村名		保育施設等給食費の市町村独自補助・減免措置		
		実施	検討	実施内容
	合計	29	1	
1	名古屋市			
2	豊橋市	○		18歳未満第3子以降の児童を対象に副食費を補助
3	岡崎市			
4	一宮市	○		①保育所等に入所する児童が3人以上世帯の1、2人目の副食費を無料（3人目以降は国基準で無料） ②18歳未満の児童が3人以上の世帯の3人目以降の幼児のうち、市民税所得割額が97,000円未満の世帯の副食費を無料
5	瀬戸市			
6	半田市			
7	春日井市			
8	豊川市	○		保育所、認定こども園、幼稚園に通う3歳以上児の保護者負担額を基本的に月額3,000円に減免 18歳未満の子を3人以上養育している世帯で、出生の早い順に数えて3番目以降の児童は無料
9	津島市			
10	碧南市	○		国基準の副食費月額4,500円を上回る実費分を補助
11	刈谷市	○		給食費免除の対象を、18歳未満で数えて第3子まで拡大。副食費のみでなく主食費も免除対象
12	豊田市	○		低所得者の主食費の減免、2号認定者については第3子の減免基準と世帯年収基準を国の基準を上回り設定
13	安城市	○		副食費補助の基準を保護者市民税所得割額77,101円未満まで対象者を拡大 高校卒業までの年次にある子が3人以上の世帯の3人目以降の園児の副食費無料
14	西尾市	○		保育園、公立幼稚園に通園している3歳以上児の主食代無料化 保護者が養育している18歳未満の児童で出生の最も早いものから数えて3番目以降の副食代を免除
15	蒲郡市		○	子育て世帯の負担軽減を考え、給食費の減額等の対応を検討
16	犬山市	○		国基準の減免対象者の給食費（主食費・副食費）を全額減免
17	常滑市			
18	江南市			
19	小牧市	○		同一生計の子のうち、出生順位3番目以降の子の副食費を免除
20	稲沢市	○		園児全員の主食費を無料 中学3年生から数えて第2子の副食費を無料（対象者：71,000円未満） 中学3年生から数えて第3子以降の副食費を無料（対象者：所得制限なし）
21	新城市	◎		保護者負担はない
22	東海市	○		国の定める年齢制限によらず、全ての第3子に無償化を実施
23	大府市			
24	知多市			
25	知立市	○		市町村民税所得割額が、77,101円未満世帯の子ども及び18歳以下の第3子以降は副食費の免除
26	尾張旭市			
27	高浜市			
28	岩倉市			
29	豊明市	○		市町村民税所得額合算額が77,101円未満の世帯の子どもを対象に副食費の減免
30	日進市			
31	田原市	○		18歳未満の児童がいる世帯の3人目以降の3歳以上の児童の主食、副食費を免除
32	愛西市	○		3歳以上児の副食費に対して月額3,500円を独自に補助
33	清須市	○		市民税所得割額77,100円～97,000円以下世帯の第2子
34	北名古屋市	○		保育施設、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所へ通う3歳～5歳児のうち年収360万円未満に相当する世帯の子ども、および第3子の給食費を無料
35	弥富市			
36	みよし市	○		主食費の減免実施、副食費減免の第3子判定範囲を18歳未満に拡充
37	あま市			
38	長久手市			
39	東郷町			
40	豊山町	○		全所得階層の第3子以降（18歳未満の子どもが3人以上いる場合で3人目以降）は無料
41	大口町	○		3歳以上児の主食費について、町内保育園の園児は無償、町外保育園・認定こども園及び幼稚園の園児
42	扶桑町			
43	大治町			
44	蟹江町			
45	飛島村	○		村内私立認定こども園の3歳以上児（飛島村在住に限る）に月額2,500円を補助
46	阿久比町			
47	東浦町	◎		2008年度から給食費無償
48	南知多町	○		同時入所児童について無償
49	美浜町	○		同一入所時第2子の副食費全額減免
50	武豊町			
51	幸田町			
52	設楽町	○		副食費全額町負担
53	東栄町	◎		給食費は徴収していない
54	豊根村	◎		無償化を実施

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		保育施設数														
		認可保育所		認定子ども園				地域型保育事業					認可外保育施設			
		公立	民間	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	家庭的	小規模A	小規模B	小規模C	事業所内	訪問型 居宅	全体数	うち	
															督基準 未滿	指導監 企業 主 導 型
	合計	709	615	217	9	2	1	26	273	46	0	17	1	778	357	226
1	名古屋市	95	336	71	4	21	0	19	141	37	0	7	0	237	134	82
2	豊橋市	4	37	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	24	7
3	岡崎市	35	18	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	29	9
4	一宮市	53	15	4	0	0	0	0	17	0	0	1	0	30	16	7
5	瀬戸市	12	14	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3
6	半田市	15	4	1	1	2	0	0	4	0	0	0	1	14	4	8
7	春日井市	29	19	5	1	0	0	0	15	0	0	0	0	40	21	9
8	豊川市	24	24	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	24	6	2
9	津島市	1	1	10	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0
10	碧南市	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	4	2
11	刈谷市	10	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	11	2
12	豊田市	53	9	21	0	0	0	0	2	0	0	2	0	67	9	22
13	安城市	13	21	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	10	10
14	西尾市	24	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	9	2
15	蒲郡市	15	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	5	0
16	犬山市	13	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	9	6	2
17	常滑市	10	1	4	0	0	0	0	2	2	0	2	0	3	2	0
18	江南市	18	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3	2
19	小牧市	15	6	2	0	0	0	0	16	1	0	0	0	17	9	2
20	稲沢市	18	12	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	12	7	5
21	新城市	15	0	0	0	15	0	0	2	0	0	0	0	5	0	1
22	東海市	18	1	2	0	0	0	0	10	0	0	0	0	17	1	9
23	大府市	12	11	2	1	0	0	0	4	0	0	0	0	12	2	1
24	知多市	11	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	3	2
25	知立市	10	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	8	4	3
26	尾張旭市	12	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	0	1
27	高浜市	1	7	3	0	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0
28	岩倉市	7	1	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	4	0
29	豊明市	9	4	1	0	0	0	0	4	0	0	1	0	5	3	0
30	日進市	10	5	2	0	1	1	0	7	1	0	0	0	3	0	7
31	田原市	17	1	3	0	17	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0
32	愛西市	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
33	清須市	12	3	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3	0	3
34	北名古屋市	10	0	2	0	0</										

市町村名		保育施設数														
		認可保育所		認定子ども園				地域型保育事業					認可外保育施設			
		公立	民間	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	家庭的	小規模A	小規模B	小規模C	事業所内	訪問型 居宅	全体数	うち	
															督基準未 満	指導監 企業 主 導 型
	合計	709	615	217	9	2	1	26	273	46	0	17	1	778	357	226
1	名古屋市	95	336	71	4	21	0	19	141	37	0	7	0	237	134	82
2	豊橋市	4	37	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	24	7
3	岡崎市	35	18	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	29	9
4	一宮市	53	15	4	0	0	0	0	17	0	0	1	0	30	16	7
5	瀬戸市	12	14	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3
6	半田市	15	4	1	1	2	0	0	4	0	0	0	1	14	4	8
7	春日井市	29	19	5	1	0	0	0	15	0	0	0	0	40	21	9
8	豊川市	24	24	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	24	6	2
9	津島市	1	1	10	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0
10	碧南市	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	4	2
11	刈谷市	10	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	11	2
12	豊田市	53	9	21	0	0	0	0	2	0	0	2	0	67	9	22
13	安城市	13	21	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	10	10
14	西尾市	24	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	9	2
15	蒲郡市	15	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	5	0
16	犬山市	13	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	9	6	2
17	常滑市	10	1	4	0	0	0	0	2	2	0	2	0	3	2	0
18	江南市	18	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3	2
19	小牧市	15	6	2	0	0	0	0	16	1	0	0	0	17	9	2
20	稲沢市	18	12	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	12	7	5
21	新城市	15	0	0	0	15	0	0	2	0	0	0	0	5	0	1
22	東海市	18	1	2	0	0	0	0	10	0	0	0	0	17	1	9
23	大府市	12	11	2	1	0	0	0	4	0	0	0	0	12	2	1
24	知多市	11	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	3	2
25	知立市	10	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	8	4	3
26	尾張旭市	12	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	0	1
27	高浜市	1	7	3	0	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0
28	岩倉市	7	1	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	4	0
29	豊明市	9	4	1	0	0	0	0	4	0	0	1	0	5	3	0
30	日進市	10	5	2	0	1	1	0	7	1	0	0	0	3	0	7
31	田原市	17	1	3	0	17	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0
32	愛西市	4	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
33	清須市	12	3	3	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3	0	3
34	北名古屋市	10	0	2	0	0	0	1	10	1	0	0	0	10	4	4
35	弥富市	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	みよし市	7	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	7	3	1
37	あま市	9	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	0	2
38	長久手市	7	4	0	0	0	0	2	4	0	0	1	0	14	5	8
39	東郷町	5	5	0	0	1	0	0	3	1	0	0	0	3	0	0
40	豊山町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	大口町	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0
42	扶桑町	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
43	大治町	0	4	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0
44	蟹江町	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	飛島村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	阿久比町	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
47	東浦町	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	2
48	南知多町	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
49	美浜町	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	武豊町	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	1
51	幸田町	8	0	1	1	0	0	0	3	1	0	1	0	3	1	0
52	設楽町	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	東栄町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	豊根村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

障害者の入所施設・グループホームの設置数・待機者数等

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

入所待機者総数は1,249人と昨年の1,247人から2人増加した。前年に把握していなかった一宮が今年度に90人の待機があるとの回答があったためである。全体としては、名古屋、豊橋のみ増加しているが6市では減少している。
グループホーム設置数は1,237と168%、共同生活援助支給決定数は8,277人、前年7,110人の1,167人増加の116%。

市町村名	(1)入所施設			(2)グループホーム			
	入所施設 設置数	入所 待機者数	待機者数の 対前年比(%)	グループホーム 設置数	対前年比 (%)	共同生活援助 支給決定数	対前年比 (%)
1 名古屋市	16	399	107.8	639	116	3,362	116
2 豊橋市	5	93	145.3	38	111.8	460	121.1
3 岡崎市	5	把握していない		32	114	222	148
4 一宮市	3	90	昨年度把握せず	96	126.3	436	115.3
5 瀬戸市	1	30	100	10	111	132	114
6 半田市	1		100	12	109	158	110
7 春日井市	6	120	100	45	112.5	307	121.8
8 豊川市	3	44	83	17	106	225	114
9 津島市	2	130	100	13	108	83	127
10 碧南市	0	把握していない		5	125	53	110
11 刈谷市	2	把握していない		7	64	114	110
12 豊田市	4	把握していない		21	131	296	126
13 安城市	1	5	50	18	94.7	148	109.6
14 西尾市	2	150	100	22	100	137	109.6
15 蒲郡市	1	把握していない		9	128.6	85	107.6
16 犬山市	2	20	87	14	100	74	110
17 常滑市	0	把握していない		7	100	71	109.2
18 江南市	1	50	71	7	116	89	112
19 小牧市	2	7	43.8	20	125	133	115.7
20 稲沢市	2	把握していない		11	110	148	105
21 新城市	0	5		14	100	65	104.8
22 東海市	0			5	100	119	110.2
23 大府市	0			20	111.1	78	121.9
24 知多市	0			16	107	77	103
25 知立市	0			4	100	67	124
26 尾張旭市	0	把握していない		5	83.3	46	124.3
27 高浜市	0			6	120	38	106
28 岩倉市	0	把握していない		4	133.3	43	122.8
29 豊明市	1	43	93	7	117	60	118
30 日進市	1	把握していない		7	100	66	122
31 田原市	2	0	100	4	100	31	106.8
32 愛西市	0			8	114	117	119
33 清須市	0			5	100	63	126
34 北名古屋市	1	把握していない		8	130	65	140
35 弥富市	1	40	100	3	150	43	172
36 みよし市	1	23	109.5	8	100	19	118.8
37 あま市	0			11	110	97	119.8
38 長久手市	0			4	133	44	95.6
39 東郷町	0			3	75	33	165
40 豊山町	0			2	200	13	100
41 大口町	0			1	100	12	120
42 扶桑町	0			4	100	43	116
43 大治町	0	把握していない		10	125	46	100
44 蟹江町	0			4	100	48	109
45 飛島村	0	0		0	0	4	200
46 阿久比町	1	0		5	100	29	97
47 東浦町	3	把握していない		15	100	46	100
48 南知多町	0	0		4	100	28	108
49 美浜町	0			2	100	27	108
50 武豊町	0	0	0	2	100	36	109
51 幸田町	0	0		2	200	24	100
52 設楽町	1	把握していない		1	100	8	114
53 東栄町	1	0		0	0	6	100
54 豊根村	0	0	0	0	0	3	100
合 計		1,249		1,237		8,277	

任意予防接種事業 実施状況

(2022年4月現在・愛知県保険医協会調査)

【インフルエンザ】19市町村(35.2%)。岡崎市、江南市、稲沢市、清須市、弥富市、幸田町が新たに助成を開始した。
無料実施は知多市、南知多町、設楽町。
【おたふくかぜ】22市町村(40.7%)が実施。無料実施は小牧市、飛島村、豊根村。2回の助成を実施しているのは、豊橋市、刈谷市、常滑市、大府市、豊明市、飛島村、東栄町、豊根村。
【带状疱疹】7市町村(13.0%)蒲郡市、稲沢市、大府市、豊山町、飛島村が新たに助成を開始した。
【MRワクチン】5市町村(9.3%)岡崎市、豊田市、小牧市、みよし市、幸田町が助成を実施している。
【小児がん治療など特別の理由による任意予防再接種】53市町村(98.1%)。昨年調査(49市町村)から4市町村増加。全額助成・上限なし助成は9市町村。

記号はそれぞれ次の通り。◎: 自己負担無料で実施、○: 助成を実施、—: 任意での助成制度はなし
今年度より新たに実施されたもの、制度をやめたものはゴシックで表記した

		イン フル エン ザ	お た ふ く か ぜ	M R ワ ク チ ン	特 別 の 理 由 に よ る 再 接 種	帯 状 疱 疹
合計(予定含む)		19	22	5	53	7
無料実施		3	3	0	9	0
1	名古屋市	—	○	—	◎	○
2	豊橋市	—	○ _{2回}	—	◎	—
3	岡崎市	○	○	○	◎	—
4	一宮市	—	—	—	○	—
5	瀬戸市	—	—	—	○	—
6	半田市	—	—	—	○	—
7	春日井市	—	○	—	○	—
8	豊川市	—	○	—	○	—
9	津島市	—	—	—	○	—
10	碧南市	—	—	—	○	—
11	刈谷市	—	○ _{2回}	—	○	○
12	豊田市	—	○	○	○	—
13	安城市	○	—	—	○	—
14	西尾市	—	—	—	○	—
15	蒲郡市	—	○	—	○	○
16	犬山市	—	○	—	○	—
17	常滑市	—	○ _{2回}	—	○	—
18	江南市	○	—	—	○	—
19	小牧市	—	◎	○	○	—
20	稲沢市	○	○	—	○	○
21	新城市	—	—	—	○	—
22	東海市	○	○	—	○	—
23	大府市	○	○ _{2回}	—	○	○
24	知多市	◎	—	—	○	—
25	知立市	—	—	—	○	—
26	尾張旭市	—	—	—	○	—

		イン フル エン ザ	お た ふ く か ぜ	M R ワ ク チ ン	特 別 の 理 由 に よ る 再 接 種	帯 状 疱 疹
27	高浜市	—	—	—	○	—
28	岩倉市	—	—	—	○	—
29	豊明市	○	○ _{2回}	—	○	—
30	日進市	—	—	—	○	—
31	田原市	—	○	—	○	—
32	愛西市	—	—	—	○	—
33	清須市	○	—	—	○	—
34	北名古屋市	—	—	—	○	—
35	弥富市	○	—	—	○	—
36	みよし市	—	○	○	○	—
37	あま市	○	—	—	○	—
38	長久手市	—	—	—	○	—
39	東郷町	—	—	—	○	—
40	豊山町	○	—	—	○	○
41	大口町	—	—	—	○	—
42	扶桑町	—	—	—	○	—
43	大治町	—	—	—	○	—
44	蟹江町	○	—	—	○	—
45	飛島村	○	◎ _{2回}	—	◎	○
46	阿久比町	—	—	—	◎	—
47	東浦町	—	—	—	○	—
48	南知多町	◎	—	—	◎	—
49	美浜町	—	—	—	◎	—
50	武豊町	—	—	—	○	—
51	幸田町	○	○	○	○	—
52	設楽町	◎	○	—	◎	—
53	東栄町	○	○ _{2回}	—	—	—
54	豊根村	○	◎ _{2回}	—	◎	—

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業詳細

(2022年4月現在・愛知県保険医協会調査)

○任意接種への独自の助成を行っているのは、28 市町村(51.9%)。新たに津島市、飛島村が助成を開始。

○定期接種対象者への個別通知を行っているのは、52 市町村(96.2%)。新たに東海市が開始。

○定期接種の対象者は下記の通り。

・過去にニューモバックス NP(23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を接種したことがない方で、当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる方。

・60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIV による免疫機能障害があり、日常生活活動が極度に制限される方。

※任意接種・対象者の拡大欄で、①条件者とは『心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIV による免疫機能障害があり、身体障害者1級保持者、またはそれに相当する方』

市町村名	定期接種		任意接種				
	個別通知	自己負担	実施	対象者	ワクチンの制限	自己負担	2 回目以降の助成
合計	52	—	28	—	—	—	4
1 名古屋市	×	4,000	○	65 歳以上	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
2 豊橋市	○	2,000	×				
3 岡崎市	○	2,000	×				
4 一宮市	○	2,000	×				
5 瀬戸市	○	2,500	○	70 歳以上 5 年以内未接種者 60～69 歳(65 歳除く)で基礎疾患があり医師が必要と判断	ニューモバックス 23 のみ	2,500	×
6 半田市	○	2,000	×				
7 春日井市	○	2,400	○	65 歳以上の未接種者および 60～64 歳で①条件者の未接種者	制限無し	医療機関による	×
8 豊川市	○	2,000	○	75 歳以上の未接種者及び、65 歳以上 75 歳未満の①条件者	制限無し	医療機関による	×
9 津島市	○	2,000	○	65 歳以上で 5 歳刻みの年齢の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×
10 碧南市	○	2,500	×				
11 刈谷市	○	2,500	○	満 65 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×
12 豊田市	○	2,000	×				
13 安城市	○	2,500	×				
14 西尾市	○	2,500	○	65 歳以上の 5 年以内の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×
15 蒲郡市	○	2,000	×				
16 犬山市	○	2,000	○	75 歳以上の未接種者及び、65 歳以上 75 歳未満の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
17 常滑市	○	4,000	○	66 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
18 江南市	○	2,000	○	75 歳以上の未接種者及び、65 歳以上 75 歳未満の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
19 小牧市	○	2,000	×				
20 稲沢市	○	3,800	○	65 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	3,800	×
21 新城市	○	2,000	×				

22	東海市	○	1,100	○	65 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	1,100	×
23	大府市	○	1,000	×				
24	知多市	○	2,400	○	65 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,400	×
25	知立市	○	2,500	×				
26	尾張旭市	○ (65 歳のみ)	2,500	○	5 年以内未接種者で 70 歳以上、60 歳～69 歳で医師が必要と判断した者	ニューモバックス 23 のみ	2,500	×
27	高浜市	○	2,500	×				
28	岩倉市	○	2,500	○	65 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	3,500	×
29	豊明市	○	2,500	×				
30	日進市	○	2,500	○	5 年以内未接種者で 65 歳以上	制限無し	医療機関による	○
31	田原市	○	2,000	×				
32	愛西市	○	2,000	×				
33	清須市	○	2,500	×				
34	北名古屋	○	2,500	○	65 歳以上の未接種者及び、60～64 歳の①条件者で未接種者	ニューモバックス 23 のみ	4,230 (指定医療機関 以外は医療機関 による)	×
35	弥富市	○	2,000	×				
36	みよし市	○ (65 歳のみ)	2,000	×				
37	あま市	○	2,000	×				
38	長久手市	○	2,500	×				
39	東郷町	○	2,500	×				
40	豊山町	○	2,500	×				
41	大口町	○	2,000	○	66 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
42	扶桑町	○	2,000	○	75 歳以上で未接種者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
43	大治町	○	2,000	×				
44	蟹江町	○	2,000	×				
45	飛島村	○	2,000	○	70 歳以上で 5 年刻みの年齢の未接種者	制限無し	医療機関による	○
46	阿久比町	×	2,000	○	65 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×
47	東浦町	○	2,000	○	65・70・75 歳以上未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×
48	南知多町	○	2,600	○	65 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,600	×
49	美浜町	○ (65 歳のみ)	3,000	○	65 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	3,300	×
50	武豊町	○	2,500	○	75 歳以上の未接種者及び、65 歳以上 75 歳未満の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
51	幸田町	○	2,000	×				
52	設楽町	○	医療機関による	○	76 歳以上未接種者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×
53	東栄町	○	医療機関による	○	65 歳以上	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	○
54	豊根村	○	協力医療機関は無料、それ以外 8,000 円助成	○	65 歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	○

産婦健診実施状況一覧

(2022 年 4 月現在・愛知県保険医協会調査)

実施市町村:54 市町村(100%)。

・助成回数が 2 回:23 市町村(43%)。昨年調査時から 3 市町が助成回数を拡充。

・一人あたりの助成額はすべての市町村で 1 回 5,000 円。

市町村	回数	助成対象期間	対象医療機関	事業開始日
1 名古屋市	2	産後 8 週以内	すべて	2017 年 10 月
2 豊橋市	2	1 回目 産後 4 週以内 2 回目 産後 8 週以内	すべて	2018 年 6 月
3 岡崎市	1	産後 8 週以内	すべて	2019 年 4 月
4 一宮市	1	産後 8 週以内	すべて	2019 年 4 月
5 瀬戸市	1	産後 8 週以内	すべて	2018 年 4 月
6 半田市	1	産後 8 週以内	すべて	2008 年 4 月
7 春日井市	2	産後 8 週以内	すべて	2020 年 4 月
8 豊川市	1	産後 8 週以内	すべて	2015 年 4 月
9 津島市	1	産後 8 週以内	すべて	2018 年 7 月
10 碧南市	1	産後 8 週以内	すべて	2013 年 4 月
11 刈谷市	2	産後 8 週以内	すべて	2019 年 4 月
12 豊田市	2	産後 8 週以内	すべて	2009 年 4 月
13 安城市	1	産後 2 カ月以内	すべて	2008 年 4 月
14 西尾市	1	産後 2 カ月以内	すべて	2009 年 4 月
15 蒲郡市	1	産後 8 週以内	すべて	2018 年 4 月
16 犬山市	2	産後 2 カ月以内	すべて	(拡充) 2022 年 4 月
17 常滑市	2	産後 8 週以内	すべて	2019 年 4 月
18 江南市	1	産後 2 カ月以内	すべて	2007 年 4 月
19 小牧市	2	産後 8 週以内	すべて	2018 年 4 月
20 稲沢市	1	産後 8 週以内	すべて	2019 年 4 月
21 新城市	1	産後 8 週以内	すべて	2015 年 4 月
22 東海市	2	産後 8 週以内	すべて	2007 年 4 月
23 大府市	2	産後 2 カ月以内	すべて	2007 年 4 月
24 知多市	2	産後 8 週以内	すべて	2007 年 4 月
25 知立市	1	産後 8 週以内	すべて	2008 年 4 月
26 尾張旭市	1	産後 8 週以内	すべて	2017 年 4 月
27 高浜市	2	産後 8 週以内	すべて	2015 年 4 月
28 岩倉市	2	産後 8 週以内	すべて	(拡充) 2022 年 4 月
29 豊明市	2	産後 8 週以内	すべて	2018 年 4 月
30 日進市	1	産後 8 週以内	すべて	2017 年 4 月
31 田原市	2	産後 8 週以内	すべて	2017 年 4 月
32 愛西市	2	産後 8 週以内	すべて	2019 年 4 月
33 清須市	1	産後 8 週以内	すべて	2017 年 4 月
34 北名古屋市	1	産後 8 週以内	すべて	2017 年 4 月
35 弥富市	1	産後 8 週以内	すべて	2018 年 4 月
36 みよし市	2	産後 8 週以内	すべて	2020 年 4 月
37 あま市	1	産後 8 週以内	すべて	2016 年 4 月
38 長久手市	1	産後 8 週以内	すべて	2016 年 4 月
39 東郷町	1	産後 8 週以内	すべて	2017 年 4 月
40 豊山町	1	産後 8 週以内	すべて	2017 年 4 月
41 大口町	2	1 回目 産後 4 週以内 2 回目 産後 8 週以内	すべて	2014 年 4 月
42 扶桑町	2	産後 8 週以内	すべて	(拡充) 2022 年 4 月
43 大治町	1	産後 8 週以内	すべて	2017 年 4 月
44 蟹江町	1	産後 8 週以内	すべて	2016 年 4 月
45 飛島村	2	産後 8 週以内	すべて	2009 年 4 月
46 阿久比町	1	産後 8 週以内	すべて	2008 年 4 月
47 東浦町	1	産後 8 週以内	すべて	2007 年 4 月
48 南知多町	2	1 回目 産後 4 週以内 2 回目 産後 8 週以内	すべて	2009 年 4 月
49 美浜町	1	産後 8 週以内	すべて	2008 年 4 月
50 武豊町	1	産後 2 カ月以内	すべて	2008 年 4 月
51 幸田町	1	産後 8 週以内	すべて	2019 年 4 月
52 設楽町	1	産後 8 週以内	すべて	2013 年 4 月
53 東栄町	2	産後 8 週以内	すべて	2013 年 4 月
54 豊根村	2	産後 8 週以内	すべて	2011 年 4 月

妊産婦歯科検診実施状況一覧

(2021年愛知県保険医協会調査)

市町村名		妊産婦歯科検診							備考
		妊娠中1回	妊娠～ 出産1回	妊婦1回・ 産婦1回	個別	集団	集団検診		
							のべ箇所数	のべ回数	
1	名古屋市			○	○				
2	豊橋市		○		○				
3	岡崎市			○	○				
4	一宮市		○		○				
5	瀬戸市		○		○				
6	半田市	○			○				
7	春日井市		○		○				
8	豊川市			○		○			
9	津島市			○		○	1カ所	6回	
10	碧南市	○			○				
11	刈谷市			○	○				
12	豊田市			○	○				
13	安城市			○	○				
14	西尾市	○			○				
15	蒲郡市	○			○				
16	犬山市			○		○			
17	常滑市	○			○				
18	江南市		○		○				
19	小牧市			○	○	○	1カ所	44回	
20	稲沢市			○		○	1カ所	12回	
21	新城市		○		○				
22	東海市			○		○	1カ所	30回	
23	大府市		○		○				
24	知多市			○		○	1カ所	36回	・産婦歯科健診(3か月健診と 同時実施)24回 ・妊産婦歯科相談12回
25	知立市		○		○				
26	尾張旭市		○		○				
27	高浜市	○			○				
28	岩倉市		○		○				
29	豊明市		○		○				
30	日進市		○		○				
31	田原市	○			○				
32	愛西市	○			○				
33	清須市		○		○				
34	北名古屋市			○	○				
35	弥富市			○					
36	みよし市			○	○				
37	あま市	○				○	3カ所	7回	
38	長久手市		○		○				
39	東郷町		○		○				
40	豊山町			○		○	1カ所	4回	R2年はコロナの影響で1回中止と なったため3回/年
41	大口町	○			○				
42	扶桑町	○					1カ所	6回	
43	大治町			○	○				
44	蟹江町	○			○				
45	飛島村	○			○				個別は妊娠中、集団は妊娠中および 産後7ヶ月未満
				○		○	1カ所	6回	
46	阿久比町	○			○				
47	東浦町			○					
48	南知多町	○			○				
49	美浜町	○			○				
50	武豊町		○		○				
51	幸田町			○	○				
52	設楽町			○	○				
53	東栄町	○			○				
54	豊根村			○	○				

75 歳以上の医療費患者負担 2 割引き上げをはじめ、
これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書 (案)

政府は、今年 10 月から「75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化」を実施する予定である。さらに 6 月に閣議決定した骨太の方針 2022 では、コロナ危機で弊害が噴出した社会保障削減路線を継続する姿勢を示している。

しかし、高齢者には、複数・長期・重度といった病気の特徴がある。このため、75 歳以上の高齢者の自己負担額は、窓口負担が原則 1 割の現在でも、社会保障審議会医療保険部会資料によると、75 歳以上高齢者は 75 歳未満と比べて、受診率は、外来で 2.4 倍、入院で 6.2 倍であり、医療費も外来で 3.5 倍、入院で 6.6 倍など、3 割負担の現役世代より重い実態がある。

物価高騰による生活困難の影響は、特に高齢の低所得の世帯に大きいとされており、そこに年金引き下げによる収入減が加わり高齢者の生活は困難を極めている。こうした状況のもとでの医療費窓口負担 2 割化は、高齢者の受診抑制を深刻化させ、いのち、健康を脅かすものである。

このため、国においては、75 歳以上の医療費患者負担 2 割引き上げをはじめ、これ以上の医療費患者負担増の計画を中止するよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや
出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書(案)

2021 年 6 月、国保運営方針に「保険料水準の統一」と「市町村独自の法定外繰入の解消」を明記させる「国民健康保険法の一部改正案」が成立した。この動きにたいして、全国市長会・全国町村会は、「地方分権の趣旨に反する」「国が一方的に論議を押し付けることは受け入れられない」と批判し、全国知事会も社会保障審議会医療保険部会で、「具体化にあたっては、地方との十分な論議が必要で、強制すべきでない」と意見をあげている。市町村の自主性を堅持するためにも、国民健康保険に対する国の財政支援は重要である。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982 年には 50%あったが、2022 年度は 37.1%となっており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額は不可欠である。

また、国民健康保険法では、「保険者は(中略)傷病手当金の支給その他保険給付を行うことができる」(第 58 条 2 項)としており、保険者に委任される任意給付となっている。傷病手当支給制度は、新型コロナウイルス感染症対策として、2020 年に国民健康保険での制度が作られた。しかし、多くの市町村では事業主は対象外であることや新型コロナウイルス感染症以外の傷病については対象となっていないことなど、恒常的な制度とすることが求められる。

出産手当制度に関しては、上記「国民健康保険法の一部改正」では、参院で附帯決議が採択され、「少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方を検討すること」という項目が明記された。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

- 1.国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、市町村が保険料(税)を引き上げることのないよう、十分な保険者支援を行うこと。
- 2.国民健康保険に出産手当金を給付できるよう予算措置を行うこと。
- 3.国民健康保険の傷病手当金に事業主を加え、対象傷病を新型コロナウイルス感染症に限定しない恒常的な制度とするよう予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

介護保険制度の改善を求める意見書(案)

介護保険が始まってから22年。この間、65歳以上加入者の保険料は2倍以上、利用者2割、3割負担の導入など国民の負担は増え続け、政府が掲げる「介護離職ゼロ」とは裏腹に介護のための離職者は毎年約10万人に及ぶなど、「介護の社会化」とは正反対の状況が続いている。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、事態をいっそう深刻にし、新たな介護弱者を生み出し、介護現場では経営難と深刻な人手不足が続いている。

今、まさに、このような加入者、利用者、事業者、事業所、介護従事者が抱えている困難を解決するため緊急の改善策が求められている。

ところが、政府は2023年通常国会に向けて、利用者負担の原則2割化などの利用者負担増、ケアプランの有料化、要介護1・2の訪問介護等の総合事業への移行など、いっそうの給付削減、利用者負担増をすすめるようとしており、到底容認できない。

よって、国においては介護保障を充実するために、次の事項の改善を求める。

- 1.安心して介護サービスを提供できるよう新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
 - 2.新たな給付削減・負担増はこなわず、拡大・軽減すること。
 - ①利用料の2割負担、3割負担を1割に戻すこと。低所得者の利用料減免措置を講じること。
 - ②ケアプラン有料化、介護保険施設での多床室料の徴収など、これ以上の利用者負担増はしないこと。
 - ③総合事業に移行した要支援1・2の訪問介護等の「従前相当サービス」を現行の予防給付に戻すこと。要介護者に対象を広げないこと。
 - ④2021年8月から実施した補足給付の改定を取りやめ、「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。対象を認知症グループホーム、介護付き有料老人ホームなど特定施設に拡大すること。
 - ⑤訪問介護の回数による届出制限は中止すること。
 - 3.特別介護老人ホームの入所対象を要介護1以上に戻すこと。
 - 4.介護報酬を大幅に引上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。
 - 5.公費を投入して介護保険料を引き下げること。
 - 6.以上の制度改善、高齢者の介護保険料負担を軽減するために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

年金引き下げの中止、安心できる年金制度を求める意見書(案)

物価の高騰に加え医療や介護保険料負担が増える一方で、2022年度の年金は賃金が物価変動率を下回っているとして0.4%減額された。国民年金(基礎年金)は満額で月64,816円に引き下げられ、高齢者の生存権を脅かすものとなっている。また厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)も月額219,593円に減額、厚労省の発表した高齢者の最低日常生活費の平均額235,000円に満たない額となっており、「健康で文化的な生活」にはほど遠い状況にある。

「マクロ経済スライド」など長期にわたって年金を引き下げる仕組みを一掃し、憲法25条に基づくナショナル・ミニマム保障として、国民が安心できる年金制度となるよう次の事項の改善を求める。

- 1.年金の引き下げをやめ、「マクロ経済スライド」は廃止すること。
- 2.65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと
- 3.年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。
- 4.全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。
- 5.年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など加入者・受給者のために運用・充当すること。

以上、地方自治法第99条規定により、意見書を提出する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

介護従事者の労働環境の改善を求める意見書(案)

介護の現場は慢性的な人手不足が続いており、質の高いケアが提供できない状況である。人が足りず目が届かないことから転倒・骨折などの事故は後を絶たず、余裕がなくやりにくい介護ができないことが離職にもつながっている。

厚生労働省の調査「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計について」では、2025 年までに約 38 万人の介護人材が不足するとしている。介護現場の低賃金・過重労働は介護職員の離職を招き、2007 年には離職率が 21.6%にまで達し、それ以降も 16～17%と高い水準で推移している。

質の高い介護サービスを確保するためには、介護職が働き続けられる労働環境の整備が必要である。介護職の賃金は全産業平均より約 8 万円も低くなっており、これが離職に拍車をかけている。将来的にも必要不可欠な仕事である介護職の確保を行うためには、全産業平均までの賃金の引き上げが求められる。

介護施設の夜勤体制は、小規模施設はほとんどが一人体制となっており、仮眠はおろか、休憩時間すら取れない労働基準違反の状態が放置されている。1 人夜勤のプレッシャーが離職にもつながっている。1 人夜勤で他者の目がいないこと、介護職の精神的余裕がないことが、虐待にもつながっている。

障害者施設で、1 人夜勤中に職員が急死して利用者が朝まで放置となってしまう事例も起きている。1 人夜勤では利用者も職員も守れないことは明らかであり、早急な改善が求められる。夜勤は複救体制を基本に人員配置基準を見直し、複救配置できるよう国として財政支援を行う必要がある。

よって、国において、次の事項の改善を求める。

1.介護従事者の働く環境を改善すること。

①就業場所や職種を問わず、すべて介護従事者の給与を少なくとも全産業平均水準まで引き上げること。その財源は消費税以外の国費で賄うこと。

②介護施設における夜勤体制は複救配置を財政的に保障し、一人夜勤を解消すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

18 歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書(案)

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は 53 市町村(98%)が実施している。さらに、入院・通院とも「18 歳年度末まで無料」を 18 市町村(33%)が実施し、入院については 44 市町村(81%)が「18 歳年度末まで無料」としている。(2022 年 10 月 1 日時点)

厚労省の全国の実施状況調査でも、18 歳年度末までの助成を行っている自治体は、入院で 46%、通院で 42%と、全国的にも増加している(2020 年 4 月 1 日時点)。

このような現状を鑑みれば、18 歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは国民的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会など地方 3 団体も、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を国に求めている。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

1.子育て支援の観点から、国の責任で 18 歳年度末までの医療費無料制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる 「くらしの場」の整備を求める意見書(案)

2022年8月、日本が障害者権利条約を批准してから初めての審査会が行われた。強度の行動障害からロングショートを2年続けていて、いまだに落ち着ける居場所が見つからない男性。あるいは重度の障害があり医療的ケアが必要な障害者の家族から、グループホームの入所相談があっても受け入れ態勢がないために断らざるを得ない職員の耳元に、母親が必死で懇願する声が何度も聞こえてくる。

2019年に厚生労働省は国民の約7.6% (約964万人) が障害者との推計を出し、障害者の高齢化も指摘している。

障害者権利条約第19条(a)は、「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、およびどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」と定めている。

国は、住宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設なども不足し、多くの障害者が親の介護に依存せざるを得ない状況を改善する責務が権利条約上求められている。またグループホームでの生活が実現できたとしても、職員は一人夜勤で長時間拘束のうえに月に何泊もしなければならぬ状況に置かれており、障害者とそれを支える職員にとって、命を守る職員配置基準になっていない。親に依存するのではなく、障害者が希望する支援を受け、自分らしく暮らせる状況を早期に実現するため、次の事項の改善を求める。

1. 障害者が24時間365日、安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 福祉職場の人材不足解消のために、加算方式ではなく基本報酬単価を大幅に引き上げること。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にすること。
4. 前3項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

新型コロナウイルス感染症にかかわる 医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書(案)

長らくコロナ禍で、医療・介護・福祉・保育現場の負担が増え、病気休暇や退職者が増え、ますます人手不足が悪化している。感染拡大の影響による経営悪化から、スタッフの賃金カットにつながる事例も起きている。医療や介護・福祉・保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。医療・介護・福祉・保育職員が安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強化をするよう、次の事項の改善を求める。

1. 医療機関や介護・福祉・保育事業所に対し、新型コロナウイルス感染症に関する減収に対しての補填をすること。医療機関や介護・福祉事業所が倒産・廃業にならないように、少なくともコロナ禍以前の実績にもとづき診療報酬や介護報酬の概算払いをすること。概算払い、利用者負担を発生させない国独自の補助とすること。
2. 今後、新型コロナウイルスやその他の感染症のパンデミックにそなえ、地域医療構想に基づく病床の削減や安易な機能転換を行わず、感染症病床を増床し確保すること。
3. 医療・介護・福祉・保育職員の人員確保・離職防止のため、処遇を改善すること。「養成」・「復職支援」・「定着促進」を行うため、抜本的に予算・補助金を増額し、職員を増員すること。
4. マスクや消毒用アルコール液など、標準予防策に必要な資材がすべての医療機関、介護・福祉・保育事業所に行き渡るようにすること。また、安定的に確保・供給を図るため、利用者負担が増えない形で財政措置を強化し、介護・障害も対象とした「かかめ増し経費」への補助を継続すること。
5. 医療従事者だけでなく、すべての希望する介護・福祉・保育労働者にもワクチンを優先接種すること。ワクチン接種を望まない人への強制やハラスメントが起こらないよう、発信を強化すること。医療・介護・福祉・保育職員のPCR検査を公費で定期的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書(案)

子ども医療費助成は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。また、障害者医療費助成・精神障害者医療費助成や後期高齢者福祉医療費助成も、障害者や高齢者の医療を支える大切な施策となっている。これらの福祉医療制度はいずれも、愛知県民にとってかけがえの無い優れた制度である。

各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続するとともに、既に多くの市町村が独自に実施している子ども医療費助成の対象年齢の拡大、精神障害者医療費助成の対象拡大、ひとり暮らしの非課税高齢者の後期高齢者福祉医療費給付制度への適用など、愛知県の助成対象の拡充が求められている。

以上のことから、愛知県において、次の事項の改善を求める。

- 1.福祉医療制度(子ども、障害者、ひとり親家庭等、高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充すること。
- 2.18歳年度末までの医療費無料制度を実施すること。
- 3.精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げること。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を、精神障害者医療費助成の対象とすること。
- 4.後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にすること。当面、ひとり暮らしの非課税高齢者など後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

国民健康保険への愛知県独自の支援を求める意見書(案)

国の国民健康保険制度改革では、「所得水準が低い」「保険料負担が重い」など、国保の「構造的問題」を解決できるのかが大きな課題となってきた。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国保への事業費補助金を2014年度から廃止した。この事業は、県の2013年度事務事業評価調書で「必要性は高い」「体廃止の影響は大きい」と評価されている。

また、国保運営の都道府県単位化にともない、保険者としての愛知県には、国保の構造的問題解消のために、一層大きな役割が求められる。

したがって、愛知県において、次の事項の改善を求める。

- 1.国民健康保険への愛知県独自の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

新型コロナウイルス感染症にかかわる

医療・介護・福祉・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書(案)

長引くコロナ禍で、医療・介護・福祉・保育現場の負担が増えており、職員自身や家族の感染で休業者が増え、ますます人手不足が悪化している。感染拡大の影響による経営悪化から、スタッフの賃金カットにつながる事例も起きている。医療や介護・福祉・保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。医療・介護・福祉・保育職員が安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援を強化するよう、愛知県において、次の事項の改善を求める。

1. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望すること。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望すること。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援すること。
2. すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために実績払いの補助金や利用料等について、県が減収分を補填すること。介護・福祉・保育職員の人員確保・離職防止のため、処遇改善が可能となるよう報酬額の引き上げを国に要望すること。
3. マスクや消毒用アルコール液など、標準予防策に必要な資材がすべての医療機関、介護・福祉・保育事業所に行き渡るようにすること。また、安定的に確保・供給を図るため利用者負担が増えない形で財政措置を強化し、補助金を利用しやすいよう支援すること。
4. 医療従事者だけでなく、すべての希望する介護・福祉・保育職員にもワクチンを優先接種すること。ワクチン接種を望まない人への強制やハラスメントが起こらないよう、発信を強化すること。医療・介護・福祉・保育職員のPCR検査を公費で定期的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

地域の医療・介護の充実を求める意見書(案)

愛知県は県内を11の構想区域に分け、区域ごとに2025年における必要病床数を計算している。しかしこれはコロナ以前に立てられた計画であり、新型コロナウイルス感染症による感染症病床、高度急性期・急性期病床の必要性が高まっている状況は加味されていない。

新型コロナウイルス感染症の終息は見通しがつかず、今後もいつまた新たな感染症が発生するかわからない状況である。コロナ禍で入院できずに自宅で亡くなる事例も多発している。感染症や災害など不測の事態に対応するためには、普段から余裕ある病床数の確保と人員の配置が必要である。

地域医療介護総合確保基金は、2025年に向け、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題として、2014年度から消費増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置し、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施することとなっている。しかし愛知県においては、予算未執行分が多く多額の積立金となっている。各市町村や事業所に基金の周知を行い、医療介護従事者の確保や勤務環境の改善等への活用を促す必要がある。

以上のことから、愛知県において、次の事項の改善を求める。

1. 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保すること。感染症病床を増床し確保すること。
2. 地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事 宛

2022年・自治体キャラバン要望事項の実施状況チェックシート

※実施状況は、2022年のアンケート回答と、この冊子の該当ページで確認し、事前にご記入ください。

※要望項目の番号は、アンケート番号です。

要望項目／自治体名					
1. 介護	(2)①1)3)保険料減免の実施・実績	()ある()なし 21年実績 件	()ある()なし 21年実績 件	()ある()なし 21年実績 件	()ある()なし 21年実績 件
	(4)①③利用料減免の実施・実績	()ある()なし 21年実績 件	()ある()なし 21年実績 件	()ある()なし 21年実績 件	()ある()なし 21年実績 件
	(5)特養待機者数	要介護3以上 人 要介護1・2 人	要介護3以上 人 要介護1・2 人	要介護3以上 人 要介護1・2 人	要介護3以上 人 要介護1・2 人
	(11)①障害者控除認定書発行枚数	20年 枚 21年 枚	20年 枚 21年 枚	20年 枚 21年 枚	20年 枚 21年 枚
	(11)②障害者控除申請書又は認定書を送付しているか(2021年)	申請書 枚 認定書 枚	申請書 枚 認定書 枚	申請書 枚 認定書 枚	申請書 枚 認定書 枚
2. 国保	保険料(税)順位(高い順) (P76)	21年 位 22年 位	21年 位 22年 位	21年 位 22年 位	21年 位 22年 位
	一般会計繰入順位(多い順) (P76)	21年 位 22年 位	21年 位 22年 位	21年 位 22年 位	21年 位 22年 位
	国保資格証明書交付件数 (P82)	21年 件 22年 件	21年 件 22年 件	21年 件 22年 件	21年 件 22年 件
	(7)②保険料(税)滞納者への滞納処分停止の適用件数	20年 件 21年 件	20年 件 21年 件	20年 件 21年 件	20年 件 21年 件
4. 生活保護	(1)①相談・申請・保護開始件数 (2021年度)	相談 件 申請 件 保護開始 件	相談 件 申請 件 保護開始 件	相談 件 申請 件 保護開始 件	相談 件 申請 件 保護開始 件
	(1)③扶養照会した世帯数	20年 世帯 21年 世帯	20年 世帯 21年 世帯	20年 世帯 21年 世帯	20年 世帯 21年 世帯
	内. 金銭的援助が受けられた世帯数	20年 世帯 21年 世帯	20年 世帯 21年 世帯	20年 世帯 21年 世帯	20年 世帯 21年 世帯
	(1)⑦3)1職員当たりの担当世帯数	21年 世帯 22年 世帯	21年 世帯 22年 世帯	21年 世帯 22年 世帯	21年 世帯 22年 世帯
5. 福祉医療	子ども医療費助成の対象範囲 (P92)	通院: 入院:	通院: 入院:	通院: 入院:	通院: 入院:
6. 子育て	(3)①学校給食への自治体独自補助	()ある()なし	()ある()なし	()ある()なし	()ある()なし
	(3)②保育施設等の給食への自治体独自の補助	()ある()なし	()ある()なし	()ある()なし	()ある()なし
7. 障害	(1)入所施設の入所待機者数 対前年同月比	待機者数 人 %	待機者数 人 %	待機者数 人 %	待機者数 人 %
8. 予防接種	(1)おたふく・带状疱疹・子どものインフルエンザへの助成 (P106)	()おたふくかぜ ()带状疱疹 ()インフルエンザ	()おたふくかぜ ()带状疱疹 ()インフルエンザ	()おたふくかぜ ()带状疱疹 ()インフルエンザ	()おたふくかぜ ()带状疱疹 ()インフルエンザ
	(2)高齢者肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担金額 (P107)	円	円	円	円
9. 健診	(1)産婦健診の助成回数 (P109)	回	回	回	回

2022年愛知自治体キャラバンコース表

コース	責任団体	日程	自治体名	訪問時間	2021年実績				団長	事務局長
					請願	陳述	要請団	当局		
第1	年金者組合	10/18 (火)	長久手市	10:30～11:30			13	13	年金者組合 丹羽	社保協 吉田
			日進市	13:00～14:00			14	15		
			東郷町	15:00～16:00	○	○	13	12		
	年金者組合	10/19 (水)	愛西市	10:30～11:30			21	12	年金者組合 水野	社保協 澤田
			津島市	13:00～14:00			17	12		
			大治町	15:00～16:00			13	15		
	年金者組合	10/20 (木)	弥富市	10:30～11:30			11	7	年金者組合 水野	社保協 吉田
			蟹江町	13:30～14:30			11	14		
			飛島村	15:15～16:15			8	9		
	一宮社保協	10/21 (金)	一宮市	10:00～11:30			31	24	一宮社保協 鈴岡	社保協 日下 村瀬(現地)
			稲沢市	13:00～14:30	○		23	17		
			あま市	15:30～16:30	○		15	15		
第2	自治労連	10/18 (火)	清須市	10:00～11:00			17	15	自治労連 林	社保協 小松
			北名古屋市	13:00～14:00			16	17		
			岩倉市	14:45～15:45	○		19	17		
	自治労連	10/19 (水)	江南市	10:30～11:30			16	16	愛障協 山口	社保協 塚本
			扶桑町	13:00～14:00			9	13		
			犬山市	14:45～15:45			15	8		
	自治労連	10/20 (木)	豊山町	10:30～11:30			7	6	自治労連 林	社保協 伊藤
			小牧市	13:15～14:15			13	21		
			大口町	15:15～16:15	○		10	12		
	自治労連	10/21 (金)	瀬戸市	10:00～11:30	○	○	15	14	自治労連 橋口	社保協 澤田
			尾張旭市	13:15～14:15		○	14	16		
			春日井市	15:30～16:30			23	15		
第3	愛労連	10/18 (火)	東浦町(リモート)	9:30～10:30			4	10	愛労連 西尾	社保協 矢野
			大府市	13:00～14:00			7	15		
			豊明市	15:00～16:00	○		10	10		
	愛労連	10/19 (水)	東海市	13:00～14:30			17	21	愛労連 若井	社保協 知崎
			知多市	15:15～16:15			7	9		
	愛労連	10/20 (木)	阿久比町	9:00～10:00			12	15	愛労連 竹内	社保協 松井
			武豊町	11:00～12:00			8	11		
			半田市	14:00～15:00		○	16	13		
	愛労連	10/21 (金)	美浜町	10:00～11:00			7	8	愛労連 谷藤	社保協 松井
			南知多町	13:00～14:00			7	9		
			常滑市	15:30～16:30			10	17		
第4	新婦人	10/18 (火)	豊田市	10:00～11:30	○		10	21	新婦人 肌附	社保協 澤田
			みよし市	13:00～14:00			11	14		
			知立市	15:15～16:15		○	10	13		
	社保協	10/19 (水)	刈谷市	10:00～11:00	○	○	15	30	社保協 武田	社保協 伊藤
			高浜市	13:00～14:00			8	14		
			碧南市	14:45～15:45	○	○	11	9		
	社保協	10/20 (木)	安城市	10:30～11:30			14	11	社保協 武田	社保協 小松
			岡崎市	13:30～15:00	○		14	29		
	社保協	10/21 (金)	西尾市	10:30～12:00		○	17	24	社保協 吉田	社保協 知崎
			幸田町	14:00～15:00			9	14		
第5	自治労連	10/18 (火)	新城市	10:30～11:30			8	16	東三河労連 青木	社保協 松井
			豊川市	13:30～14:30			12	14		
			蒲郡市	15:45～16:45			7	20		
	自治労連	10/19 (水)	豊橋市	10:30～12:00			15	10	自治労連 林	社保協 矢野
			田原市	14:00～15:00			10	23		
	自治労連	10/20 (木)	東栄町	10:00～11:00			3	7	社保協 西村	社保協 日下
			豊根村	13:00～14:00			3	2		
			設楽町	15:00～16:00			3	3		
	社保協	11/4 (金)	名古屋市	14:00～16:00			23	24	社保協 森谷	社保協 小松
			愛知県	14:00～16:00			27	29		
			東三河広域連合	13:30～15:00			16	2		

※名古屋、愛知県の懇談時間は120分。

※一宮市、稲沢市、瀬戸市、東海市、豊田市、西尾市、岡崎市、豊橋市、東三河広域連合の懇談時間は90分。

※阿久比町は2021年書面開催となったため2020年の実績。

愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回、43年目を迎えました。

要請項目は、その時々重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延人数は、要請団側が930人、当局・議会関係者側が約800人にのぼります。ただし、コロナ禍で実施となった2021年の懇談は、参加人数の制限などに伴い要請団・当局とも約700人となりました。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌81年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。82年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2020年から豊田市も文書回答が届き、アンケート・文書回答とも100%の協力となりました。
- ・各市町村のアンケート回答および文書回答は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページに掲載しています。

要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	2000年	2005年	2010年	2015年	2018年	2019年	2020年	2021年
介護保険の保険料独自減免	5%	54%	55%	44%	54%	54%	54%	54%
介護保険の利用料独自減免	8%	35%	44%	39%	37%	37%	37%	37%
住宅改修の受領委任払い	—	10%	70%	80%	76%	76%	81%	85%
福祉用具の受領委任払い	—	7%	51%	65%	69%	69%	76%	80%
障害者控除認定書の発行枚数	—	7,155	29,955	50,017	65,572	68,867	68,131	—
障害者控除の対象者(要介護1以上)	—	—	69%	70%	76%	80%	81%	—
要介護者に障害者控除認定書を送付	—	—	21%	37%	50%	52%	52%	—
◎小学校卒業までの医療費無料	0%	4%	82%	89%	98%	100%	100%	100%
◎中学校卒業までの医療費無料	0%	1%	51%	85%	93%	98%	98%	98%
18歳年度末までの医療費無料(通院)	0%	0%	2%	6%	11%	13%	13%	30%
18歳年度末までの医療費無料(入院)	0%	0%	2%	9%	17%	30%	48%	70%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	1%	51%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
☆国保・高額療養費受領委任払い	10%	25%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	—	34%	75%	93%	96%	96%	96%	96%
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	—	—	16%	100%	100%	100%	100%	100%
☆妊婦健診助成回数拡大	—	16%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
文書回答	13%	94%	93%	96%	98%	98%	100%	100%
自治体数	88	68	57	54	54	54	54	54

(注)1. 実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日の実施状況(実施確定した予定を含む)。

2. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

3. 2000年～2021年の詳細データはP120参照。

要望事項を実施した市町村割合の推移 (愛知自治体キャラバン結果から)

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	要望開始年	2000年	2002年	2004年	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
介護保険の保険料独自減免	1998年	5%	18%	47%	48%	54%	55%	54%	54%	44%	50%	48%	54%	54%	54%	54%
介護保険の利用料独自減免	1998年	8%	25%	36%	37%	41%	44%	39%	39%	39%	39%	39%	37%	37%	37%	37%
住宅改修の受領委任払い	2003年	—	—	6%	29%	52%	67%	76%	78%	80%	80%	82%	76%	76%	81%	85%
福祉用具の受領委任払い	2003年	—	—	5%	22%	41%	51%	61%	65%	65%	67%	69%	69%	69%	76%	80%
障害者控除認定書の発行枚数	2002年	—	3,768	5,114	10,466	18,544	29,955	34,778	45,136	50,017	56,262	60,994	65,572	68,867	68,131	—
障害者控除の対象者(要介護1以上)	2006年	—	—	—	24%	51%	69%	72%	70%	70%	72%	74%	76%	80%	81%	—
要介護者に障害者控除認定書を送付	2006年	—	—	—	3%	15%	21%	28%	37%	37%	43%	46%	50%	52%	52%	—
◎小学校卒業までの医療費無料制度	2005年	0%	1%	3%	6%	54%	82%	85%	89%	89%	94%	96%	98%	100%	100%	100%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	2007年	0%	1%	1%	2%	30%	51%	76%	78%	85%	87%	91%	93%	98%	98%	98%
18歳年度末までの医療費無料制度(通院)	2010年	0%	0%	0%	0%	0%	2%	6%	6%	6%	9%	11%	11%	13%	13%	30%
18歳年度末までの医療費無料制度(入院)	2010年	0%	0%	0%	0%	0%	2%	6%	9%	9%	11%	13%	17%	30%	48%	70%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い (現物給付1997年 自動払い2003年)	1997年 2003年	1%	5%	30%	65%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
☆国保・高額療養費受領委任払い	2001年	10%	10%	18%	33%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	2003年	—	—	24%	54%	72%	75%	91%	93%	93%	94%	96%	96%	96%	96%	96%
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	2009年	—	—	—	—	3%	16%	74%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
☆妊婦健診助成回数拡大	2003年	—	—	14%	21%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
文書回答	—	13%	50%	79%	97%	97%	93%	96%	96%	96%	96%	96%	98%	98%	100%	100%
自治体数	—	88	88	87	63	61	57	54	54	54	54	54	54	54	54	54

(注) 1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日現在の実施状況(実施確定した予定を含む)。

2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは「現物給付＋自動払い」の推移。2008年に全県で現物給付に変更し、立替払いが不要となった。

3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から通院も現物給付が実現。

4. 「—」の年は、未集約。

5. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

発 行：愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫
（事務局団体）愛知県社会保障推進協議会／愛知県労働組合総連合
日本自治体労働組合総連合愛知県本部／新日本婦人の会愛知県本部
連絡先：愛知県社会保障推進協議会 （〒456-0006）
名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号
電話 052-889-6921 fax 052-889-6931
<http://syahokyo.airoren.gr.jp/>
syahokyo@airoren.gr.jp
発行日：2022年10月11日